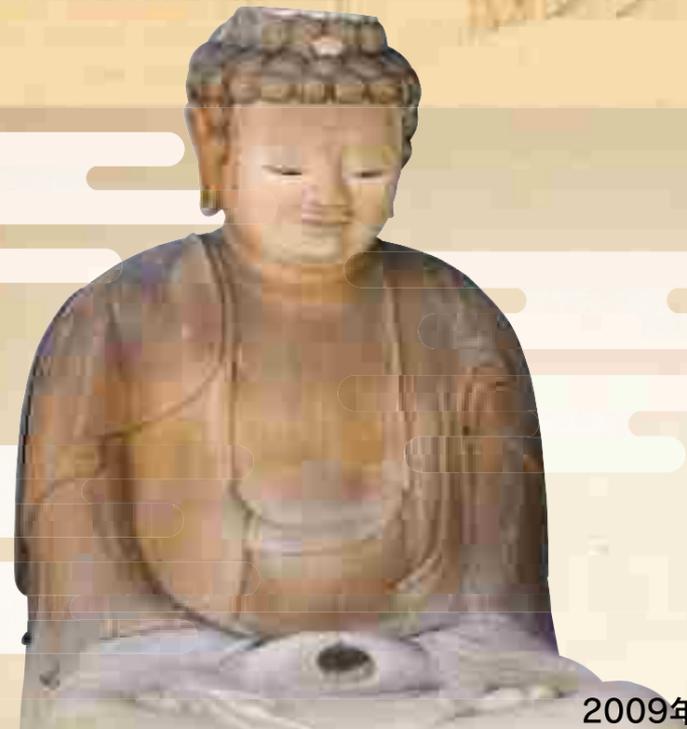


佐賀大学・小城市交流事業特別展図録

中世小城の 歴史・文化と肥前千葉氏



2009年10月



佐賀大学地域学歴史文化研究センター

中世小城の歴史・文化と肥前千葉氏

二〇〇九 佐賀大学地域学歴史文化研究センター



肥前小城郡内町神田字里女五博
木倉元一町同字里河橋分三町一併
保里字里三之博字依合二町合字同
之事任河刺為河道山久遠寺寺地
於未代法知約不可有相違者也仍云
執事為詳

三五五三年

横月六日

若菜公頼

常久殿

幸尾山

光徳寺

山内六伴



中世小城の歴史・文化と肥前千葉氏

はじめに

本書は、佐賀大学地域学歴史文化研究センターと小城市教育委員会の共催による特別展「中世小城の歴史・文化と肥前千葉氏」にあわせて作成された図録である。今回の共催展は、地域学歴史文化研究センターの前身である佐賀大学文系基礎学プロジェクトの時代から数えて六回目であり、佐賀大学と小城市の協力協定に基づくものである。

千葉氏は一二世紀末に小城に所領を得、一四世紀前半に惣領家が下総国から小城の地へ移り、小城郡から佐賀郡・杵島郡・藤津郡にまで勢力を広げ、一時期肥前国で最大の勢力となった。しかしながら、肥前地方の中世・戦国史といえばまず龍造寺氏や肥前松浦党などが想起され、千葉氏に関する研究は少ない。そのため地域学歴史文化研究センターと小城市教育委員会では、二〇〇八年一〇月より「千葉氏研究プロジェクト」を発足させ、千葉氏に関する共同研究をすすめてきた。今回の特別展はその中間報告であり、さらにその成果を図録としてまとめることにした。

そのため本図録では、展示品の図版・解説にとどまらず、論説や資料翻刻・紹介に多くの紙数を割いた。多くの方々にご利用いただければ幸いである。

本書の編集は、佐賀大学経済学部教授宮島敬一を中心に、千葉氏研究プロジェクトのメンバーが担当した。最後に、本書作成にご協力下さった皆さまにお礼申し上げます。

二〇〇九年一〇月

佐賀大学地域学歴史文化研究センター

センター長 高崎 洋 三

凡例

一 本書は、佐賀大学地域学歴史文化研究センターと小城市教育委員会とが共催する特別展「中世小城の歴史・文化と肥前千葉氏」（期間 平成二一年一〇月一七日～十一月五日、会場 小城市立歴史資料館）にあわせて作成された。なお、本書図版には陳列されなかった資料等も収録されており、図版番号と陳列番号とは一致しない。

一 図版の編集は、平成二〇年一〇月発足の「千葉氏研究プロジェクト」のメンバーである宮島敬一（佐賀大学経済学部教授）・古庄秀樹（小城市教育委員会文化課文化財保護係長）・田久保佳寛（同文化振興係主査）・伊藤昭弘（地域学歴史文化研究センター准教授）・野口朋隆（同非常勤博士 研究員）・大塚俊司（同教務補佐員）が担当した。

一 丸井敬司氏（元千葉市立郷土博物館館長）には、論説執筆をお願いした。史料編の校正は、亀井森（地域学歴史文化研究センター教務補佐員）・古賀亜紀（同事務補佐員）の助力を得た。

一 史料の掲載にあたっては、次のように表記した。

（一）原則として常用漢字を用い、かなは現行のひらがな・カタカナに改めた。ただし、「ㇿ（より）」「ㇾ（して）」、及び助詞の「江」「茂」「者」「与」はそのままとした。

（二）史料には読点「、」や並列点「・」をつけた。また、敬意を示す闕字・平出は省略した。

（三）編集者による校訂は丸括弧に入れ、傍注とした。誤記・意味不明などの場合には、正字を傍注とするか、（ママ）を付した。脱字は（脱か）と注記した。疑念が残る場合には（カ）を加えた。

（四）本文以外の部分は上下にカギ括弧を付し、その右肩に（表紙）（別紙）など、傍注を付した。

（五）原文に改変がある場合には、基本的に改変後の文字を記した。破損などで解読不能な場合には、字数の判明するものは□で、判明しないものは「」で示した。

（六）史料中には、前近代社会において形成された差別的用語が含まれている場合があるが、そのまま掲載した。これは差別を容認するものではなく、差別問題の克服に資することを意図したものである。

目次

はじめに	宮島敬一	2
凡例		3
図版		5
論説		
肥前千葉氏の繁栄とその歴史的背景	宮島敬一	29
千葉氏と妙見信仰	丸井敬司	39
千葉氏関連遺跡について 千葉城跡と妙見遺跡の発掘調査の成果から	古庄秀樹	50
佐賀藩政下における千葉氏	野口朋隆	60
肥前千葉氏の発給文書について	大塚俊司	67
資料解説		
戦国時代千葉氏略年表	大塚俊司	76
関係地図		
千葉城縄張図	田久保佳寛	78
小城市内主要寺社位置図		80
史料編		
一、肥前千葉氏発給文書	大塚俊司	81
二、「直茂公譜考補」千葉氏関係記事抄録	野口朋隆	82
三、「勝茂公譜考補」千葉氏関係記事抄録	野口朋隆	92
四、「神代家伝記」乾 千葉氏関係記事抄録	野口朋隆	97
五、神代家文書	野口朋隆	99
六、「妙見太刀神代家ヨリ献上ニ付而之記」	田久保佳寛	102
七、千葉氏系図	野口朋隆	106
八、近世千葉氏系図	野口朋隆	117
肥前千葉氏発給文書目録	大塚俊司	118
謝辞		



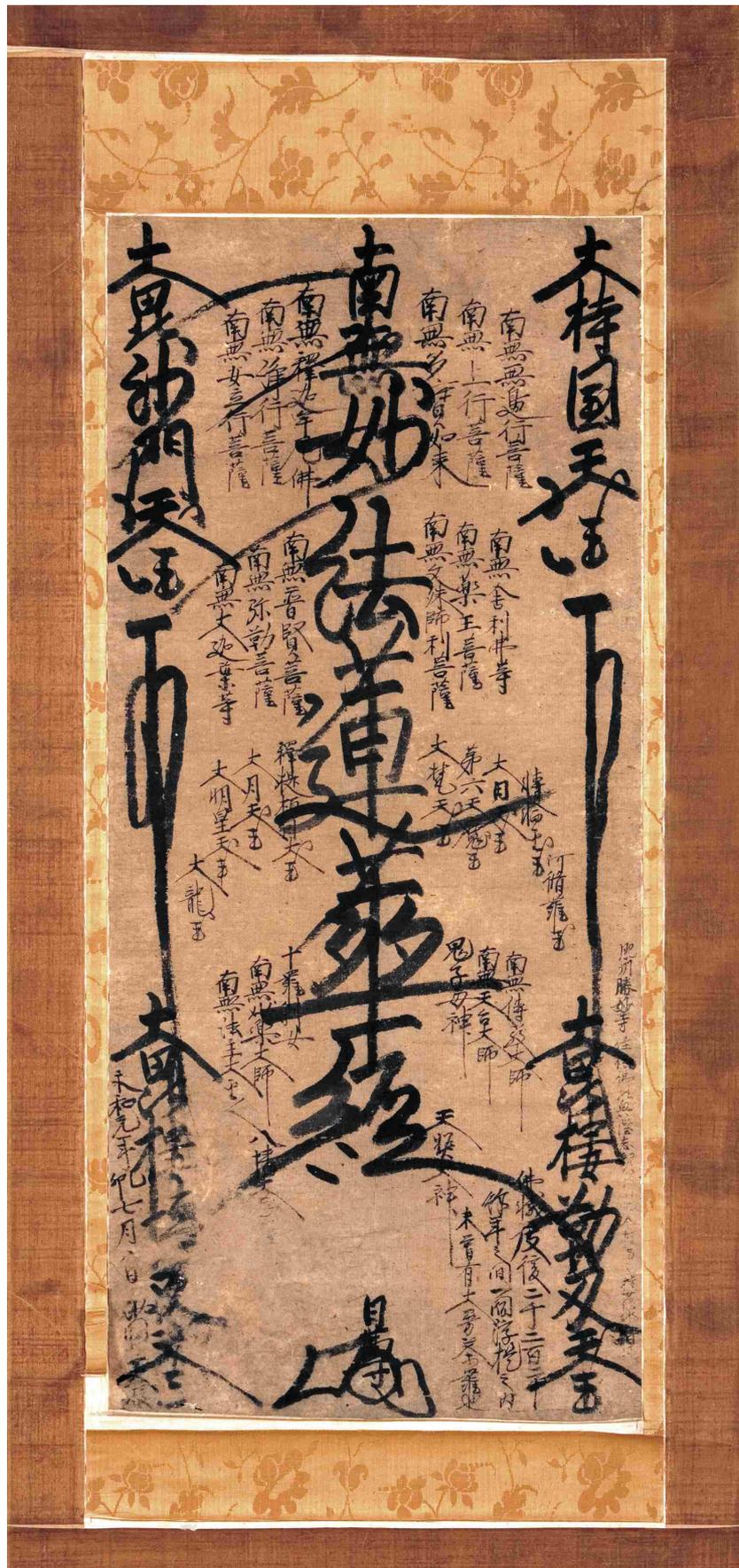
1 千葉胤貞座像

光勝寺



2 日蓮曼荼羅

勝妙寺



4 日尊曼茶羅

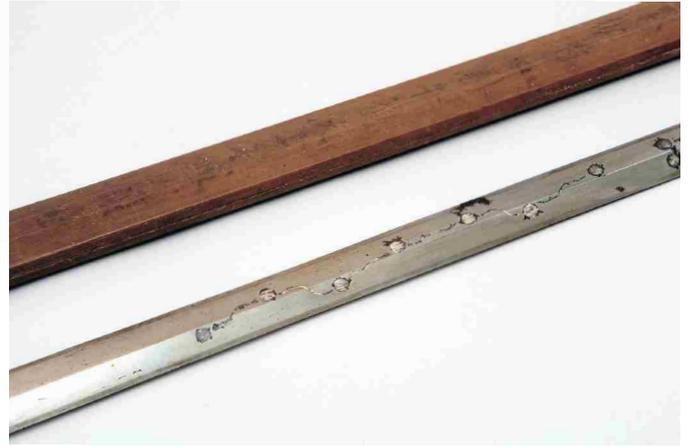
勝妙寺



5 伝千葉氏像
延命寺



6 銅造妙見像
小城市立歴史資料館



北斗七星



昭和4年に記された箱書。
文保元年に千葉胤貞より奉納されたと記されている。

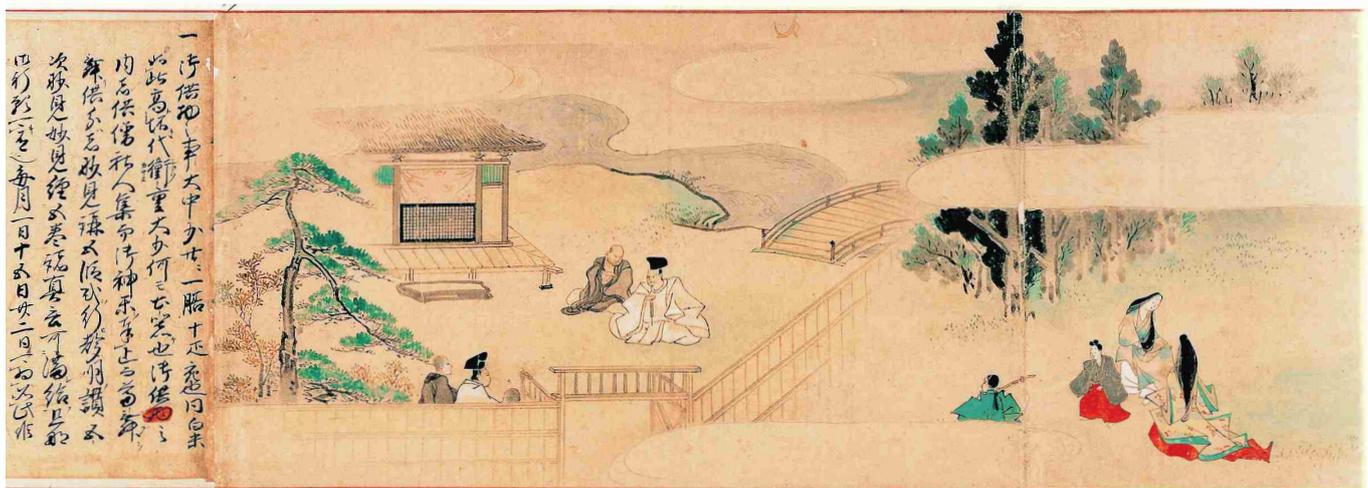


7 妙見之宝剑

光勝寺



国分三郎を捕らえる本間氏と洪谷氏



千葉に戻った亀若丸

8 妙見大縁起絵巻

栄福寺



10 木造多聞天立像 (佐賀県重要文化財)

円通寺



9 木造持国天立像 (佐賀県重要文化財)

円通寺



11 木造薬師如来坐像 (佐賀県重要文化財)

三岳寺



12 木造大日如来坐像 (佐賀県重要文化財)

三岳寺



13 木造十一面観音菩薩坐像 (佐賀県重要文化財)

三岳寺



14 誕生仏

妙勝寺



15 木造薬師如来坐像（小城市重要文化財）

小城市三日月町岡本地区



胎内墨書



16 銅製御正体

小城市教育委員会



かわらけ破片

17 千葉城跡出土資料（土師器・外国産陶磁器等）

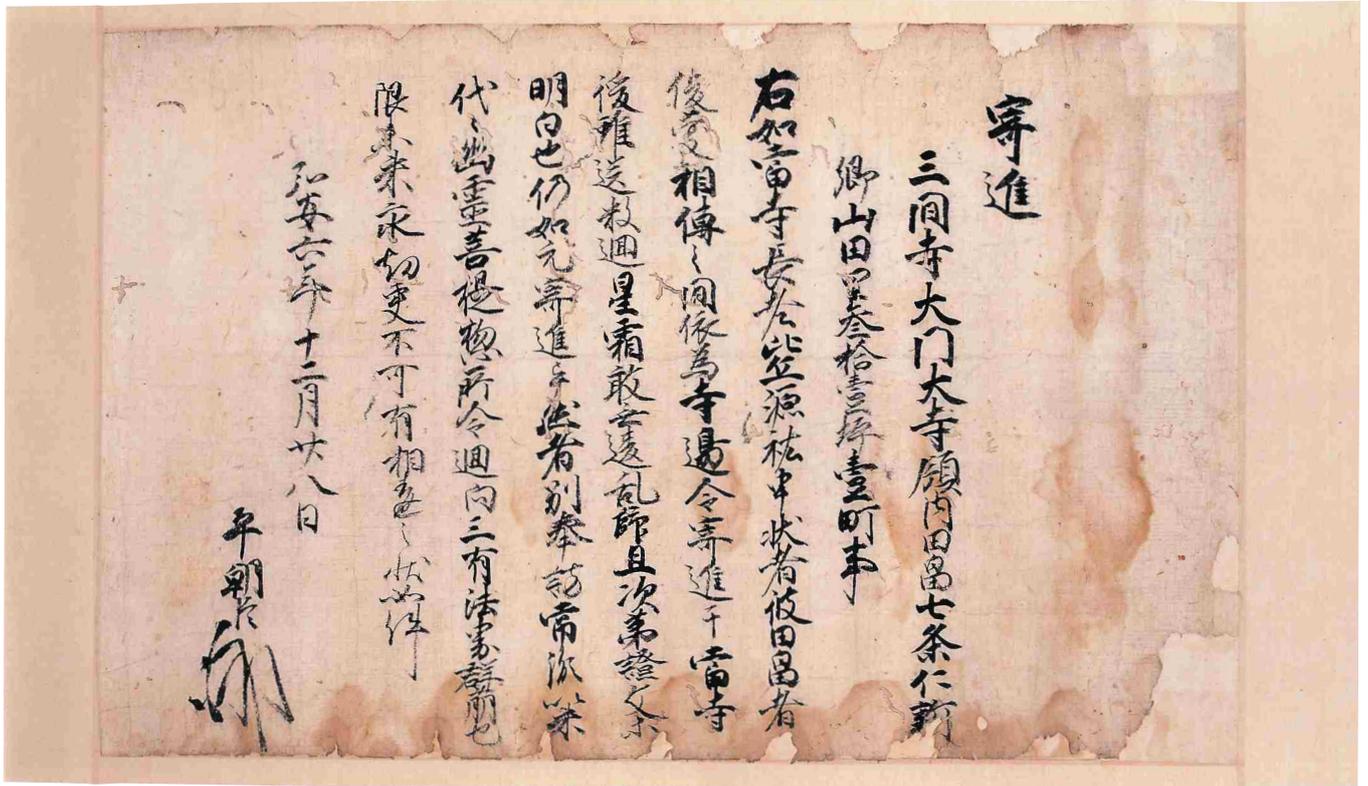
小城市教育委員会



磁州窯系鉄絵壺破片

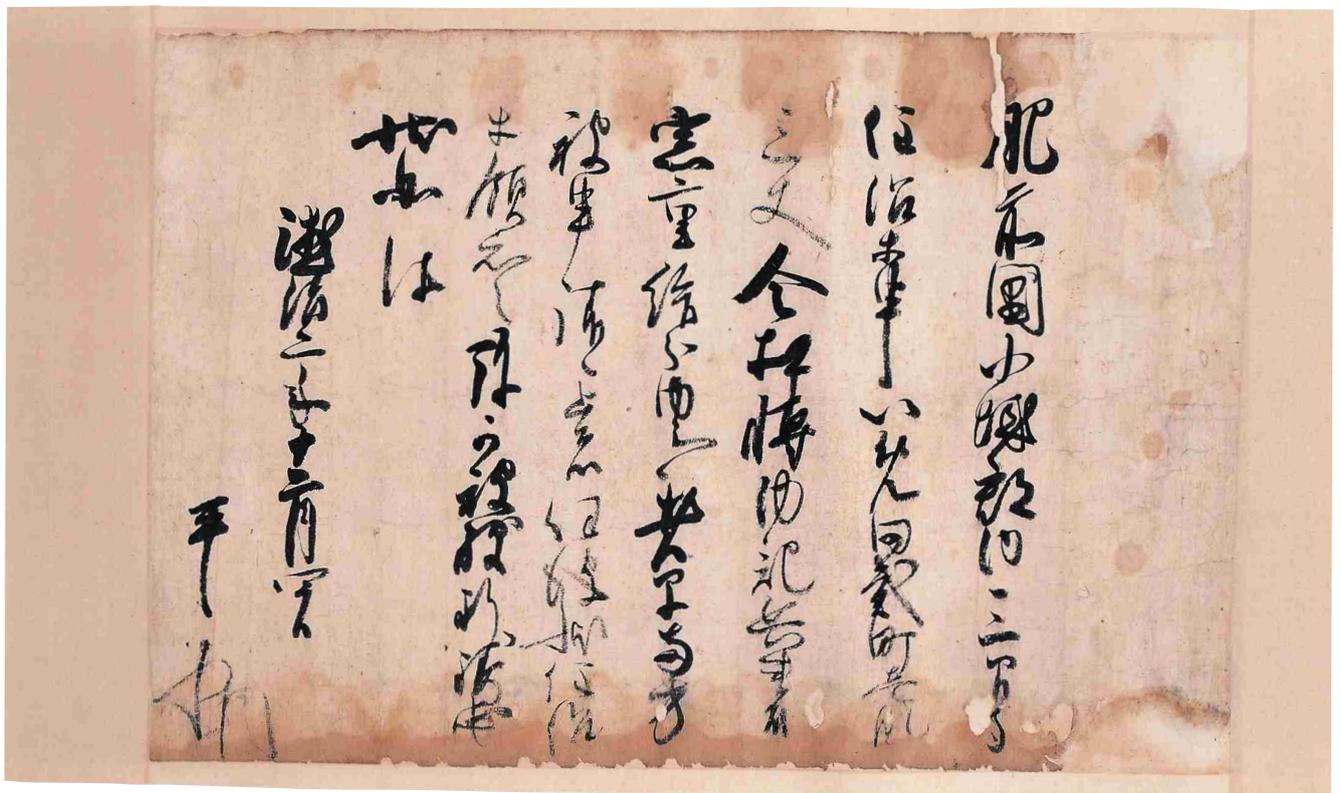


龍泉窯系聖寺器破片



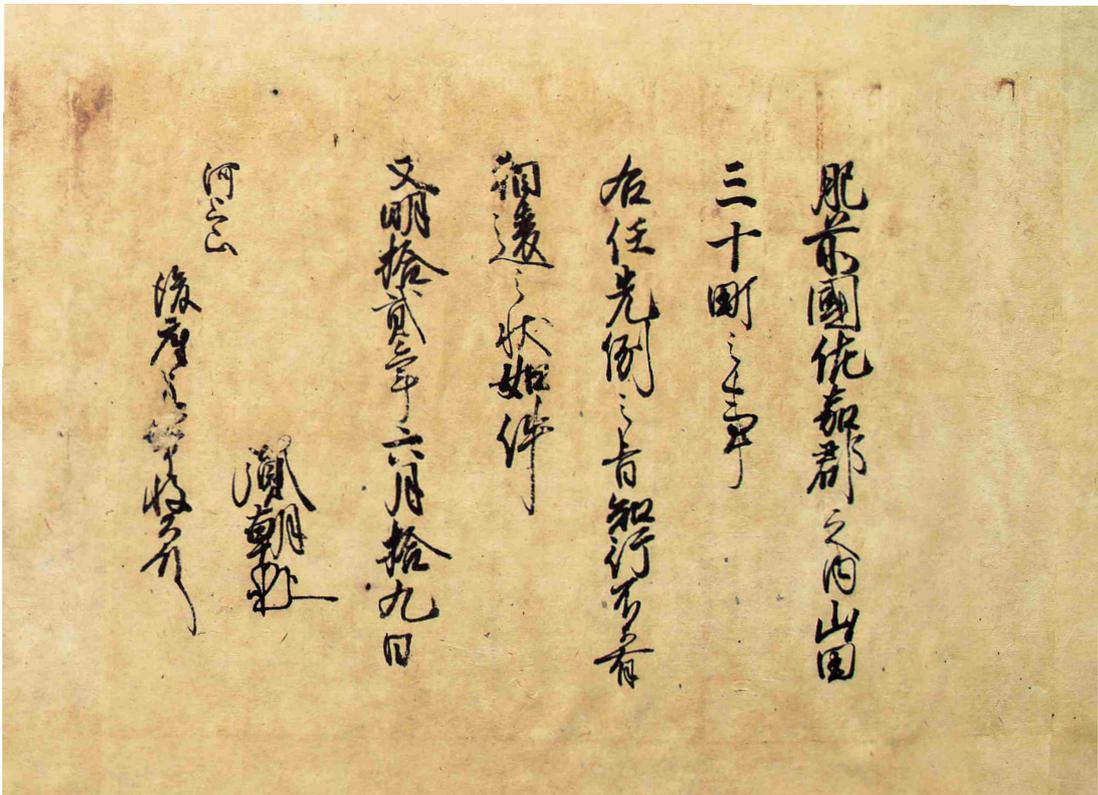
18 千葉宗胤書下 (小城市重要文化財)

円通寺



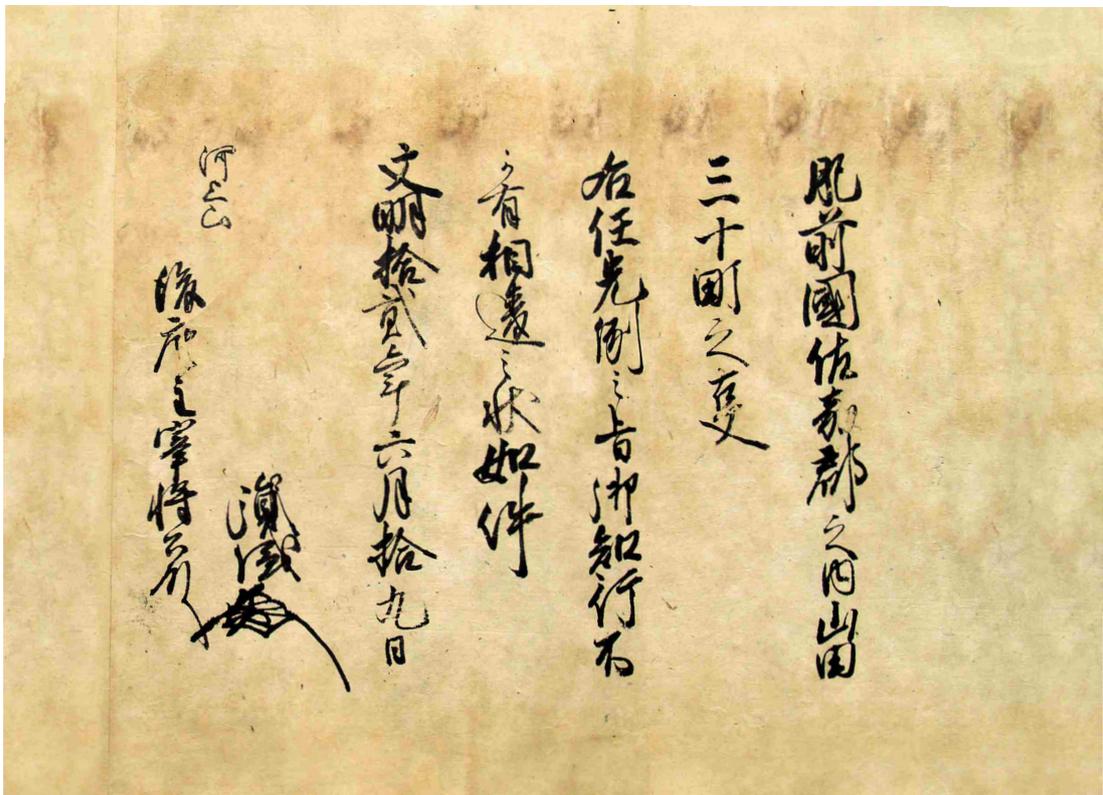
19 千葉胤貞カ書下 (小城市重要文化財)

円通寺



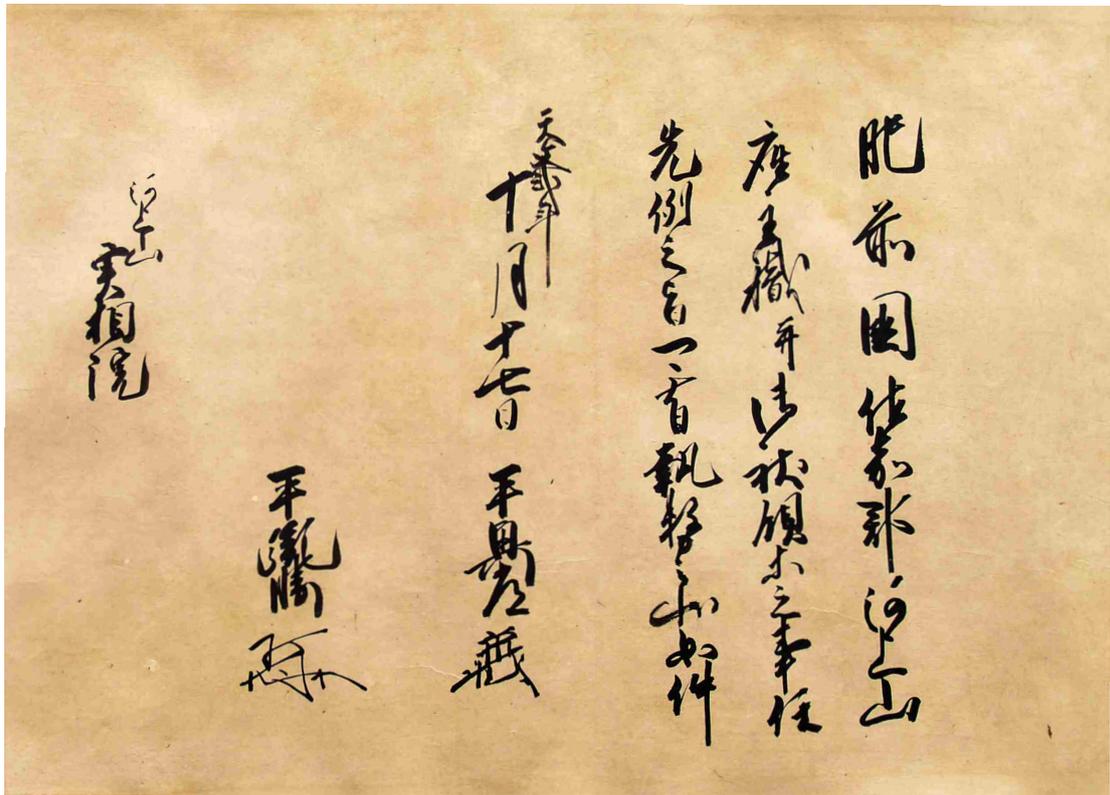
20 千葉胤朝書下 (国重要文化財)

河上神社文書



21 千葉胤盛書下 (国重要文化財)

河上神社文書



22 千葉興常・胤勝連署書下 (国重要文化財)

河上神社文書



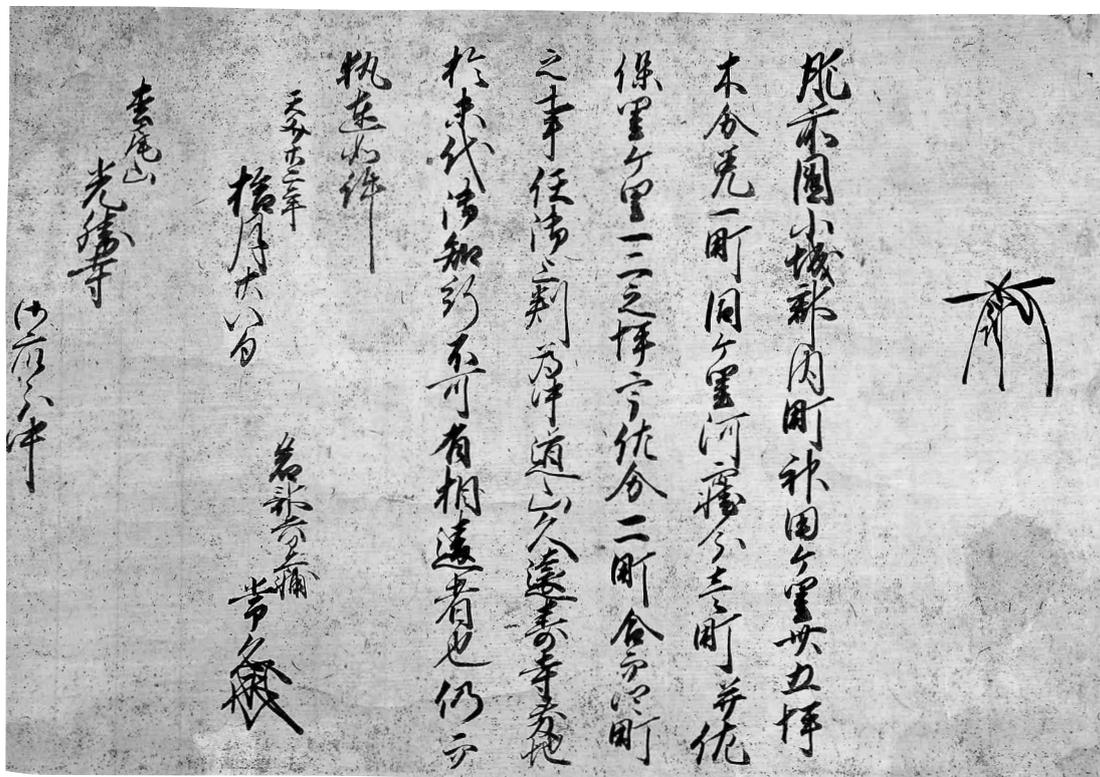
23 千葉興常・胤勝連署禁制 (国重要文化財)

河上神社文書



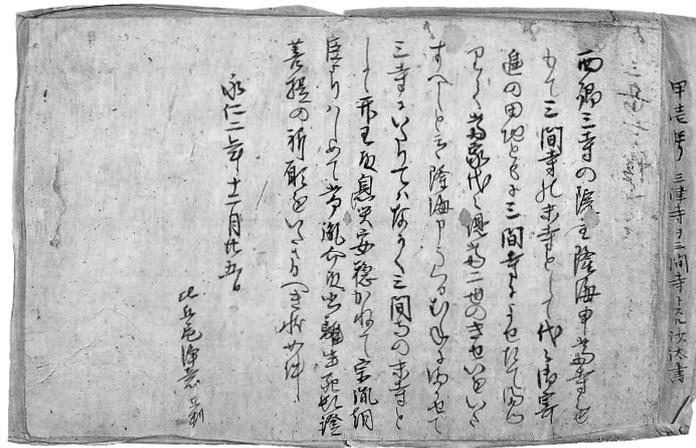
24 千葉胤頼書下

光勝寺



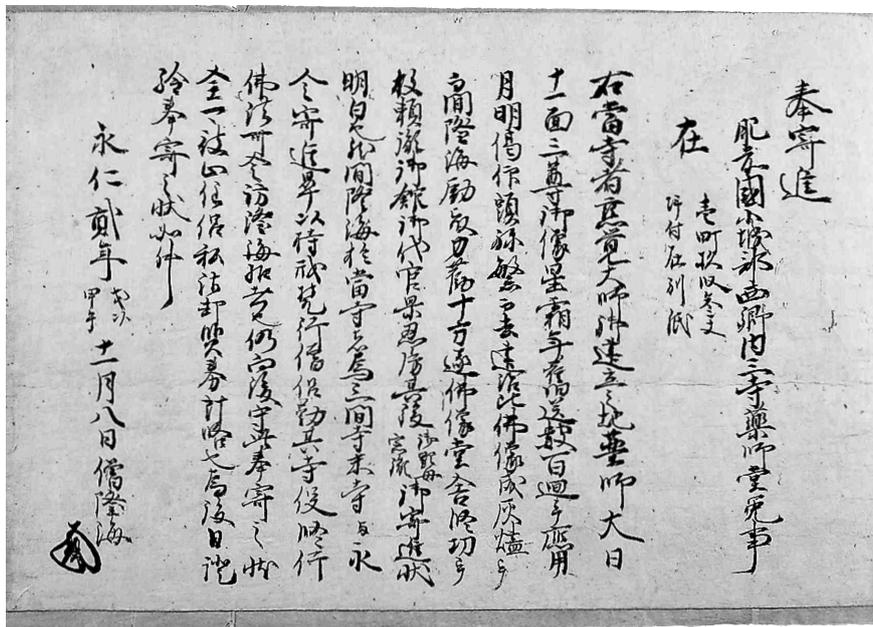
25 千葉胤連袖判岩部常久奉書

光勝寺



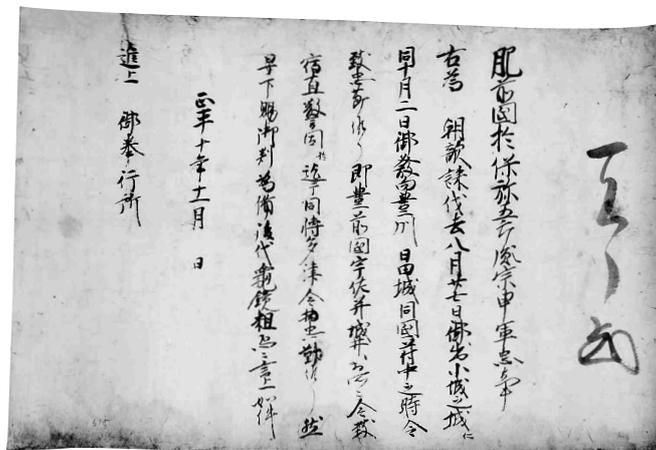
26 比丘尼浄意置文 (写) (小城市重要文化財)

三岳寺



27 僧隆海田地寄進状 (写) (小城市重要文化財)

三岳寺



28 於保胤宗軍忠状 (佐賀県重要文化財)

多久家文書

テ出ル

千葉家継自少戴事

文明十八年丙午五月十七日十八日洪水豊後筑後肥前國ノ人民牛馬流レ死スル事其數ヲ不知然ルニ今年十月三日ノ夜小城千葉介胤朝舎弟胤將ヲ討レ又彼胤將ハ去ヌル文明二年ノ軍ニ敗走シテ其後ハ深山函谷ニ隱居ケルカ其無念ヲ暗サント時節ヲ待此度トシクト思立一味同心ノ者ヲ相語ラヒ急ニ國府へ取懸夜討ニソシケル胤朝討レテ家人等皆十方ニ暗心々ニ成果テ千葉ノ本家既ニ

断ナントス其比少戴政資ハ肥筑ノ際ヲ切從へ率府ノ本所へ築堵セシカ胤朝ノ討レシ夏ヲ聞無本意仕合ニ思ヒシカハ彼惡黨次即胤將以下ノ輩誅伐スベシトセラレシ處ニ胤將ハ逐電ニ及ヒ同類皆落失ケリ其中ニ成松宮内少輔章數ト云者アリ神崎莊へ居タリシヲ少戴方ヨリ討テ差遣シ討取ントス成松モ剛者ニテ散々ニ打戦ヒシカ多勞ニ取籠ラレ痛手餘多蒙リシリハ是迄トヤ思ヒケシ梯田宮へ走リ込腹搔切テ取タリ斯リシ後ハ胤將カ与黨モ散々ニ成テ諍諍シケリ斯ニ少戴ハ千

1833

番

治乱記

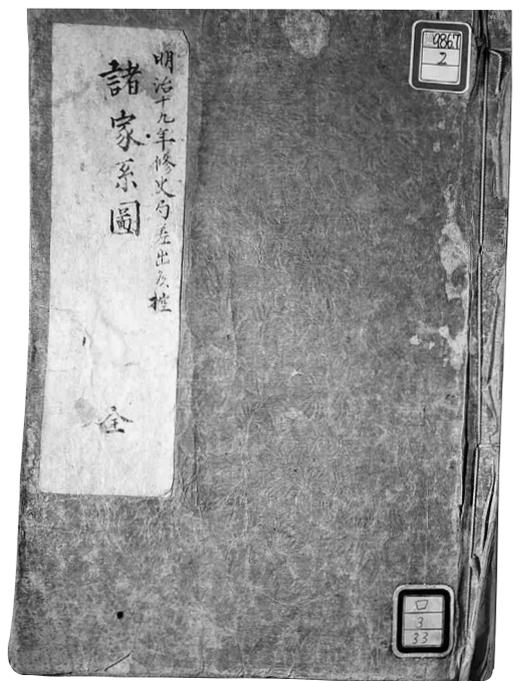
三

葉家ノ新絶ヲ歎キ同十二月三日己卯芽ヲ肥前へ差越胤朝ノ女ノ一人アリシニ嫁シテ彼名跡トシ千葉肥前守胤資ト号シケル後ニ又其比千葉介興常ト云者アリ其父ハ胤盛ト号シテ胤朝ノ弟胤將トハ兄也胤盛ハ兄ヨリイト早ク死去シヌ興常ハ若年也シテ家人共撫育シ胤棟ト号シテ大内介義興ヲ頼テ居ケリ然ルニ義興頃日是ヲ加冠シ興常ト改名セシメ小城郡赤目ノ城ニアリ此興常嫡家ノ胤朝今ノ胤資トモ中ヨカラズ其改テ聞ニ千葉胤元末少戴ト暗シク備ニ一族ノ如シ又大内少戴

ハ怨敵也然ルニ興常ハ大内介ニ從テ故本家ノ千葉トハ中惡ク是ヨリ千葉家ニツニ分テ敵味方ト争ヒテ互ニ又テ確ケルト也
少戴政資出張有箱崎八幡社家炎上ノ事其時長享三年ニ改元シテ延徳ニ移ル今年己酉十二月廿三日太宰少戴政資筑前ヲ打出肥前國養父山城ニ於テ汝河刀林王丸ト相戦テ汝川方ニハ千葉介興常肥前少戴ヲ打戦ヒシカ汝川利ヲ失テ西家ノ軍兵多ク討レカ称王丸ハ筑後國へ引退キ大塚ノ城へ籠ラレケル大ヨリ政資豊後ノ大友政親下

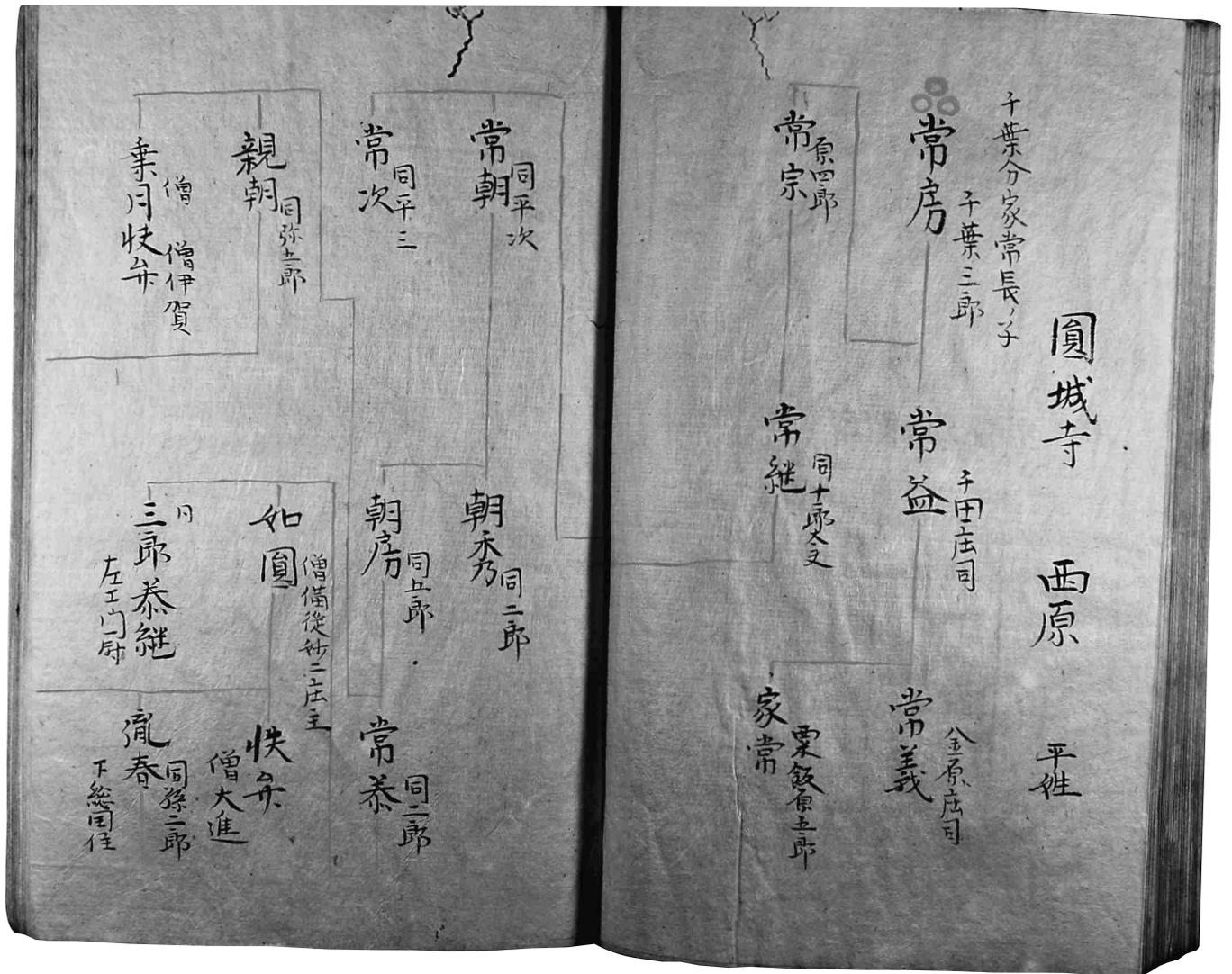
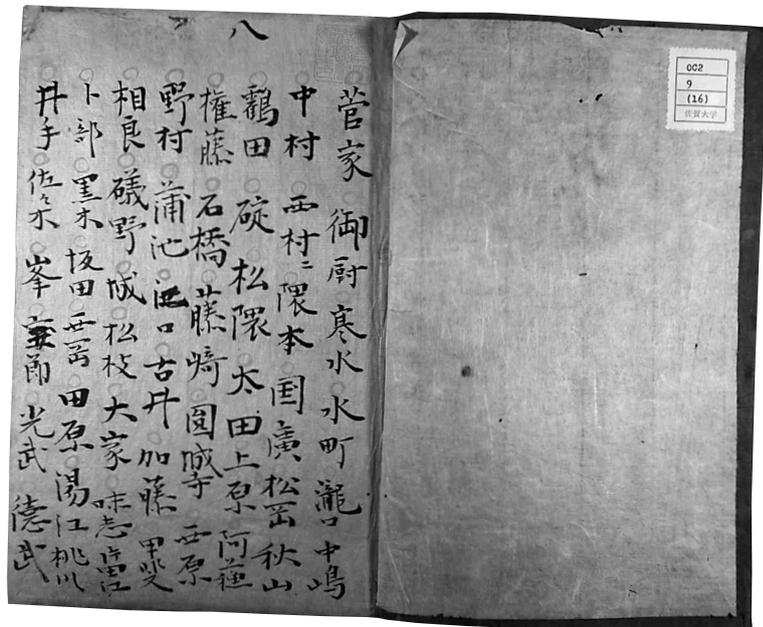
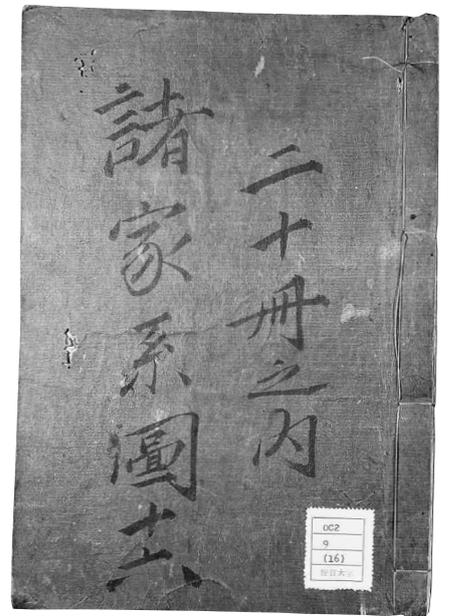
<p>經胤 早世</p> <p>胤鎮 十葉介 法名日朝 初名胤卿 康正元年六月廿七日卒去</p>	<p>卒去年七歲子俊德院殿 建武元年戊午自下総国初 肥前国小城上下向松尾山 閑基 属足利將軍多々良宮城兵 兵庫和田傳山等之合戰軍 忠</p>	<p>胤貞 十葉大隅守法名日歡 建武三年丙子十月廿日</p> <p>胤恭 同刑部大輔法名亮胤 應永十三年七月十日</p>	<p>時胤 十葉介 仁治三年九月十七日 卒去廿七歳</p> <p>頼胤 十葉介 建仁元年八月十五 卒去三十七歳 日采者家古武備 于肥前国之所領 在任去年文永十 一蒙古合戰被疵 於小城卒去</p>
<p>俊胤 永享二年八月早世 十二歳</p> <p>元胤 十葉介 法名日元 寬正五年十月廿九日卒去 廿八歳 同城任</p> <p>教胤 十葉介 法名日教 天明元年六月十七日 攻六村封于藤津</p>	<p>卒去十四歳 小城郡高田城任 曆應三庚辰正月 十六日於當城鬼門 彦出權現始而勸請 之</p> <p>胤繼 正平七年正月 三日卒去廿二歳</p> <p>女子 探題今川仲於至 法名日音</p>	<p>胤基 十葉介 同右京大夫法名胤 同廿四年十月廿日卒去</p>	<p>胤宗 十葉介 下総国居住關東十葉 之租 同太即</p> <p>宗胤 同太即 永仁三年正月十六 卒去三十歳 小城郡田通禪寺岡 基九朔十葉之租</p>

<p>乙法師</p> <p>胤將 同次郎 初法院之出家 文明二年十月十九日 遷俗同十月廿 三日又胤朝合戰没 落</p> <p>喜胤 十葉介 丹波守 天文十一年四月廿 卒去三十四歳 移于平井之館</p>	<p>胤盛 法名日盛 文明十一年十月廿日卒去 兄討死之後赴于中國 頼六内介 天文九年六月廿日卒去 住持香之誠</p> <p>胤朝 十葉介 法名日朝 文明十一年十月三日卒去 為合戰胤將討死五十 一歳同次郎教胤合戰後</p> <p>胤資 同肥前守法名胤 明應六年四月九日為 大隈郡於時教討</p> <p>女子 胤家室家督之 法名日光明胤</p>	<p>胤氏 同三郎 同次郎 同氏教胤同赴于藤津文明元年 六月十八日歸歿</p>	<p>胤紹 同次郎 法名日紹 右京大夫 文安二年八月廿日竟 又胤鎮合戰三十八歳 在任</p> <p>政胤 入向討死</p>
---	--	--	---



30 平朝臣德島系図 (「諸家系図」のうち)

鍋島文庫



圓城寺家系圖

31 諸家系圖

小城鍋島文庫

亂重 同平石高
 下総国住
 建武頃
 圓城寺左門尉
 常清 同平石高
 小城郡山内住
 亂清 此時惣領千葉大
 隅守附肥前小城
 郡下向清氣村住
 亂尚 二弟久和守
 永保頃同或郡並
 亂行 西原修理亮
 圓城寺千葉五家
 合義之時又文和
 平畢
 孫多次
 平七
 亂次 伊豆守
 長門守
 亂負 修理亮
 世子孫佐賀多之
 亂安 文相頃圓城寺
 大和守
 信胤 同或郡並
 親胤 同弥平次
 左門尉
 土佐守
 恭親 平尾五郎

亂清 僧肥前
 博父上有
 同式部少卿胤範
 年号未之
 同弥太郎
 野村系
 宇多
 源種
 賴成 六角政頼三男
 野村左近將監
 賴高 同備後守
 初掃部守
 弥三郎
 重高 同甲斐守
 初三郎左門尉中頃
 左近將監
 秀高 野村又三郎
 江別太守佐之丈初六角義秀
 仕祖父左近將監賴成時領知田外
 野田田屋夫倉自地下笠上笠笠野村
 下笠十郎兵衛
 父死去時五又令成合徳虎極
 被召出奉公其後於江戸晴光相令
 令較書江戸江戶退駿河江戶是相

肥陽軍記目錄元

肥前國龜造寺家傳事
籠頼九羽下向事
少貳家事
肥前田傳合戰事
少貳坑前軍 肥前國御津山軍事
軍士會談并小田覚派寄水江事
馬場頼周語言并剛忠公御難事
少貳末千水江并十葉少貳合體事
元公御飯田并馬場父子取期事

胤榮和泉守家門錫場子在門清久公同駿河世
首房後ハミ来リテ悉ク返シカキ主ノ貞ヲシテ
比間小田ノ軍ニ討負テ了ク或テ引退キテテ運
池ノ城下ニテ押詰首殺討取テ取城ニ終ニ少貳
冬尚高家ニ扱ク入五ニ和年ニセテレト聞レ
少貳末千水江并十葉合體事
天文七年三月三日寶琳院家覺法印遷化事
圓藏院ニ葬ル是家絶公ノ息ニテ中御吉殿ノ師
匠ニ同八年八月三日龍造寺ノ正統村中火和守胤
久辛去テ森長院殿ニ封故隱以守康家公次男
ノ家負ト申其嫡刑部太輔胤貞早世ニテテ次

胤胤久元ノ後室ニ嫁ニテ家ヲ嗣給フ其嫡子胤
榮家ヲ絶剛忠ノ御子家門ノ姫ヲ家室ニ定元
天文十年ノ春ノ水水ケ江剛忠公御門ノ以ニ編
笠深ク引入ル男ノ十ニキタルカ一人何カトミ
ナク来テイニ主ナリイックヨリソト思フニ我ハ是ニ
火武念尚ト云者ナリ剛忠翁ニ一言云タキ仔細
有テ只一人来レリト宣フ剛忠公是ヲ聞召テ急
為帽子引立御出シク勿林ニキ御有様ヲ十
トテ請シ入申ル儲唯今何ノ為ノ御入来ニヤト
宣ニケレハ昔今大内ニ家ヲ削ラシ資頼公ヨリ
已来ノ可矣ノ業絶トスルテ天運ト云カラ遣

根更ニ止レ今國中ノ侍ヲ見ルニ御邊ナラテ
未頼母數入ナケレハ家再興ノ一偏ニ御邊ヲ類
ナリ若承引ナリハ力及ス身ヲ白又ニ縮メテ根ヲ
黄泉ニ報フヘキト洞ヲ袖ニ掛テ申セレカ剛
忠公御側更ニ不置數代相傳ノ好ミ事ヲ見捨テ
一ニ微力ノ及シ程ハ計畧ヲ廻シ申レトテ様々ニ
痛リ發應シ人數ヲ附テ城原ニ送り即次男
和泉守家門ヲ執事トシ江上尚種馬場頼周
共ニ火武ノ扶トシ給フ御肥前有馬ノ城主有馬精
純多年肥前ヲ合セバト思ヒケル処ニ多ク城主夕
久宗時少貳ニ心ヲ成ニテ有馬ニ通シ精純配ニ

カヲ得テ西ノ方科島郡ニ出張ス須古ノ城主手治
部太輔常治佐留志ノ前田伊豫守並ニ島永元迎太
夫先陣ナリ先小城郡ノ主千葉カ領以ニ放火ス千葉
氏周章スル由竜造寺家門傳聞急キ千葉ト火武ト
令和平冬高ノ弟ヲ以テ千葉喜胤ノ子トシ胤頼
名付又錫場駿河寺清房ノ次男考法師主ヲ胤頼
千葉胤連ノ養子トス胤頼向家全胤胤連ノ城ニ因テ
千葉火武一家ノ好ミヲシ兵氣漸ク震ヒル間有馬
カ兵相違ニテ先陣ヲ送ニル斯リケレハ千葉龍
造寺モテ成松浦走テ後トス彼所ハ松浦波多
鶴田草野大河野方里山代日比良ト云士面々ニ

領内ヲ治タリケレハ事エス斯レ処ニ天文十一年三
月一日千葉喜胤平生患瘧ヲ患テ身ヲ苦ケレ
カ苦痛ニ不堪シテ自言シ又新介胤頼其跡ヲ嗣胤
連考法師殿ヲ養テ後實工出来ケル間其父胤頼ハ
考法師主ヲ具シテ隱居シ隱居料ヲ附屬申ケリ
其後考法師主ハ佐賀ニ飯リ給フ
馬場頼周謀害家并剛忠公御難事
三根郡中野ノ城主馬場肥前守頼周ハ火武ノ一
族ナリ上肥前ノ領地廣ク其城惣莫シ挿子共
那政貞ハ竜造寺家純公ノ御算トシテ專當家
好ミヲケレ然レ頼周頼胤ノ心有テ龍造寺ノ威

強クテラ措火武屋形ニ申ケルハ公竜造寺ヲ
忠貞ノ者ト思召候ヤラシ家門ヲモ後見トシ給フ
彼剛忠上ハ公ニ味ノ由ニテ以心ハ大ニ通シ自
立ヲ謀ルト承ル間所哉ナラハ是腹心ノ病ナリ
當目ニ有馬ヨリ外恐ル者ナレトハ尼若禰勝腹
ヲ亡シ領地ヲ召シ其後允ニ角ニ御討策候イカレト
言ク巧ニシテ詭言スルソノ多クテ冬尚是ヲ信レ
頼周トヒニ其事ヲ計リケレ編ニ火武家断絶セ
ント能ク天魔ノ勸ニヤト淺間數ノ聞レトテ
時ヲ移スヘラスト龍造寺ノ御一家ニ合シ西肥前

肥前千葉氏の繁栄とその歴史的背景

宮島 敬一

〔I〕

千葉殿

己卯年、遣使来朝す。居は小城に有り。北は博多を距たること十五里、民居一千二百余戸、正兵五百余あり。書に、肥前州小城千葉介元胤と称す。歳遣一航路を約す。

これは、朝鮮李朝の申叔舟（一四一七～七五）が書いた外交書『海東諸国紀』の一節である。申叔舟は朝鮮の最高位の官職である議政府領議政（首相に当たる）にいた人物で、満州女真人の討伐、南台の乱の平定をする一方、ながく礼曹判書を兼ね外交と文教を主宰し、外交文書の作成や世宗のハングル制定にも寄与した人物である。日朝通交に関する規定は世宗の代（一四一九～五〇）に多くが作られ、世祖の代（一四五五～六八）に完備した。その整備にあたった申叔舟の成果の記録・結晶が『海東諸国紀』で一四七一年に撰進された⁽¹⁾。

さて、己卯年とは日本の年号では長祿三年（一四五九）にあたる。肥前小城の千葉元胤が朝鮮に使者を送ったこと、毎年一航が約束されたことが知られる。と同時に、小城には「民居一千二百余戸、正兵五百余あり」とする記事がある。『海東諸国紀』には松浦党諸氏など中小領主の「遣使来朝」を記すが、民居・正兵に及ぶ記載は極めて少ない。九州では、博多が万余戸（少式四千余戸、大友六千余戸）で、筑前・豊前・肥

前の守護であった少式氏が拠る大宰府が二千式百余戸、正兵五百余、豊後の守護大友氏は民戸が万余、兵式千、九州探題の渋川氏が綾部に民戸一千余戸、正兵二百五十余、そして、筑後・肥後の菊池氏の所轄の兵が二千余となっている。

まず、この数字に驚く。小城千葉氏の「民戸と正兵」が数カ国の守護である少式・大友・菊池、また九州探題との比較で、同等かそれより多いことが分かる。同時にこの数は、小城が鄙にある中小領主の館とははるかに異なる大都市であることを裏付ける。千葉氏の城下町については『元茂公譜』に

胤貞、正和五年始めて下総より小城へ下向有、晴氣の城に居住、又牛首の城を取立、山上に祇園社建立、同時千葉家の守護神妙見宮を北浦二建立、又帰依寺松尾山も造立也、右祇園社建立の後、牛首の城を祇園岳の城共申習ハし候、城下に家中の小路屋敷有、上ミ河原より下河原迄東西に町を立、小城町と云、其後川より東にも町を立、于今更町といふ名残れり

とあり、中世小城町は祇園川に沿って東西にあったことがわかる⁽²⁾。地形を見ると、布施ケ里古町は条里地形を崩して河原となっており、ここの古町遺跡に町家があったことが発掘調査で明らかになった。また、現在の祇園社（須賀神社）が胤貞の小城下向時に勧請され、その北の北浦に千葉氏の居館があったことも北浦遺跡の報告書で推定される。松尾には光勝寺が、北浦には妙見社も現存する。

同時に、この町の景観は、下総の千葉と類似するとの指摘があるが（野口後掲論文）、祇園川を通じて有明海につながっており、北浦―高田（城）―河口の嘉瀬津という交易・交通ルートが考えられる⁽³⁾。

次に、『海東諸国紀』の本文中に「殿」を付けているのは少式・大

友・菊池氏だけであり、同書に載せられている「日本国西海道九州之図」にも「千葉殿」の記載がある。千葉氏とその町・小城は、海外（朝鮮）に聞こえた都市・有力者だったと言えよう。

それでは、少弐や大友とは異なり守護ではない千葉氏のこの繁栄は、どのようにして築かれたのであろうか。結論から先に言えば、①下総からの家臣の移住と肥前の武士の家臣化、②肥前一宮河上社を通じての国衙支配・公権の獲得、③日蓮宗と妙見信仰および祇園社の勧請・移植と在地寺社の再興、④交易・交通ネットワークの形成が指摘できる。

〔II〕

千葉氏はいわゆる桓武平氏の流れで、忠常が上総・下総に勢力を張って反乱した後は、前九年・後三年の役で源氏に従い勢力を確保した。殊に常胤は、下総の千葉を本拠として下総権介となり、石橋山の戦いで敗れて安房にのがれた源頼朝を迎え、東国の武士を糾合し、鎌倉へ移ることを献策して、頼朝の挙兵の成功、鎌倉幕府の成立に大きな支援を行った。東国御家人の重鎮であった。常胤は下総守護となり、また「鎮西守護人」として薩摩・大隅・豊前に多くの所領を獲得した⁽⁴⁾。肥前国小城郡総地頭職もその一つである。

その時期がいつかについては諸説あるが、『宇佐大鏡』にある「小城東西並伴部保等在家役往古宮召也、…而文治以後千葉介押妨之云々」との記事から、常胤が薩摩の平氏没官領の受領と同時期・文治年間と考えられる⁽⁵⁾。

さて、鎌倉時代、千葉氏はこの遠隔地をどのように支配・管理したのであろうか。中山法華経寺の『日蓮遺文紙背』文書の発見とその解釈の進展により、窺い知ることができるようになった。ここから、次のこと

が指摘されている。

①元仁二年（一二二五）の「宇佐昌介起請文案」「藤原中子・宇佐三子連署讓状」などから、宇佐昌通（小城）から宇佐昌介（鯖岡入道）に譲られた所領は「小城御領鯖岡村」であったこと。

②建長七年（一二五五）「岩藏山院主律師寛陳状」から、千葉氏が大番役で在京の時に、郡内の訴訟の審理が当事者を上落させて行なわれていたこと。

③年未詳ではあるが、閑院内裏の造営人夫役の賦課に関する「某書状」には、「とうこう（東郷）二郎」「とうこうの五郎」「おき（小城）の小二郎」「あかし（赤自）のすいん」「たいくし（大宮司）に□たう（入道）」など一〇人が、千葉氏に列訴したこと。

④右の閑院内裏は建長元年に焼失して、同三年六月に再建されたが、その費用は五百貫文であり、京上人夫があり、はなはだ多大なものであったこと。

⑤建長六年前後の文書からは、千葉介の京上用途（費用）が介馬丞から替銭による借錢二〇〇貫文で賄われており、その担保は「小城の物領」の京上用途であったこと、である⁽⁶⁾。

これらから、千葉氏が総地頭職を得た小城郡内には、いわゆる小城を名字の地とする小地頭・私領主・根本領主が存在したこと、また、多大な費用と人夫を宛て得る重要な所領であったことが分かる。

また、これら諸氏は宇佐神宮に係わる人々であり、郡内の荘園としては、勅免分に藤織庄二〇町（織島一带）、荘園分晴気庄百町、大楊庄八二町一反（牛津乙柳一带）、赤自庄二三町三反余、小城郡七〇〇町、大寺一三町、清水寺八町、観世音寺四町、天山社六町八反があるが、このうち赤自、大楊は宇佐神宮領である。

この宇佐神宮に係わる所領（地域）は、右の紙背文書や『宇佐大鏡』から、傾・治田・深町・楊原・斐田・下神田・埋・立石・江口・甲楊原・乙楊原・瓜生・目利・舎人・蛭久・石木などの里であり、国道三四号線北側平野部の中位部と鯖岡・馬見（現桜岡）に纏まっていた（7）。

これらの状況から、東国の千葉氏が入部するには、惣地頭であるとしても、なかなか難しかったと考えられる。

しかし、仁治二年（一二四一）、時胤が死去した際、千葉で火葬し、小城郡平吉保（芦刈町）内阿弥陀堂に遺骨を納めたという記事がえる（『千葉大系図』）。千葉氏が小城の地に強い関心をもっていたことを示そう。それが経済的（所領）なものなのか宗教的（西方浄土）なのかは不明である。

ところで、惣地頭と小地頭との関係（確執）は他の郡でも見られる。佐賀郡では、龍造寺氏等が得分（加地子・雇作・国方济例）について惣地頭蓮沼忠国を訴えている（龍造寺家文書）。惣地頭が子孫に世襲されることは稀であるとされるが、杵島郡長嶋庄では、橘薩摩氏が名主（小地頭）の補任権、名主罪科跡の没収権、名に対する得分権、庄内の検断権をもって向き合い、開発を進展させていった（8）。

惣地頭はどこでも、上級の権限（裁判・検断権等）・支配権を行使するが、他氏とは異なり、千葉氏は冒頭で示したごとく、入部（土着）に成功し、繁栄する。

その一端は、右の相論裁定また費用捻出など遠隔地の所領支配・管理にあたって、千葉氏は日蓮の高弟の富木常忍（日定）を中核役人（文筆官僚）としておき、京都の撰関家九条家と関係の深い了行など僧侶を各地に派遣していたことなどで知られる。現に、了行は先の閑院内裏役の用途調達などの指揮に関わり、一方で、肥前の武士・国分四郎左衛門尉

季行を下総で使っている（『日蓮遺文紙背』文書）。千葉氏は下総―鎌倉―京―伊賀（承久の乱で得る）―肥前―大隅を結ぶ支配・交通ネットワークを作り上げていたと言える。

〔三〕

小城郡の支配は常胤から泰胤までは代官支配であったが、頼胤の時、蒙古が襲来したことで、東国御家人は九州への下向が命じられた。頼胤はその際の疵がもとで建治元年（一二七五）に死亡する。代わって嫡子の宗胤が下向し、弟の胤宗が本国下総に残ることになる。ここに、千葉氏の分裂が始まる（本書後掲系図参照）。

また、宗胤は、大隅国守護となって佐汰氏等大隅の御家人に筑前今津の異国警国番役覆勘状や裁許状を出す（禰寝文書）。このことは、千葉氏に行政能力・国内武士への指揮権のあり方を学ばせたと見えよう。

一方、小城郡支配も着実に進めたことが窺われる。弘安六年には円通寺に三間寺大門大寺領内田畠七条仁新郷山田里参拾壹町を「常胤以来代々幽霊菩提」をとむらうために寄進している（円通寺文書・本書図版18）。これは、宗胤が肥前出身で天台宗から禅宗に転じ円通寺を再興した若訥宏弁に帰依したことによる。

宗胤はまた、恵利村名主（地頭）職について山代氏との相論に関与している（松浦山代家文書）。結果、山代氏は替地を得て、恵利村名主（地頭）を避渡すが、これは、宗胤代官の権益関係が在地領主の本主権主張に添っていたからとされる（川添後掲論文）。

宗胤は永仁二年（一二九四）に死去する。円通寺の持国天・多聞天像は宗胤の一周忌にあわせて制作されたとされる（本書図版9参照）。

その嫡子胤貞（本書図版1）が小城に下向したのは正和五年（一三一

六)頃とされる。この間の二〇年、小城郡を支配・管理していた人物として、「宗胤後室尼明恵」が考えられている(野口後掲論文)。ちなみに、永仁二年付けで、比丘尼淨意から三岳寺へ、宗胤より常胤の菩提をとむらうための田地寄進状が残る(同寺文書・本書図版26)。

千葉氏の小城の在地寺院への政策としては、天台宗岩蔵寺の如法経会への参加がある。現在は焼失してしまったが、『雲海山岩蔵寺淨土院無縁如法経会過去帳』には、まず「当郡代々地頭」として常胤以下の歴代千葉氏を書き上げられ、肥前と下総両国の千葉氏家臣等二四八氏が記載されている。少なくとも寛正六年(一四六五)以降も行なわれたと考えられる。

ところで、胤貞は、下総国千田で育ったと考えられ、また日蓮宗中山法華経寺二世日高の外護者であり、三世日祐は彼の猶子であり、師匠でもあった。元徳三年九月四日、胤貞は日祐に讓状を出す(中山法華経寺文書)。その内容は次のごとくである。

阿弥陀下総国千田庄阿弥陀堂職田柒段在家老宇、同庄中村郷三谷職田地貳町五段在家老宇、同郷辻堂職田地五段在家老宇、同郷田地五段在家老宇、同庄金原郷内田地五段在家老宇、同国臼井庄嶋田村内又三郎名柒段在家老宇、同真木野村神田五反段在家老宇、同平戸村田地五段在家老宇、同古牟呂村以下処々神田、同国八幡庄蘇谷郷秋山村内田地貳町在家參宇、肥前小城郡光勝寺職、同妙見座主職、同乙犬名等^{別職}、本妙寺職、所々^{別職}等事

ここから、二つのことが指摘できる。千田(現千葉県香取郡多古町・香取市付近)・臼井(佐倉市・八千代市・船橋市)・八幡庄(市川市)は千田流千葉氏の基本所領であり、ここを名字の地とした武士(家臣)が小城に移住してくることに、また小城に日蓮宗寺院の光勝寺が建立される

とともに妙見信仰が入ってくることである。

まず、小城に移住したのとして、相馬郡(板東市)の石井氏をはじめ、右文書に地名のある中村・金原氏、その近在の原・円城寺・仁戸部・岩部・粟飯原・飯笹氏などをあげることができる。彼らは農民も一緒に引き連れて来たと考えられるが、千葉氏の重臣・執権として活動する。このことは、一族だけが移住・入部した場合は、領域支配に格段の違いをもたらしたであろう。と同時に、下総と肥前の武士は婚姻関係をもつて、「同和」してゆく(9)。

さて、光勝寺は日蓮宗の九州進出の拠点・中核寺院として以後近世・近代にわたって機能してゆくが、その建立は正和二(元徳三年(一三三三)一三三二)とされる。なお、小城織島の勝妙寺には、正和二年九月四日、日高が弟子の日巖に与えた本尊脇書に「授与之日巖、為鎮西弘法下向砌」とあり(本書図版3)、御真筆を毎年十一月光勝寺に上げるとしており(10)、日蓮宗の小城への進出はこちらが先かとも考えられる。それはともかく、日蓮宗の小城郡内での展開は広域に渡り、早く一大教団を形成したと言える。光勝寺・勝妙寺の外、中世に開基を持つ寺院を上げると(本書後掲寺院配置図参照)、

妙暹寺(長神田ケ里/日暹/応永三四)、円教寺(長神田ケ里/日淨/弘治元)、大妙寺(長神田ケ里/日調/応仁二)、妙勝寺(三ヶ嶋ケ里/日巖/応永三四)、教仙寺(松尾村/日親/文安二)、親立寺(松尾村/日親/応永五)、親盛寺(松尾村/日親/永享二)、妙巖寺(小城町/日巖/応永六年)、修善院(久米ケ里/日貞/応安二)、光岡寺(樋口ケ里/胤貞/応永一四)、妙円寺(金田ケ里/日親/永享三)、妙海寺(別府村/日伝/嘉吉二)、本覚寺(別府村/日延/応永二三)となる(11)。この教線の伸びは千葉氏の支配領域の拡大と重なる。

と同時に、これらの寺院には右の光勝寺の場合と同様、妙見社が祀られたと考えられる。妙見社として重要なのは北浦妙見社である⁽¹²⁾。

千葉氏が、源氏の八幡信仰と異なり、妙見信仰をするのは注目すべきことである。先述のごとく、小城には宇佐八幡宮の勢力が在地しており、これに対抗できるイデオロギーだったといえよう。

ところで、妙見信仰とは北斗星・北辰を祀る。妙見信仰に係わるものとしては、伝来の妙見の太刀があり、妙見像や『妙見縁起絵巻』が作成され⁽¹³⁾、また家紋に月星紋・九曜紋を用いている。この妙見信仰で興味深いのは暦応四年(一二三二)の胤泰請文である(宗像神社文書)。

宗像社の晴気保地頭職安堵に関してだされたものであるが、「此条偽申者、妙見大菩薩罷御罰候」とある(同社文書)。多くの起請文の神罰は梵天・帝釈四天王、惣日本国中小神祇を挙げ、伊豆・箱根大権現、あるいはその国の一宮社等を挙げ、白癩・黒癩を罷り被るものとする。その代表例は熊野社のものである。このように「妙見大菩薩罷御罰」とは他に見られない特異なものであり、深く信仰されていたことが窺える。

神仏への信仰心の希薄な現代人には信じられないことだが、『北肥戦誌』には教胤が出陣した際「其の日は、この地方は祇園会であったが、教胤の軍兵は社内に乱入、乱業な振舞をした。このため神の怒りにふれ、雷天地を響かし、たちまちに暗闇となり、軍兵共々動転して急いで帰陣するために船に乗込み国府小城を目指して逃げ帰ろうとしたが、暴風雨がおこり、大町庄篠島の沖より、八丈島の入江の付近で、牛頭天王の怒のため、教胤を初め家人一人残らず没死した」とする。

Ⅳ

胤貞は建武新政時、足利尊氏方として各地を転戦したが、下総の千葉

胤胤は新田義貞方にあった。両者の相違はそのまま、頼胤後の千葉氏の確執・内訌であり、建武二年には胤貞が一族の相馬親胤と連合して胤胤を千葉城に攻めた記録が残る(相馬文書)。胤貞は同三年尊氏の起死回生の戦い多々良浜合戦で戦功をあげるが、これには九州・小城の軍勢が動員された(実相院文書)。なお、胤貞は同年十一月九州から下総に向かう途中の三河で死去した。

ちなみに、胤胤はその後、尊氏方に帰属したので、両者の内訌はおさまるが、八幡・白井庄はほとんど胤胤系に押さえられたようで、千田庄だけが胤胤系に伝領された。

さて、胤胤の後は弟で養子となった胤泰が継ぐ。本格的に小城支配を進めるのはこの胤泰である。建武四年四月、胤泰は田中行祐(豊島家秀)の申状に「外題安堵」を与える(実相院文書)。小城郡砥河内得久名田地壱町五段余、屋敷畠小地頭職並びに太郎丸四郎畠地四段について、重代相伝当知行の地であること、故殿(胤胤)に納所三郎をもって証文等を見参に入れたという申し立てに答えたものである。そして、同年六月、山田兵庫丞は胤泰の安堵により施行状を出している。また、同七月には田中行祐に小城郡田地五町地頭職を宛行っている。

これらのことから、千葉胤泰が河上社に係わる砥河地の小地頭田中氏を家臣化していることが窺われる。

同じく、胤胤と千葉某は連署して、同四年五月には河上社座主権律師増恵代増勝と同社宮師定範との小城郡田地貳町の相論の裁定を行い、沙弥某および兵庫丞の施行状が山田弾正忠・円城寺禱左衛門に出されている(河上神社文書)。ここで、胤胤は踏み込んだ裁定をしている。すなわち、座主が「諸方寄進の地」であっても「同じく進止せしむ」とするのに対して、宮師の「免給等は―社供僧、近隣甲乙人等、面々知行な

り」との個別性の主張を支持しているのである。また、下文「施行」打渡という文書発給のあり方は守護的であること、支配組織が整備されていることを示す（川添後掲論文）。また、小城郡内にある河上社領の相論を通じて、在地領主との関係を深めていったと言える（14）。

ところで、建武新政樹立から観応の乱に掛けても、鎌倉時代と同様、肥前に守護は在国しない。この上級権力・領主の不在は千葉氏の進展に有利に作用したと考えられる。胤泰は、尊氏そして一色範氏（道猷）に従うが、観応二・正平六年（一二三五一）、小城で合戦が起きている。『北肥戦誌』に

一二月中旬、下松浦党の者共、直冬と与力し、肥前の小城へ攻め来る。千葉次郎胤泰が家人等、岩部、金原、中村を先とし、其外今村孫三郎高弘以下出て向ひて、松浦党と合戦し、是を追退く

とあるが、足利直冬感状、一色道猷感状でおよそ裏付けられる（肥前松浦文書・肥前南里文書・青方文書・大友家文書等）。

その後、同一〇年にも小城で合戦があったが、島津師久請文（薩摩旧記）によれば、千葉二郎（胤泰）は宮方にあつたことが分かる。その後、一色道猷は追われ、正平一四年の大保原の合戦では、宮方（南朝）が少弐氏を敗り、圧倒的な勢力を持つことになる（15）。

[V]

この九州の情勢の中で、今川了俊が九州探題として派遣される。応安四年（一三七一）末のことである。千葉氏が了俊の配下に入るのが何時かは不明であるが、同年一月の今川頼泰（仲秋）の円通寺禁制の存在から推量すれば、この前後と考えられる。

了俊は各地に転戦し、南朝方を制圧してゆく。胤泰は了俊に従軍した

と考えられるが、明確な史料に欠ける。ただ、応安六年（一三七三）に宮方が懐良親王を奉じて菊池へ撤退した後の恩賞給付で『北肥戦誌』が「仲秋に肥前佐賀・杵島・高来郡を、千葉介胤泰に小城郡を宛行はれた」とするのは当を得ていよう。また、了俊は永和元年、水島の陣で失態を演じ、肥前に後退する。翌年から小城国府周辺で菊池氏との合戦があったが、了俊方が勝利する。了俊は九州の平定を目前にして、応永二年（一二九五）に突然、京都に召還される。

ところで、今川了俊の拠点の一つは肥前とされる（川添後掲書）。了俊は軍事活動を勢力的に進めるとともに、支配・経営に手腕を発揮し、多くの文書も発給する。この了俊の探題としての活動は、千葉氏の領域支配・経営に大きな影響を与えたと考えられる。千葉氏の全盛期は、了俊が去った後に来る。では、何がどう変わったのか。

応永六年（一二九九）、胤泰は玉林寺に鍵尼信濃守季高の田地寄進状の安堵状を出す（同寺文書）。田地は国分寺内の式町である。ここに、千葉氏は小城郡を越えて、佐賀郡の寺院に佐賀郡の田地の安堵状を出すことになる。これまで、右に見たごとく、小城郡の所領安堵はしていたが、正平二〇年から二四年ぶりとなる。この間はおおよそ今川了俊が九州探題・肥前守護であった。以後、胤泰は応永八年、同九年に、またその子胤基は同一二年、二三年といった具合に、佐賀郡の地の当知行安堵・宛行状を出すことになる。

これ以前、国分寺村および国分氏に安堵状を出すものは、鎌倉殿、守護と九州探題という上級権力であった。千葉氏がその役割・地位をもって佐賀郡に臨んでいることに支配領域の展開を指摘できる。

同時に、その相手が注目される。応永三四年三月一〇日付けで千葉胤繁は、於保因幡守に宛てて於保地頭職を安堵している（多久家文書）。

その後も、永享四年、一一年に胤紹のものが見られる。

この於保氏は国衙在庁の文書管理をした家柄で、現在は龍造寺文書に収録されているが莊園公領の台帳「大田文」の元帳である文永三年（一二六六）の「肥前国検注帳案」を保管していた（宮島後掲論文b）。於保氏は高木一族で鎌倉期から御家人として見えるが、正平二二年には征西將軍官令旨を受けている（多久家文書）。そして、正応五年七月五日付けの鎮西奉行入連署書下案では「肥前国執行職、如文治年中関東御使下知並所帯状等、無異儀歟」とある（同前文書）。この「肥前国執行職」は、永徳二年（一三八二）には今川了俊によって「譜代之由、所及其沙汰也」と安堵されている（同前文書）。すなわち、千葉氏は佐賀郡に勢力を伸ばし、国衙官人を掌握するようになったと考えられる。

また、右に見えた鍵尼氏も肥前国衙では重要な役・地位をもっていた。応永一年の渋川満頼書状に「千葉胤基之家人鍵尼刑部大輔泰高」とある（深江文書）が、河上社の神事祭祀の執行に関与する。そして、応永七年二月二三～二五日の「河上社御祭祀御幸」が「及百年雖令退轉之、大宮司鍵尼信濃守別願而、以一力奉祭所」として行なわれた（実相院文書）。この時の祭祀目録には、鍵尼季高とともに河上社座主安德増鏝が連署している。この応永七年までの百年の空白期間を埋め再興したのは千葉氏と考えられる。同年二月二五日付けの「河上社御遷宮並五八両会之儀式目録」では「千葉氏代 座主権律師増鏝」と鍵尼季高が連署している（同前文書）。

この河上社の神事祭祀を主宰するということが自体が国衙の機構・機能の掌握となるが、二月二三日～二五日の「河上社御祭祀御幸」では、流鏝馬射手・辻固・頓宮殿警固に高木氏以下の国内武士を動員している。また、祭礼の費用は肥前一国に段銭として賦課されるものであった。弘

安三年の龜山上皇院宣は、「河上社造管段銭および遷宮・御殿入・辻警固・幡役」を「一国平均役」としている（河上神社文書）。鎌倉期には幕府や鎮西探題により命じられている。なお、南北朝期には九州探題一色氏が神事辻警固を守護代に命じている（河上神社文書）が、祭礼は縮小・退転していたのであろう。

小城郡を越え、一国の一宮の神事祭祀を主宰・執行することは、この実利的な側面と同時に、地域の平和・秩序を維持するもの（千葉氏）の可視的表現となる。その意味で、千葉氏は公（高）権を保持することになったと考える。

ここで、注目すべきは嘉慶二年（一三八八）前後と考えられる胤泰の書状である（河上宮古文書）。筥崎宮造管段銭の肥前国への賦課に対して、肥前国は「河上宮料国之間、寄付余社、無先規其例候、；弘安年中公驗明白候」と答えていることである。国内諸階層を纏めて、河上社に再結集する意図が明確に感じられる。

ところで、了俊後の探題は渋川氏であったが、およそ千葉氏は少弐氏方にあつて、応永一年、同三〇年にこれと合戦をしているが、小城・佐賀郡は押さえていたと考えられる。また、一五世紀中葉には杵島郡まで勢力を伸ばし、その全盛期を作り上げる。

Ⅵ

『歴代鎮西志』は胤泰を別駕（目代／守護代）とする。およそ妥当だろう。明德四年（一三九三）、七一才で家督を胤基に継がせたようであるが、胤泰は没年（応永一三年）近くまで活動したと考える。この外、先々代の宗胤はともかく、以下胤基・胤鎮・元胤・教胤・胤朝・胤盛・胤治・胤勝・喜胤をも別駕とする¹⁶。

なお、この間、永享九年（一四三七）に千葉氏の重臣中村胤宣が大内氏の支援を受けて胤紹を立てて胤鎮に反したが、文安二年（一四四五）には回復している。この様子を『北肥戦誌』は

胤鎮、永享十年の春、舎弟胤紹並びに家人中村五郎胤宣がため、浪々の身となりしかども、頓て胤紹・胤宣を誅し本領国府へ帰入りぬ。斯くて胤鎮、前の探題今川家の旧領をも知行して、国中に威を振ひ、既に肥前の国主と仰がれし

とする。

誇張した表現ではあるが、探題今川家の旧領を得たことなどは千葉氏の公権の獲得として興味深く、千葉氏の全盛を物語る史料ではある（17）。

胤鎮は康正元年（一四五五）六月二三日病死する。子の新介元胤に譲るが、この時の執権は、岩部播磨守常楽とする。また、元胤は犬追物を楽しみ、「国府牛頭城（狹門部の手なり）の北に当りて、馬場を構へ是を興行し、仁戸田、鍵尼を初め究竟の射手廿余人」集めたとする。さらに、「猿楽を好みて、寛正三年の頃、洛より観世太夫を呼下し、六十三間の舞台を用意し、日夜舞楽を遊ぶ」と『北肥戦誌』は記す。同時に、「岩蔵寺浄土院の僧と三間山円通の住侶と棧敷の上下を争い争論に及ぶ。斯して国中の貴賤老若、国府へ群衆し、千葉家の全盛此時とそ見えし」とする。ここに国府（小城）との認識が読みとれる。

さて、元胤が寛正五年（一四六四）に二八才で早世すると、子の教胤が一四才で継ぐことになるが、執権には中村越前守胤頼がなったとする（『同前書』）。ここで胤紹の子胤朝が大内氏を頼み、探題洪川氏と結んだ。これに、佐賀郡にあった今川仲秋の子胤秋が加わり、教胤に反した。この合戦は「越州の兵乱」とされているが、確実な史料はない。胤

秋は応仁元年にも小城郡に侵攻するが敗れる。

教胤は、文明元年（一四六九）に大村家親を攻めるために藤津から船で出陣したが、大町庄篠島沖で暴風雨のために、一八才で没したとされる。ここで千葉氏の嫡流は絶えることになる。家臣の協議のもと胤朝が千葉氏を継ぐが、重臣の中村胤明と岩部常楽との不和により、混乱する。両者の争いは「土一揆」合戦となって、小城町下を焼失した。この後は、少弐政資の弟胤資、大内義興を背後にもつ胤盛の子常胤との本東西千葉氏の対立となる。

ところで、日親は『折伏正義抄』で次のように述べる。

第九 胤鎮御信心ノ様、更非当宗本意、其故ハ領内ニ他宗ノ社家ヲ立ラレ、神祇祭礼等ハ奉公ノ面々ノ所帯ニカケテ奔走シ、武士ヨリ地下ニ至マテ謗法ヲ扶持シヲカル事

と（18）。日蓮宗に疎い私には、諸宗・諸文化が入り交じり、諸階層の人々が群衆・喧騒する「都市」を思い浮かべる。千葉氏の全盛期は一五世紀中葉にあったと考えられる。

注

- （1）長節子氏は、『海東諸国紀』の祝賀使・「宗貞国請」・「寿□護送」派遣使の考察から、同書に記載された通交者の大部分が「偽使」とされている（『朝鮮前期朝日関係の虚像と実像』『年報朝鮮学』八、二〇〇二年）。また、同書「大友殿」の記載内容に疑問が提示されている（伊藤幸司「日朝関係における偽使の時代」（『日韓歴史共同研究報告書』第二分冊、二〇〇五年）が、一定度の信頼はかける。なお、元胤は後述のごとく寛正五年（一四六四）に没するが、「小城千葉介元胤」の名で、寛正五年、文明二年（一四七〇）、四一八

- 年、長祿二年（一四八八）、延徳二年（一四九〇）、明応一（一四九二）・四・八年、文龜二年（一五〇二）、永正元年（一五〇四）に使者が送られている（『李朝実録』）。これは「偽使」と言えるが、博多商人が送ったもの（伊藤前掲論文）かどうかは、検討の余地がある。
- (2) 中世の市・町が河原に形成されることは網野善彦「中世都市論」〔『岩波講座日本歴史中世』三、一九七六年〕に指摘されている。
- (3) 嘉瀬津は鑑真和上陸地との伝承があり、平教盛の荘園で、平康頼・俊寛等が立ち寄ったとされる。高田城は祇園川と嘉瀬川との合流点に近くであり、胤貞が築いたとされる。
- (4) 「鎮西守護人」については、石井進氏は信憑性を疑う（大宰府機構の変質と鎮西奉行の成立）「同氏『日本中世国家史の研究』岩波書店、一九七〇年」が、川添史昭二は信頼のおけるものとする（後掲論文）。
- (5) 『千葉伝考記』は平家滅亡し諸将東国帰陣の時、頼朝が小城郡を与えた。『北肥戦誌』は右大将（頼朝）の時、晴氣保を得てより、子孫代々当郡の地頭となった。『小城郡誌』は晴氣庄を建久年間に得たとする。
- (6) この「小城の惣領」とは泰胤ではないかと推定されている（野口、湯浅後掲論文）。
- (7) また、河上社の免田の神役相論に赤自三郎藏人が見え（元応元年、河上神社文書）。大楊には柳小城弥五郎入道・国分三郎入道、安徳次郎等の名も見える（文保二年、同前文書）。
- (8) 服部英雄「開発・その進展と領支配」『地方史研究』一五二。
- (9) 石井氏の例を上げると、忠国の女子は高比良・片田江・久保・金持・横尾・前山氏等の室となっており、子の正治は鍋島晴久四女、兼忠は倉持氏を室としている。
- (10) 現在は行なわれていないとする。なお、同寺には日蓮から中山門流一六代の曼陀羅が現存する。
- (11) 「明治初年調べ小城郡内日蓮宗寺院」『小城郡誌』による。全三寺院があるが、妙厳寺も開山を日厳とし、開基を応永六年（一三九九）とする。勝妙寺も貞治五年（一三三六）とする外、課題が残る資料ではある。
- (12) 延命寺の住職が妙見社の座主を勤めたとされるが、延命寺は寛正五年日慶の創建とされる（『県下各寺縁由記』）。なお、この前面に、武士が訓練をする「犬の馬場」があった（服部英雄「犬追物を演出した河原者たち」『史学雑誌』一一一編九号）。
- (13) 『北肥戦誌』には、千葉家には妙見菩薩の尊像・妙見の太刀・家の系図の三つの重宝があり、後に皆神代家に譲られたとある（本書野口論説、図版7・33参照）。また、三の重宝の由緒を忠常に結びつけているが、『紙本着色千葉妙見大縁起絵巻』（千葉県栄福寺所蔵、作成年代は上巻が享祿元年（一五二八）、下巻が天文一九年（一五五〇））上巻の主題は千葉氏の祖・平良文が妙見菩薩に導かれて武功を挙げる話であり、下巻も頼胤の代のまでが八割を占める（本書図版8参照）。複数の伝承・説話があったと考えられる。なお、天台宗岩蔵寺と妙見信仰については図版6を参照されたい。
- (14) なお、正平二〇年胤泰は益田大夫に小城郡砥川保内乙犬名田地を光勝院料所として宛行なれている（山城頂妙寺文書）。
- (15) 『北肥戦誌』が胤泰を宮方とするのは信頼できる。
- (16) また、胤資・胤治・胤連・胤頼を屋形とする。『北肥戦誌』は興

常・胤誠を屋形とする。

(17) 仲秋は胤泰の娘を室として、了俊の帰洛後も、肥前にあつて土着した。探題の旧領が千葉氏の手にはいるのは、「越州の兵乱」による教胤の時ともするが、確実な史料に欠ける。

(18) 日親と千葉胤鎮・元胤父子との関係は、文明二年の自伝的書(状)である『埴谷抄』あるいは日匠による『日親上人徳行記』などで夙に知られているが、永享五年(一四三三)に初めて光勝寺に來訪して以来、九州へは六度下向している。元胤は幕府より日親を京都に護送することを命じられて(寛正元年)。また「平元胤戒名日元与之、寛正二年辛巳三月十四日」との端書のある日親自筆本尊が京都本法寺に現存する。

主要参考文献

- 『北肥戦誌』(馬渡俊繼、翻刻本・青潮社、一九九五年)
『歴代鎮西志』(謄写本・青潮社、一九九四年)
『小城町史』小城町役場、一九七四年
『肥前千葉氏と小京都小城 講演録』小城町・小城町教育委員会、二〇〇三年
『北浦遺跡』小城町文化財調査報告書第二集、一九八二年
『岩蔵寺資料集』同前第三集、一九八六年
石井 進「『日蓮遺文紙背文書』の世界」(小川 信編『中世古文書の世界』吉川弘文館、一九九一年)
川添昭二「肥前千葉氏について」(『九州中世史の研究』吉川弘文館、一九八三年)
野口 実「肥前千葉氏の遺産」(鹿児島経済大学地域総合研究所『地域

総合研究』二四の二、一九九七年)

同 「千葉氏と西国」(『中世房総の権力と社会』高科書店、一九九一年)

宮島敬一 a 「中世後期における国人領主と地方寺社」(所理喜夫編『戦

国大名から將軍権力へ』吉川弘文館、二〇〇〇年)

同 b 「戦国期権力の形成と地方寺社」(本多隆盛編『戦国・織豊

期の権力と社会』吉川弘文館、一九九九年)

湯浅治久「肥前千葉氏に関する基礎的考察」(『千葉県史研究』六、一九九七年)

千葉氏と妙見信仰

丸井敬司

はじめに

千葉氏は、中世の名族として知られている代表的な中世武士団である。当初、この武士団は下総国の千葉庄を拠点として活躍した中程度の武士団であったが、平安時代の末期に源頼朝の挙兵に応じて治承・寿永の合戦や奥州合戦に参加し、全国に二十数ヶ所といわれる所領を獲得した。

さて、この武士団が成立したのは、『千葉妙見大縁起絵巻』（以下『大縁起絵巻』という）に「大治元年（一一二六）六月一日、はじめて千葉を立つ」とあり、大治元年に千葉氏が千葉に移住したとされる。この記述は、戦国期のものである事からこれを根拠として大治元年の千葉氏移住説を主張することはできないが、千葉庄が鳥羽院の子八条院の所領であった（『吾妻鏡』）ことから莊園の立券は鳥羽院領が形成される天治・大治年代とすることは妥当性が高く、伝説とされた千葉氏の移住説には何らかの根拠があったことを窺わせる¹。

さて、千葉氏は、鎌倉時代中期には上総千葉氏と下総千葉氏に分裂し、この族長的立場にあった上総千葉氏が宝治合戦に関わることで滅亡したが、この影響は下総千葉氏の属する武士団にも波及した。千葉氏は武士団結党以来、最大の危機を迎える。この危機を乗り越えるために千葉氏は、房総地方の古代から伝わる妙見信仰を団結のイデオロギーとし

て大規模な一族武士団の改編・強化と千葉町の建設など様々な事業を行ったが、今日、確認される当時の資料は『平家物語』の異本の一つである『源平闘諍録』²（以下『闘諍録』という）に取り込まれた「蚕飼河合戦譚」と「結城浜合戦譚」の二話の「妙見説話」のみであり、その全体像については闇に包まれている。しかし、この説話制作の中心となった千葉妙見宮の別当寺北斗山金剛授寺尊光院（後、妙見寺と改号。以下「尊光院」という）には戦国期に千葉妙見宮別当寺北斗山金剛授寺尊光院の「引付」として成立した『千字集』（現在はこの抜粋が残されている。以下『抜粋』という。）や『大縁起絵巻』（両資料を『妙見縁起類』という。）が、残されており、そこには「むかし妙見大菩薩、屋形御堀内におはしますときは…」、「当寺の（前）代は…」などとあるように、かつて行われた大規模な武士団の再編・強化の痕跡が残されている。

本論は、『源平闘諍録』の「妙見説話」を中心に千葉妙見宮に由来した『抜粋』・『大縁起絵巻』といった資料を加えて、千葉氏の妙見信仰と武士団の中世的展開の有様について考察するものである。

一 妙見信仰の成立・伝来と古代の妙見信仰

千葉氏が弓箭神として信仰した妙見菩薩は北極星や北斗七星を神格化したもので、元々、中国で成立し、わが国に伝来したものである。この信仰の伝来時期は古代にまで遡るが、この頃の信仰形態は主に大分県の国東半島や大阪府南河内地方などの渡来人の居留地を中心に信仰されていた特殊なものであったと思われる（丸井敬司二〇〇八）。

妙見信仰に関するわが国で最も古い資料は『正倉院文書』で、この中に「妙見菩薩一軀 並彩色者」と書かれており、朝廷内部の妙見信仰の

存在が確認される。また、平安時代初期に作られた『日本霊異記』には三話の妙見説話が登場する。その中の「妙見菩薩變化示異形顯盜人縁」には河内国安宿郡内に信夫原山寺（大阪府太子町春日の妙見寺に比定される）が有り、ここでは、毎年、春と秋に妙見寺の本尊であった妙見菩薩に献灯（以下「献灯の儀式」という。）が行われていたことが記されている。

一方、延暦十五年（七九六）三月に発せられた「勅」（『類従国史』延暦十五年三月の項「禁北辰祭」）には京・畿内人々（男女）が、春・秋に、職や業を休み、祭りの場に集り、男女が混淆して「北辰」の祭りを盛大に行っていたことが記されており³、この内容から当時の「北辰祭」が官吏から大衆男女が参加する盛大な祭りであったことが伝わってくる。

こうした民間の妙見信仰に対して朝廷は、先に述べたように、「勅」を発して厳しく禁止をする一方、この時期より天皇が直接、妙見菩薩に対して灯を献ずる「御灯（ごとう）」が年中行事として始められた。この行事は、『年中行事秘抄』⁴によると「…三・九月、御灯事。…よつて恒例の神事となすなり」とあるように、三月三日と九月三日の年二回、恒例行事として行われていたことが確認される。

二 院権力の尊星王法と鎌倉幕府の妙見信仰

こうした「北辰祭」、「献灯の儀式」、「御燈」など古代の妙見信仰の祭事に対して平安時代の初期頃より中国から密教が伝わると、この信仰は、密教の影響を強く受けて、新たな密教修法として成立する、これが尊星王法である。

この本尊である尊星王とは、妙見菩薩の尊称で、この修法は『妙見神

呪経』にある「擁護諸国土」、「守護国土」などの功德を用いて国家的な災厄を取り除き、息災を目的として行われた護国鎮護の修法である⁵。この修法は、当初、天台・真言などの密教諸流派で行なわれていたが、やがて、台密寺門派は専売の修法（林温一九九七）と例えられるようにこの公請権を独占した。

この修法が、初めて行なわれたのは天慶八年（九四五）五月で、同年四月、京で大流星が観測されことによる。朝廷は、これが朱雀天皇の身に災いをもたらすことを危惧し、同月、天台座主義海に『仁王経』を転読させたが、「験なし」として同五月、改めて義海に「尊星王法」を修させた。以後、撰関期から院政期には、この修法が国家鎮護の修法の一つとして公請で修されるようになった。

護国鎮護の修法として確立した尊星王法は、院政期に入ると白河・鳥羽・後白河の三上皇によって強く擁護・外護されるようになる。白河帝は承暦四年（一〇八〇）、園城寺の北院に尊星王堂を建立し、尊星王像を安置した（『寺門伝記補録』第八）、その後、度々、尊星王法を修した。これは帝位を退いた後も続けられ、寛治四年（一〇九〇）三月二六日には、焼失した尊星王堂（羅惹院）を復興し、尊星王像を安置して、御願文を奉じている（『寺門高僧記』）。こうした院政権による尊星王法に対する政策は、鳥羽院に引き継がれた。鳥羽院は在位中の大治二年（一一二七）、園城寺境内に新たに尊星王堂を建立し、尊星王像を安置した（『寺門伝記補録』第八）。尊星王法に関する歴代の院権力による宗教政策は鳥羽院の後継者であった後白河院に引き継がれた。後白河院は、保元三年（一一五八）に、帝位を、守仁親王（二条天皇）に譲り、上皇となったが、この年、園城寺に赴き、尊星王堂に臨幸した²³。続いて、永暦二年（一一六一）四月七日、尊星王堂の供養を行っている²⁴（『寺

門伝記補録』第八)。

このように院権力が同法に特に執着した理由は、この政権の特異的な背景にある。院は天皇を退位した太上天皇を指す言葉で、天皇家の家長として天皇を補佐して「国家大事・賞罰等」を担当する(『続日本紀』とされており、様々な国事行為を「口入」という間接的な方法によって実現した。こうした「口入」という間接的な方法が国政を掌握し、専制的権力を行使するには、その権力の卓越的権威によって他の権力を従えることが必要である。これには朝廷内部の権力闘争に勝利するだけでなく、王権の超越性を演出することによって広範囲の大衆のエネルギーを吸収してそれを自己の権力に利用して初めて可能となったものである。しかし、こうした院権力の超越的権威の創出は、朝廷内部の権力闘争や視覚的パフォーマンスだけによって得られたものではなく、同時に、隠し隔てられることによる権威の構築も最大限に利用された形跡がある。

『古今著聞集』には後白河院が御絵などの秘宝を秘藏していたことが書かれているが、美川氏はこれについて「宝藏(経蔵)には、絵巻・典籍・工芸品・奇物などとともに・聖教や仏像・仏画・仏具などもおさめられていた」(美川圭二〇〇三)とし、歴代の院権力が秘宝を集積し、秘藏することによってその神秘性・荘厳性を誇示する一手段としていたことを指摘している。

院権力が専売的に行った園城寺の尊星王法は、この秘されることで院権威の神秘性・荘厳性の構築に資したものの一つであった可能性がある。

院権力は先に述べたように密教の他の修法の中で特に尊星王法に関心を示しているが、それはこの修法が唐の青龍寺より将来された(『寺門

伝記補録第七』⁶)とされているように唐的イメージ⁷が強く、唐の歴代の皇帝が「封禪」・「郊祭」など北辰の国家的祭祀によって王権の荘厳性を主張したことに倣い、北辰を本尊とする尊星王法を修することによって院が天帝の請託を受けた受命の王としてその荘厳性を主張し得ると考えられたからであろう。

さて、院が、尊星王法を前述したような唐の国家的祭祀の効果を期待するならばこの修法を院権力が独占する必要があるが、それが可能となるには院権力が公請による尊星王法を園城寺に指定することとその受け手となる園城寺側が尊星王法を新たに他の密教諸流に対して隔絶的な修法(秘法)として成立させるといふ両者の条件が整うことが要件となる。

こうした時期、園城寺は円珍が唐から招来した尊星王法の聖典を集積していたことが資料から確認される。養和二年(一一八二)五月一日付の「円恵法親王聖教由来記」(『園城寺文書』)には、園城寺に入院した後白河院の子円恵法親王が、散逸した尊星王法の聖典類を集積を行っていることが記されているが、先に述べたようにこの尊星王法は寺門派の祖円珍が唐より招来した密教修法であり、その帰国の時に齎された聖典類は円珍の死後、園城寺の後唐院に納められた。しかし、これらは撰関期に藤原頼道など時の権力者によって散逸していた(『阿婆縛抄』⁸)。が、前記の文書は、この散逸した尊星王法の聖典類を円恵法親王が集積し、秘藏化したことを記録しているのである。

一旦、散逸し、他流派に渡った聖典の集積は、子弟間で相承されるため常識的には他流派の者に渡ることは困難なことであったと思われるが、これが可能であったのは、この集積の背後に院権力があることを推定する必要がある。なお、この集積の始められた時期については、前記の『由来記』に「先師(行慶)在生之時、殊嘗求此書」とあり、この

集積については円惠の師であり、白河帝の子である行慶が関わっていることが確認されるが、それは鳥羽院の御代頃から始められたことを意味するものと思われる。

こうした園城寺による尊星王法の聖典類の集積は、園城寺が尊星王法を他の諸流から隔絶する手段であり、間接的ではあるが、院権力がこの修法の持つ神秘性・荘厳性を利用してその権力の超越的権威を醸し出すことを期待し、その子弟であった法親王達に集積させたことができる。一方、園城寺側もこうした尊星王法の聖典の集積だけではなく尊星王法に唐のイメージの強い「禹歩」⁹を伴わせることで他流派と隔絶的な修法として¹⁰「園城寺の尊星王法」を成立させている。院政期の園城寺の尊星王法の専売化はこの二つの要素が合わさることで実現されたものと思われる。

こうした園城寺の尊星王法については平安時代末期に、軍事的権威によって院権力を事実上、凌駕した平氏政権も注目していた形跡がある。平氏の惣領である平清盛は、その孫にあたる言仁（後の安徳天皇）の誕生にあたって尊星王法の沙汰をしたが、この際、清盛は唐本の尊星王像を本尊として園城寺本坊で尊星王法を修した（『山槐記』）。これは清盛の孫に当たる言仁の権威を唐のイメージの強い尊星王法によって高めようとする清盛の強い意志によるものであろう。

さて、平氏政権は程無く、源氏に倒され、暫くは京を中心とした朝廷権力と鎌倉を中心とした東国軍政権との拮抗状態が続く。この状況が崩れるのは、承久の乱（一二二一）である。鎌倉幕府は、この乱で朝廷勢力に勝利すると、この二年後の貞応二年（一二二三）鎌倉において尊星王法を修した。

先ほどから述べているように尊星王法は院政期には院の権力形成の手

段として園城寺に専売的に公請で修させていたものである。この尊星王法を鎌倉幕府が、修するに到った最大の理由については、この勝利を機に同修法の権修権が事実上、院権力から鎌倉政権に移ったことによるものと思われる¹¹。これについては、京政権と鎌倉政権の尊星王法の有様を比較すると明確となる。

院・朝廷など京政権は鎌倉政権が同法を権修するようになって同法の権修を引き続いて行っているが、その内容は、この修法の靈験が軽視されたり（『増鏡』）、また停止されたり（『実躬卿記』¹²）するようになり、お産の祈祷や皇族の不例などにその中心が置かれるようになる。これは、院・朝廷など京政権が護国鎮護の役割を担う立場を事実上、喪失した結果によるものであろう。

さて、以後、幕府は、その弓箭神であった鶴岡八幡宮において尊星王法を修するようになるが、『吾妻鏡』によると幕府が、尊星王法を修したのは貞応二年（一二二三）から文永三年（一二六六）の四十三年間に十回に及ぶことが確認される。また、その多くは、鎌倉に下向した園城寺の僧によって修されている。これは新たな尊星王法のあり方の一つであり、妙見信仰の中世的展開として興味深い。

三 東国の妙見信仰

関東地方の妙見信仰については、古代から関東地方にも伝来していた形跡がある。『日本後紀』宝亀八年（七七七）八月の条に（撰津国南河内郡の）妙見寺に「上野国群馬郡内の封戸五十烟が施入された。」という記事があり、古代から東国の上野国群馬郡内に畿内の妙見寺に五十戸の封戸が施入されたことが確認される。また、『吾妻鏡』寿永元年九月二八日の条¹³に「：越後国の城四郎永用は、越後国小河庄赤谷において

城郭を構え、妙見大菩薩を崇め奉り源家を呪詛し奉るのよし、その聞え有り……」とあり、平安時代の末期には、妙見信仰が越後国にまで浸透していたことが窺われる。

関東地方の妙見信仰については『吾妻鏡』の外に『平家物語』の異本とされる『源平鬪諍録』¹⁴（以下『鬪諍録』という。）にも登場する。この中には「蚕飼河合戦譚」と「結城浜合戦譚」の二話の「妙見説話」が取り込まれているが、「蚕飼河合戦譚」¹⁵には「吾（妙見）は妙見菩薩なり……自らは即ち上野の花園と云う寺にあり」とあり、この中で妙見は、自ら群馬県群馬郡花園村の妙見寺の本尊であった妙見であることを語っている。

この花園の寺の妙見菩薩を守護神としたのが千葉氏である。千葉氏は千葉介常胤が頼朝の挙兵を機に頼朝に参陣し、大きな功績を上げると上総・下総を中心に東北地方から南九州に至る広大な所領を獲得した。しかし、常胤の孫の代で上総千葉氏と下総の千葉氏に分裂し、上総千葉氏が宝治合戦に関わって滅亡すると下総千葉氏は、残された武士団を再編成し、妙見菩薩を守護神とする強力な武士団を成立させた。その団結のイデオロギーとして制作された神話（説話）が、『源平鬪諍録』の中に取り込まれた「妙見説話」であった（福田豊彦一九七五）。

「妙見説話」の「蚕飼河合戦譚」は「千葉氏の祖とされる平良文の甥将門と伯父良兼が常陸国の蚕飼河において合戦となった際、妙見が示現し、瀬踏みをして不利になった将門を無事対岸に渡して危機を救った。また、再び良兼と合戦となると将門に加護し、直接将門の弓を取り、矢を番えて敵を射、勝利を導いた」とするものである。なお、その後、「将門に加護した妙見は、将門の正直が諂佞に転じたため千葉氏の始祖とされた良文に渡り嫡々相伝して常胤に渡った」とされている。また、

「結城浜合戦譚」は「石橋山の戦いに敗れて安房に逃れた源頼朝が房総の武士達とともに安房から上総に進軍した際、千葉氏の物領であった千葉介常胤は千葉の軍勢を率いて上総の頼朝軍に合流したが、留守となった千葉を平家方の千田親正の大軍に襲撃された。千葉館に留守居として残っていた孫成胤は、残った少数の兵を率いて千葉庄南方海岸に位置する結城浜で親正軍を迎え討った。戦況は大軍であった千田軍が優勢で、成胤軍は下総国と上総国の境を流れていた境河（村田川）まで押し込まれたが、この時、僅なる童子（妙見）が示現し、成胤の危機を救って勝利に導いた」とするものである。



尊光院の六院 『紙本著色千葉妙見大縁起絵巻』（栄福寺蔵・非公開）

この二つの合戦譚は妙見が戦場に示現し、千葉氏の危機を救い、勝利に導いたとすることで武神としての妙見の神威の賛美と将門以来続く嫡宗家の神聖性を主張し、それを通して下総千葉氏の正当性や尊厳を醸し出す効果を期待したものであったと言えよう。

千葉氏は、こうした「妙見説話」を利用して、①長子相続制度を導入した新たな武士団組織の整備、②千葉町の建設・整備、③尊光院の整備などを行ったものと思われる（丸井敬司二〇〇八）。

長子相続制度の導入については、『鬪諍録』に「加曾利冠者成胤は、祖母死去の間、同孫たるといえども、養子たるに

よって：「小太郎成胤…」とあることから、この説話の趣旨が同武士団の間の中に「たとえ養子であっても最初の子（太郎・長子）を嫡子とする制度（「長子相続制度」）を妙見の加護という「靈威譚」を通じて導入する意図があったものと思われる¹⁶。

続いて、武士団組織については『抜粹』に「屋形様・御一家・御近習衆・諸侍衆」とあり、千氏は同武士団を惣領と一族・家臣からなる区分けをし、それによって一族・家臣からなる武士団の差別化と命令系統を整備し、これによって武士団を統制する方式を作り上げたものとみられる。また、家臣団については『抜粹』に「国中の諸侍の屋敷なり、」とあり、千葉町の中に屋敷を持つ有力家臣（これを「千葉中」¹⁷という）とそれ以外の国内に所領を持ち、必要に応じて動員される中・小の武士団に区別されていたことが窺われる。

こうした武士団組織の整備の時期と有様については、尊光院の整備の有様からも推定が可能となる。尊光院の整備については、『大縁起絵巻』に尊光院境内には胤綱の子泰胤と常胤の五人の子息によって六院が建立されたことと記され¹⁸、その六院が描かれている。この場合、泰胤と常胤の五人の子息ではその生存していた世代に相違があることから第一院を泰胤が建立し、二院以下は、常胤の子孫を祖とする一族（通常「…跡」と書かれる。）に建立を負担させた有様を描いたものと解釈することができるが、この負担方式は、幕府が寺社の建立などに際し、御家人に賦課した方式と同様のものであることから、千葉氏は幕府の賦課方式を参考にして一族や家臣にその経費を負担させ、尊光院の整備を行ったことになろう¹⁹。そして、その時期は鎌倉中期とすることが妥当であろう。

なお、『抜粹』では尊光院の整備は六院の他に、六坊を有力家臣に建



妙見祭（大船の巡幸） 下総国千葉郷妙見寺大縁起絵巻（歓喜寺蔵・非公開）

立させたことが記されており²⁰、千葉氏本宗家は六院の外に六坊を有力家臣に建立させたものと思われるが、この結果、尊光院は最盛期には十二の塔頭を有する大寺院に発展したものと考えられる²¹。

さて、続く千葉町の整備については『抜粹』に「表八千軒、裏八千軒」とあり、門前の参道であった広小路の両脇に表町と裏町が存在していたことが記されている。これについては、「近世千葉町絵図」（平礼子家所蔵²²）によると近世の千葉町は尊光院の後身であった妙見寺の門前に大通り（広小路）が描かれ、その西側に裏町²³の街並みが描かれている。そして、裏町は、本通沿いあるに本上町・本中町・本下町の三町内と裏通り沿いに裏上町・裏中町・裏下町の三町内で構成されている。さて、この図には裏町しか書かれていないが、裏町の存在は、中世前期の千葉町が、表町と裏町の東西に区画されており、後に表町が衰退したことを推定することが可能であろう。この表町が衰退する最大の事件は享徳の乱（一四五五）で、この時、千葉町は灰燼に帰したといわれている（『大縁起絵巻』）が、後、千葉町は港町として発展することから港に面していた裏町が復興されたのである。さて、前記の『抜粹』の記事が事実



妙見菩薩掛仏（正安元年造）

とすると、この町の整備は享徳の乱以前に遡るもので、町の景観が鶴岡八幡宮の鳥居の前に若宮大路を建設し、それを中心に整備された鎌倉の町と酷似している。このことは中世の千葉町の都市造りは鎌倉の町を手本として造られた事を意味する。また、その時期は鎌倉中期頃まで遡るものと推定される。

以上の事から中世の千葉町は、この北部に本院（尊光院）と六院六坊からなる壮麗な大寺院が建立され、その前の大通り沿いには一族や有力家臣の屋敷が立ち並ぶ鎌倉型の中世都市であったものと考えられる。

なお、こうした壮麗な大寺院と町の整備と同時に『抜粹』・『大縁起絵巻』には千葉の民衆を巻き込む「妙見祭」が盛大に行われていたことを記している。『大縁起絵巻』には「千葉の御神事は大治二年（一一二七）七月十六日始るなり」とあり、この祭りが大治二年より始められたとされているが、大船や神輿が尊光院の山門から出て、町中を練り歩く有様を見ると、同祭りがこうした形をとるのは尊光院や千葉町の整備は不可欠であり、この祭りが、こうした形をとるようになるのは事実上、宝治合戦後の千葉氏の武士団の再編や千葉町・尊光院の整備などと関連したものであったとしてよいであろう。

祭りは、『下総国千葉郷妙見寺大縁起絵巻』（以下、『妙見寺大縁起絵巻』という）には船縁を華麗な幕で飾り立てた車付の二台の「大船」を千葉町の民衆が引いて、町中を練り歩くという有様が描かれており、こ

の「絵」からは千葉町の民衆の高揚したエネルギーが伝わってくる。このように千葉町の有様をみると規模は遙かに小さいが壮大な寺院を次々と建立し、京内の住民を熱狂に巻き込んだ院権力の演出と同様な演出がなされていたことに気付くであろう。こうした視的パフォーマンスは、千葉氏惣領の卓越した権威を作り上げるためのもので、美川氏の主張する「見せることで生み出す効果」を期待したことによるものと思われる。

この他に千葉氏は、妙見信仰の象徴となる妙見像を造立し、本拠地の千葉館の寢殿に安置している。この妙見像は、倚像で、亀と蛇を足元に踏み締めた中国道教の真武神像に倣った像容をしたものであったが（『妙見菩薩掛仏』参照²⁴）、これが千葉氏の本拠地である千葉館の寢殿に秘蔵されたことは、千葉氏が唐的イメージの強調と妙見の御神体の秘蔵の効果によって惣領家の神聖性・荘厳性を醸し出す効果を齎したのである。こうして千葉氏は、惣領の超越的権威を確立と妙見の神秘性を強調することで武士団の再編と諸制度の整備などを行うことで中世的展開の糸口を掴むことになったものと思われる。

以後、千葉氏は、蒙古襲来を機に下総千葉氏と鎮西千葉氏に大きく分裂するが、その後、約一八四年余り下総を支配した。しかし、康正元年（一四五五）に至って一族の間に内紛が生じ、本宗家が滅亡すると本拠地を本佐倉城に移した（これ以後の千葉氏を「佐倉千葉氏」と呼ぶ）が、この時、千葉館内に安置されていた妙見は、千葉から動かず、別当寺であった尊光院境内に移され後は、下総国内における妙見信仰の中心地として重きをなした。

さて、妙見信仰を紐帯として団結力を誇った千葉氏も戦国期になると一族は次第に自立化し、本宗家の勢力は衰退していった。この時期、千

葉氏は、北からは佐竹氏、南からは里見氏の勢力の圧迫を受けるようになる。こうした危機に直面した千葉氏は、一族や各地に割拠した豪族を纏めるためには、これまでの「妙見説話」を一部修正した中世後期に適した新たな神話が必要になったが、これが『抜粋』や『大縁起絵巻』に登場する上野国群馬郡染谷川合戦における始祖平良文と妙見の出会いを主題とし、七仏薬師を本地仏とする千葉妙見の縁起類であったと考えられる。

おわりに

千葉における妙見信仰の文化的表象資料として特筆すべきものに十三世紀中頃に成立した『源平鬪諍録』の「蚕飼河の合戦譚」や「結城合戦譚」などの「妙見説話」がある。千葉氏武士団はここに込められた妙見信仰を通じて強く団結し、中世的武士団として成長・発展した。こうした中世における妙見信仰の高まりは、やがて『妙見大縁起絵巻』や『抜粋』などの中世的文化を成立させたが、ここで培われた文化的素養は近世における千葉寺の奇祭として知られた「千葉笑い」や「羽衣伝承」などの千葉独自の文化を開花させ、実を結んでいる。こうした千葉地域の文化の根底にあった妙見信仰については、千葉市内だけに留まるものではない。千葉県内の妙見社を調べてみると二百四十一社余りに及んでいる状況があるが（丸井敬司二〇〇五）、こうした信仰に影響を受けた千葉独自の文化は県下にくまなく広まり、多くの伝承的文化を生み出した。

また、こうした妙見信仰に関わる伝承文化は、千葉県に留まるものではなく、千葉氏の所領のあった福島市の相馬市、岐阜の郡上市、佐賀の小城市などにも広く分布し、地域の文化と溶け込んで独特の文化が形成さ

れている。こうしたことを考えると千葉氏の妙見信仰は、地域文化を考える上で避けて通れない程、重要な役割を果たした信仰ともいえよう。

【参考図書】

- 『妙見信仰調査報告書（三）』資料編 千葉市立郷土博物館 一九九三年。
『研究紀要』第七号 千葉市立郷土博物館 二〇〇一年。
『千葉妙見大縁起絵巻』（図録） 千葉市立郷土博物館 一九九五年。
『国史大系 吾妻鏡』吉川弘文館 一九六五年。
『小城町史』小城町史編集委員会 一九七四年。
『源平鬪諍録』『研究紀要』第十一号 千葉市立郷土博物館 二〇〇五年。
『妙見信仰調査報告書（二）』（千学集抜粋）千葉市立郷土博物館 一九九三年。
『妙見信仰調査報告書』（妙見神呪経）千葉市立郷土博物館 一九九二年。
『大日本古文書 卷之二（追加六）』正倉院文書。』
『新日本古典文学大系 日本霊異記』岩波書店 一九九六年。
『新訂増補国史大系 類従国史』吉川弘文館 二〇〇三年。
『国史大系第二卷 続日本紀』吉川弘文館 一九三七年。
『群書類聚第六輯 年中行事秘抄』群書類聚完成会。
『大日本仏教全書 阿婆縛抄』講談社。
『新注皇学叢書 公事根源』広文庫刊行会 一九二七年。
『大正新脩大藏経第七八卷 続諸宗九 追記』。
『大日本仏教全書 覚禅抄』講談社 一九七二年。

- 『妙見信仰調査報告書(一)』千葉市立郷土博物館刊 一九九二年。
 『古今著聞集』有朋堂書店 一九二六年。
 『円惠親王聖教由緒記』(『園城寺文書』平安遺文)。
 福永光司『道教思想史の研究』岩波書店 一九八八年。
 福田豊彦『源平鬪諍録』その千葉氏関係の説話を中心として『東京工業大学人文論叢』一号 一九七五年。
 福田豊彦『千葉常胤』吉川弘文館 一九七三年。
 村山修一「上代の陰陽道」『国民生活史研究』四 吉川弘文館 一九八五年。
 森由紀恵「尊星王をめぐる諸問題」『人間文化研究科年報』奈良女子大学大学院人間文化研究科一五 一九九九年。
 美川 圭『白河法皇』日本放送出版協会 二〇〇三年。
 池田 忍「王権と美術」『京・鎌倉の王権』吉川弘文館 二〇〇三年。
 高橋昌明『清盛以前―伊勢平氏の興隆―』平凡社 一九八四年。
 林 温「妙見菩薩と星曼荼羅」『日本の美術10』三七七号 至文堂 一九九七年。
 速水 侑『呪術宗教の世界』塙新書 一九九九年。
 福田豊彦・服部幸造『源平鬪諍録』(下) 講談社 二〇〇〇年。
 福田豊彦『千葉常胤』吉川弘文館 一九八七年。
 丸井敬司「房総地方の妙見信仰と製鉄・鍛冶について」『研究紀要』第十一号 二〇〇五年。
 丸井敬司「妙見寺より発給された二つの御影について」『研究紀要』第十二号 二〇〇六年。
 丸井敬司「中・近世の千葉町の成立とその景観について」『研究紀要』第十四号 二〇〇八年。

丸井敬司「千葉わらい」と妙見信仰に関する一考察」『パフォーマンスの民族誌的研究』千葉大学大学院人文社会科学研究所 二〇〇八年。

- 1 福田豊彦氏は、『千葉常胤』(吉川弘文館)六二項で「千葉庄は：八条院の成立事情から推察すると、院政期の鳥羽上皇(略)の頃に成立した可能性が強い。」としている。
- 2 福田豊彦・服部幸造『源平鬪諍録』(下) 講談社 二〇〇〇年。を参照。
- 3 『妙見信仰調査報告書』(千葉市立郷土博物館刊 一九九二) 資料編参照。
- 4 『年中行事秘抄』(『群書類従』第六輯 続群書類従刊行会 一九七六)に「三・九月御灯事。：依為恒例神事也。」とある。
- 5 『寺門伝記補録第一』に「尊星王：鎮護国家之御願」とある。
- 6 『寺門伝記補録第七』に「大師又以此道場。擬準西唐青龍寺。以將來法器藏」とある。
- 7 池田忍氏は「王権と美術」の中で千野香織が天皇の公的権威を保証するものが「唐」のイメージであったと指摘していることを紹介している。
- 8 『阿婆縛抄』に「凡尊形像不同也。後唐院亀上鏡立。：件鏡像宇治殿奉請平等院宝藏安置之給。」とある。
- 9 『阿婆縛抄』には、「此ノ法ハ三井寺ノ秘法ナリ、尊星王法是ナリ：象(禹)歩ナト云事有之」とある。禹は古代中国の伝説的な聖王の一人で、「禹歩」は、その歩行方法を源として成立した神秘的な歩行方法であり、中国道教の神仙術、「禹歩術」(『抱朴子』仙薬編)

の一つとして知られている。禹と神仙と結び付ける思想は、唐の玄嶷の『甄正論』の「越絶書」に「禹知是神人」とあり、唐代に盛んとなった。

10 なお、「禹歩」は北斗七星の形を継ぎ足で踏む独特の歩行を特徴とするものであり、外典である陰陽師の作法の一つでもあった。このため園城寺以外の密教諸流派は、この導入には強い反発がありこれが園城寺の尊星王法の隔絶化を齎したものと思われる。なお、「禹歩」わが国では「反閉」ともいう。

11 尊星王法は、「天命思想」に基づく災厄の息災を祈る国家鎮護の修法の一つであり、王権の権威をこの全宇宙の支配者とされる天帝を利用して誇示することを目的として修され、院政期には、院の権力形成の象徴として専売的に行われていたものであるが、この修法が鎌倉幕府によって行われたことは、幕府もこの修法には強い関心を持っていたことを示している。

12 承久の変以降、院権力が行う尊星王法の権威がなくなったことを示す逸話が『増鏡』に登場する。この事件は、文永十年（一二七三）十月十五日、天変を理由に円満院の円助法親王が宮中で尊星王法を勤められたところ、二十日の宵に二の対から火事が起こったとされるもので、院権力が国家鎮護の修法として行う尊星王法に験がないことを知らしめた象徴的な事件であった。また、嘉元三年（一一三〇）八月六日には後宇多帝は尊星王法の実施を中止している（『実躬卿記』）。

13 『吾妻鏡』寿永元年九月二八日の条に「廿八日丙申。越後国城四郎永用於越後国小河庄赤谷構城郭。刺奉崇妙見大菩薩。奉呪詛源家之由有其聞。」とある。

14 福田豊彦・服部幸造『源平闘諍録』（下）講談社 二〇〇〇年。

15 『源平闘諍録』の「蚕飼河合戦譚」に「自則、在云上野花園寺、汝若有志者速可迎取我、吾是十一面観音之垂迹、五星中、北辰三光天子後身也、汝向東北角可唱吾名号、自今以後、将門之笠験、可差千九曜之旗《今世、号月星》、乍云、無何失、仍将門、遣使者花園奉迎之、致信心奉崇敬、将門、蒙妙見御利生、五ヶ年之内打随東八ヶ国：。」とある。

16 なお、長子を優先的に惣領とする場合、それが有効に機能するにはそれを支える家政機関が必要である。この家政機関については『中山法華経文書』の研究から鎌倉後期には整備されていることが指摘されているが（『千葉県史』中世通史編）、長子相続制度が、宝治合戦後の十三世紀第三四半期とすると、整備は「妙見説話」設立時期の段階で既に成立していたか、この段階で成立したものと思われる。

17 『抜粹』に「御銚は千葉中の老成者：」とあり、千葉町に住む武士を「千葉中」としていたことが書かれている。

18 「同く六院の供僧は六東各の建立処なり。第一の供分は千田太郎（次郎カ）泰胤建立し給なり、第二の供分は相間（相馬）の小次郎師胤（師常）建立し給なり、第三の供分は武石の三郎胤重（胤盛）建立し給なり、第四の供分は大須賀四郎胤信建立し給なり、第五の供分は国分五郎胤道建立し給なり、第六の供分は東六郎胤頼建立し給なり：。」とある。

19 こうした賦課の方法については、既に、鎌倉幕府が御家人に課した前例がある。『吾妻鏡』（建長二年（一二五〇）三月一日の条）には、閑院内裏造営の注文目録があり、造営負担を命じられた御家人

「六坊は原・円城寺・粟飯原・三谷・椎名・鏑木・池内の名字中六坊に定め給ふ、十二供（六院六坊）なり」とある。

この時、制定された新たな公事賦課方式によって開幕当初の始祖まで遡って賦課されたことによるものと思われる。

（二二四四）十二月十二日の条に「御公事間…父祖跡知行」とあり、

いづれも常胤の子もしくは孫である。これは『吾妻鏡』寛元二年

（重胤Ⅱ胤頼の子）跡・木内下総前司（胤朝Ⅱ胤頼の子）跡・風早

入道（胤泰Ⅱ胤頼の子）の十二名が記され、造営負担分が記されて

いる。これらの内容を見ると千葉介以外は「一跡」とされており、

前記、閑院内裏の注文目録には千葉氏は「千葉介跡 西二対」とあるのみで、一族の負担割合については不明であるが、「六条八幡

宮造営注文」では、一族は「鎌倉中」として千葉介・同次郎・相馬

五郎（相馬義胤Ⅱ師常の子）跡・同六郎（相馬常家Ⅱ師常の子）

跡・千葉七郎（師胤Ⅱ胤正の子）跡・同八郎（胤時Ⅱ胤正の子）

跡・武石入道（三郎胤盛Ⅱ常胤の子）跡・大須賀四郎（四郎胤信Ⅱ

常胤の子）跡・国分五郎（五郎胤通Ⅱ常胤の子）跡・東兵衛入道

（重胤Ⅱ胤頼の子）跡・木内下総前司（胤朝Ⅱ胤頼の子）跡・風早

入道（胤泰Ⅱ胤頼の子）の十二名が記され、造営負担分が記されて

いる。これらの内容を見ると千葉介以外は「一跡」とされており、

前記、閑院内裏の注文目録には千葉氏は「千葉介跡 西二対」とあるのみで、一族の負担割合については不明であるが、「六条八幡

宮造営注文」では、一族は「鎌倉中」として千葉介・同次郎・相馬

五郎（相馬義胤Ⅱ師常の子）跡・同六郎（相馬常家Ⅱ師常の子）

跡・千葉七郎（師胤Ⅱ胤正の子）跡・同八郎（胤時Ⅱ胤正の子）

跡・武石入道（三郎胤盛Ⅱ常胤の子）跡・大須賀四郎（四郎胤信Ⅱ

集」。

『国立歴史民俗博物館研究報告 第45

21 丸井敬司「千葉妙見寺より発行された二つの御影（妙見像）について」『研究紀要』第十二号 千葉市立郷土博物館 二〇〇〇年。

22 千葉市立郷土博物館寄託資料。

23 広小路の西側を裏町としていたことが『旧妙見寺文書』によって確認される。

24 『妙見菩薩掛仏』は千葉県山武市の谷氏所蔵。銅製の铸造仏で、裏面鏡面に「正中元年（一二九九）七月」と陰刻されている。

千葉氏関連遺跡について

千葉城跡と妙見遺跡の発掘調査の成果から

古庄 秀樹

はじめに

千葉城跡及び妙見遺跡（昭和五五、五六年度の調査時は北浦遺跡で報告）は中世、肥前に覇を唱えた千葉氏の居城跡及び居館跡とされるが実態は不明であった。小城町教育委員会・小城市教育委員会は平成一五年度から一八年度にわたり両遺跡の保存を目的として調査を行い、多くの成果をあげることができた。今論説ではその成果を中心に報告し、中世小城の様相について検討したい。また、附編として小城市内の主な城館について紹介する。なお、千葉城の名称については一次史料では「小城」「小城要害」、江戸時代の編纂書では「牛頭城」、「牛首城」、「祇園岳城」等様々な名称があるが、現在一般に使用されている「千葉城」の名称を用いている。

千葉城跡と妙見遺跡の地理的景観

千葉城は、小城市北東部にある天山山系の高取山から南西に向かって延びる尾根上に位置している（小城町松尾、三日月町織島五五ページ地図中①）。東西約七五〇メートル、南北最大幅二五〇メートルの範囲に遺構群が確認できる。最高所は一三三メートルでありこの部分が主郭である。千葉城の南側は天山山系を水源とする祇園川が流れている。妙見

遺跡は千葉城北側の祇園川支流の清水川によって形成された谷部左岸上に位置している（小城町松尾五五ページ同②）。標高八七メートルである。妙見遺跡一帯には千葉胤貞の勧請と伝え、千葉氏の守護神である妙見菩薩を祀る北浦社や伝千葉氏像がある寛正五年（一四六四）に建立された日蓮宗の延命寺がある。また、「犬の馬場」、「下馬」、「ゲンタ屋敷」等武士の居住区の存在を想起させる地名がある。

千葉氏と肥前・小城

千葉氏は下総国千葉庄を本貫とする関東御家人で、鎌倉時代初めに千葉常胤が小城郡の惣領に補任されたとされる。千葉氏は代々下総国守護の家でもあり小城の所領には代官が派遣されていた。『中山法華経寺文書』からは小城には千葉総領（千葉氏の総領家）に対し、「小城総領」の存在が確認できる。この小城総領は当主である千葉頼胤の叔父泰胤とされている。「千葉系図」（『諸家系図・小城鍋島文庫本』）では文永の役で頼胤が下向し、戦傷を負い小城の地で死去したという。頼胤の死後は子の宗胤が下向し、筑前国今津で石築地の構築にあたっている。宗胤の子、胤貞は鎌倉時代末期から南北朝時代にかけて下総と小城の所領を往復し、下総の所領をめぐって下総の従兄弟の貞胤と合戦を行っている。鎌倉時代の小城における千葉氏の拠点については明らかではなく、千葉城周辺では明隈遺跡（小城町松尾）、古町遺跡（小城町字古町）、上町遺跡（小城町字上町）、布施ケ里遺跡（小城町字布施ケ里）、晴気城周辺では寄居C遺跡（小城町晴気）、平野部では赤司遺跡（三日月町織島）、戊遺跡（三日月町長神田）、久米遺跡（三日月町久米）、小路遺跡（芦刈町芦溝）で当該期の遺構、遺物が確認されている。服部英雄氏は千葉氏の館を千葉氏の菩提寺である三岳寺（小城町池上字門前）の東側

の通称「館屋敷」に想定している^①。千葉氏が小城に在地領主化するの
 胤貞の子の胤泰の段階である。胤泰以降、千葉氏が佐賀平野西部に領主
 として発展していくがその理由として、宮島敬一氏によると千葉氏が守
 護を務めた家であり、守護としての事務能力を備えていたことや、九州
 探題今川了俊の帰還を契機に、今川氏の権力を篡奪、継承したこと。肥
 前国の在庁官人であった於保氏や鎰尼氏を初め在地の中小領主の家臣化
 を進め、肥前国鎮守であった河上社の大官司として国衙機能を掌握し、
 権力を拡大していったことが指摘されている^②。応永年間（一三九四～一
 四二八）以降、小城郡から佐賀郡にかけて千葉氏の発給文書が確認で
 き、戦国時代前半（一五世紀末から一六世紀前半期）には小城・佐賀・
 杵島・藤津郡の四郡まで発給文書の範囲が広がっている。文化的側面
 では千葉氏は小城の旧来の寺社に帰依するだけでなく、新たに京都から
 祇園信仰、下総国から妙見信仰や日蓮宗をもたらした。市内には千葉氏
 を開基とする寺社が多く、妙見社や日蓮宗寺院も多く存在している。朝
 鮮国の申叔舟が成宗二年（一四七二）に編纂した『海東諸国紀』による
 と小城は当時九州有数の都市として繁栄していた。市内で行われた発掘
 調査からも当該期の遺構・遺物出土の事例は増加しており『海東諸国
 紀』の記述を裏付ける。文明一八年（一四八六）に胤将が胤朝を殺害す
 ると、少弐政資は弟（胤資）に胤朝の跡を継がせている（西千葉氏、晴
 気城）。一方興常は大内義興の後ろ盾を得て分裂した（東千葉氏、千葉
 城）。千葉城南麓の明隈遺跡からは大内氏の領国であった周防・長門国
 内から出土する周防型の土器（播鉢）が数点出土しており興味深い。両
 千葉氏は大内・少弐両氏の代理戦争を担い、明応六年（一四九七）大内
 義興が少弐政資父子と千葉胤資を敗死させると千葉氏は衰退していった
 とされるが、宮島敬一氏の指摘ではこの時期の千葉氏の発給文書は肥前

国内四郡にわたり確認できており、千葉氏は影響力を保っていたよう
 である^③。

文献に見える千葉城・妙見遺跡

しかしながら、肥前中世史の舞台となった千葉城の築城主及び築城時
 期については、明らかではない。時代が降り一八世紀に編纂された小城
 鍋島藩初代藩主鍋島元茂の記録である『元茂公御年譜』に千葉胤貞が正
 和五年（一三一六）に下総国から下向、築城したとし、もう一つは、
 『千葉系図』に胤鎮が「住牛首城号祇園岳」との記載がみえるが、一次
 史料では確認できない。千葉城の一次史料での初見は、正平一〇年（一
 三五五）の有馬澄明軍忠状案（肥前有馬文書）『南北朝遺文九州編三』
 に「小城城」、於保胤宗軍忠状（多久家文書）『佐賀県史料集成一
 〇』・草野永幸軍忠状（九州大学所蔵草野文書）『南北朝遺文九州編
 三』に「小城之城」、木屋行實軍忠状（筑後木屋文書）『南北朝遺文九
 州編三』に「小城々」が見え、探題方の城として攻撃の対象となつて
 いる。延文五年（一三六〇）の高木貞房軍忠状（深堀家文書）『佐賀県
 史料集成四』には「小木要害」とある。南北朝合一後の応永二五年
 （一四一八）、橋家東福寺太刀帯公勝軍忠状（橋中村文書）『大日本史料
 七―三〇』には「小城大城」とある。また、永享一〇年（一四三八）
 の室町幕府奉行である肥前守・大和守連署奉書（橋中村文書）『佐賀県
 史料集成一八』に「小城要害」が見え、城主は千葉胤鎮である。文明
 一〇年（一四七八）の『正任記』には千葉胤朝が「春日城」（佐賀市大
 和町春日）に弟の千葉胤盛が「小城之城」に在城している。文明一〇年
 以降、千葉城についての一次史料は確認できない。廃城は江戸時代の編
 纂書である『北肥戦誌』によると天文一四年（一五四五）に少弐氏家臣

である馬場頼周が当時の城主千葉胤頼と談合し、少弐氏を迎えるために改築中に龍造寺氏に攻められ落城し、廃城となったという。

廃城後の江戸時代の千葉城については小城鍋島藩三代藩主鍋島元武の記録『元武公御年譜』に、元武が延宝八年（一六八〇）に徳川光圀に「小城祇園岳千葉家の城図」を提出し、その後、江戸にて北条安房守から「直頼（元武）公よりハ小城祇園岳千葉家の城図を被進置たり、其後江戸にて北条安房（氏平）守殿へ被掛御目候処、別而宜要害繩張之由御秋美有之候由、」という記述があるほか、文政一三年（一八三〇）に小城鍋島藩士であった犬塚市右衛門によって編纂された『荻府見聞俚言集』には「一、城山千葉之城跡也、山之上平地西之方本丸城成へし、今金毘羅勧請在し所ハ弍之丸成へし、其の東之平地廣し、古戦場之年代考之事」と記載されている。妙見遺跡は佐賀藩士大木英鉄が寛文五年（一六六五）に編纂した『肥前古跡縁起』には「北浦の里は昔千葉常胤の遺跡也、都を立んとて九條を割り侍りに、五條迄續て、夫より京地なかりしかば空しく止み給ひ、又其跡を傳て北浦の京など、云、今も一條を里の名に付て人々云傳る千葉殿犬追物せられし跡を犬之馬場と云て有、」とある。江戸時代になり、小城の地が鍋島氏の支配となると鍋島氏を中心に編纂された様々な書物に千葉氏や関連史跡が登場し語り継がれている。

千葉城跡の発掘調査

小城町・小城市教育委員会の調査前に表面観察によって縄張図作成を行った宮武正登氏の指摘によれば、千葉城跡で確認できる縄張の基本プランは戦闘が激化する戦国末期の成熟したスタイルではなく、室町時代（一五世紀代）のものであるという。全体的な規模の大きさに比べて防



千葉城内調査地点位置図

縄張図

提供：佐賀県教育庁社会教育・文化財課（佐賀県中近世城館跡緊急分布調査成果資料より）

踏査・作図：宮武正登

御施設である堀切・土塁が発達しておらず、明確な虎口（出入口）が認められない。切岸（人工的に削られた斜面）を中心とした単調な防衛発想を機軸とした縄張である。しかし、城の東端で確認した畝状堅堀群は戦国末期の様相であるという。（宮武氏は現段階で畝状堅堀群ではなく破城に関わる可能性もあると指摘されている。）城内での採集資料は南北朝時代から室町時代（一四世紀後半から一五世紀代）のものが大半を占め、特に主郭部分から大量の土師器の小皿、坏（「かわらけ」ともいう）を採集されている。土師器小皿、坏は武家儀礼の饗応、宴式では酒器として限定使用された。一五世紀段階には既に千葉城主郭には常住施設があり、土師器小皿、坏を用いた儀礼（政治権力の発動）が行われていた可能性が高いということである。これまでの理解では領主が山城内に常住施設を備えて政治権力を発動するのは全国的には戦国時代後半（一六世紀中頃以降）のこととされている⁴。

以上の指摘も踏まえ、城内の発掘調査は遺構の残存状況や構築時期等を目的に四か所の地点を中心に行った。城内最高所の主郭部分（縄張図中②）、千葉公園展望台がある曲輪部分（同①）、堀切（同③）、畝状堅堀群（同④）である。主郭部分は三つの曲輪からなる。調査により遺構では主郭への導入部と考えられる木戸（門）跡、主郭内部では土坑、柱穴、主郭北側では土塁の基部が確認できた。土層の堆積状況を見ると二時期以上の遺構面が認められ、長期間に渡る造成や改築の跡がうかがえる。遺物では土師器（小皿・坏・鍋・香炉・火鉢）をはじめ国産陶器、中国陶磁、朝鮮陶磁、ベトナム青花（染付）、石製硯等多種多様である。遺物の年代は一二世紀代の白磁が含まれるが、概ね南北朝時代から戦国時代前半（一四世紀後半から一六世紀前半）と廃城後の江戸時代後期（一九世紀）の大きく二時期に別けられ、一五世紀代の遺物が中心であ

る。曲輪では展望台の工事で破壊されている地点もあるが見張小屋と推定される掘立柱建物跡、柵跡、土坑、曲輪拡張工事に伴う造成層を確認している、曲輪の西側では二ヶ所の小規模な石積みを確認した。これらの石積みはいずれも裏込めのない簡単な構造である。遺物では平安時代の石帯、鎌倉時代の瓦器椀、南北朝時代から戦国時代にかけての土師器（小皿・坏・土鍋）、瓦質土器火鉢、国産陶器、中国陶磁、石鍋、鉄製品、鉄滓や江戸時代の国産陶器等が出土している。堀切では通路とその両側に積まれた二時期の石積みが確認できた。遺物では土師器（小皿・坏）、中国陶磁、国産陶器、石臼、寛永通宝等が出土している。年代的には戦国時代（一五世紀末から一六世紀初め）と江戸時代後期（一八世紀から一九世紀）である。畝状堅堀群では二時期の堀の造作（薬研堀から箱堀へ）や土塁が確認できた。遺物は土師器小片が出土したのみで、年代の特定はできていない。

調査結果をまとめると、千葉城は出土遺物からみて南北朝時代（一四世紀後半）には主郭、曲輪は成立しており、戦国時代前半（一六世紀前半）までは存続しているが出土遺物は一五世紀代のものが最も多く、この時期が千葉城の最盛期と考えられる。主郭は土塁に囲まれ、南側には入り口である木戸があった。主郭内部で検出した多くの遺構、造成工事は長期間にわたる建物の存在を裏付け、常住的な施設であったのであろう。出土遺物は主郭部分が最も種類、量ともに多い。特に目をひくものは中国の龍泉窯系青磁梅瓶・酒会壺・盤等や磁州窯系白地鉄絵壺、天目茶碗、ベトナムの青花皿である。これらの陶磁器は日常生活に使用される雑器とは違い高級品で、主郭にあった建物の室内を飾るためのものであったと推定される。特にベトナム青花は出土例が希少で、玄海灘沿岸で少量出土例があり、千葉氏がどのような経緯で入手したもの

か興味深い。大量に出土した土師器の小皿と坏は赤色系と白色系の二種類がある。白色系のもは赤色系に比べ精緻で薄手のものである。内面にはうずまき状の沈線があるのが特徴的で、戦国時代に佐賀平野で認められる。先述したように土師器の小皿・坏は儀礼に伴う消耗品で一回の儀礼で大量に廃棄される。主郭で出土する土師器の小皿・坏は、主郭にあった建物で行われた千葉氏が主催する儀礼で使用されたと考えられる。県内で調査された他の城館跡や集落跡にくらべると量が多く、千葉氏の権威を物語るものであろう。曲輪は主郭に比べ小規模である。出土遺物の量も少ない。しかし、遺構では曲輪拡張工事や工事に伴う地鎮の跡が確認できており、出土した遺物から拡張工事は南北朝時代から室町時代（一四世紀後半から一五世紀代）にかけて行われたことが判る。遺物で目をひくものには優品の龍泉窯系青磁大型鉢や鍛冶の際に出る鉄滓がある。鉄滓の出土は曲輪内で鍛冶が行われていたことを物語る。堀切で検出した石積みは戦国時代（一五世紀末から一六世紀初頭頃）に造られたと考えられ、時期的には千葉城の最終段階のもので、城内の他の地点とは異なり、この地点が石積みにより防御の強化が意図された結果と考えられる。

妙見遺跡の発掘調査

妙見遺跡の発掘調査は北浦社境内を行った。昭和五五、五六年度の調査により検出された遺構群は、平面規模や出土遺物から千葉氏の館跡ではなく館の周囲にあった千葉氏被官層の屋敷群と考えられる。中世の千葉氏の館は武士の館の廃絶後、館の一面に祀られていた寺社が規模を大きくし館跡を占有して存続する例（小城市では芦刈城跡の宝泉寺）があることから、北浦社境内付近が有力視されている。現在も境内地北側に

は基底部最大幅約一〇メートル、高さ二メートルを超える土塁が残っている。発掘調査は土塁の構築年代や規模、境内地内での遺構の残存状況を確認するために四ヶ所の試掘坑を設定した。調査の結果、境内地北側の土塁は室町時代（一五世紀頃）には構築され、土層の状況から二回の構築が認められた。境内地西側の縁辺にも土塁の痕跡が確認できた。また、境内地の地下には多くの遺構が確認された。出土遺物では土師器（小皿・坏・茶釜・火鉢）、瓦器火鉢、龍泉窯系青磁碗があり、南北朝時代から室町時代（一四世紀末から一五世紀中頃）のものである。土器以外では銅製の御正体（懸仏）が出土しており、像の構造から南北朝時代のもので考えられる。御正体とは鏡面に貼り付け、礼拝の対象として神社の本殿に懸けられたものである。今回の調査で土塁は室町時代のもので境内地西側でも確認できた。境内地内からは多数の遺構群が検出された。土塁は館に伴う可能性があり、境内地一帯が千葉氏館の可能性が高いと考えられる。

これまでの調査結果をまとめると、北浦社（千葉氏館の可能性）を中心に、段丘上には、小規模な溝によって区画された被官層の屋敷群（北浦遺跡G区・F区、妙見遺跡一区）が広がっている。妙見遺跡一区で確認できた東西方向の溝は、現在の道路とほぼ平行しており、現在まで当時の地割が踏襲されている可能性が高い。また、溝を焼土などで整地し柵を設けるなど、造成工事の跡も確認できた。「下馬」地区から南側では遺構は確認されておらず、「下馬」地区が、武士の居住区と外部の接点であったと考えられる。年代的には北浦社側の地区が古く南側に行くにしたがって新しくなる傾向を示している。

中世小城の様相

今回の千葉城跡及び妙見遺跡の発掘調査や市内各所で行われた発掘調査によって中世の小城の様相が次第に明らかになりつつある。中世小城（千葉城周辺と限定的な地域であるが）は千葉氏の本拠としてどのような様相を呈していたのであろうか。鎌倉時代では、千葉城南の明隈遺跡、古町遺跡、上町遺跡で遺構、遺物が散見できる程度で範囲も狭く限定的である。南北朝時代以降、千葉氏の在地領主化に伴い、領域支配の拠点として千葉城や背後の谷部一帯に千葉氏及び被官層など武士の居住区（妙見遺跡・滝遺跡）が営まれた。出土遺物の年代から千葉城と妙見遺跡は並存している。また、千葉城が戦時に立て籠もるだけの臨時の城ではないことが、出土した遺構や遺物から確認できた。千葉城主郭には中国、朝鮮、ベトナムから舶来した陶磁器を飾る会所等の常住施設があり、土師器の小皿・坏を用いた儀礼が行われていた。遺物のうえで室町時代（一五世紀代）が千葉城の最盛期である。室町時代以降になると小城市小城市街地一帯の広範囲（布施ヶ里遺跡、八ッ戸遺跡二区等）に遺構・遺物が確認されるようになる。千葉城の南を流れる祇園川南岸には鍛冶職人等が住む城下集落（古町遺跡）が形成された。この集落は千葉城と同じく戦国時代後半には廃絶しており、千葉城に付属する集落であったと考えられる。祇園川をはさみ西方には千葉氏が帰依した臨済宗の円通寺や日蓮宗の光勝寺が位置している。円通寺の南に位置する八ッ戸遺跡一区では鎌倉時代の龍泉窯系青磁碗と刀を副葬した武士のものと推定される土坑墓が発掘されている。

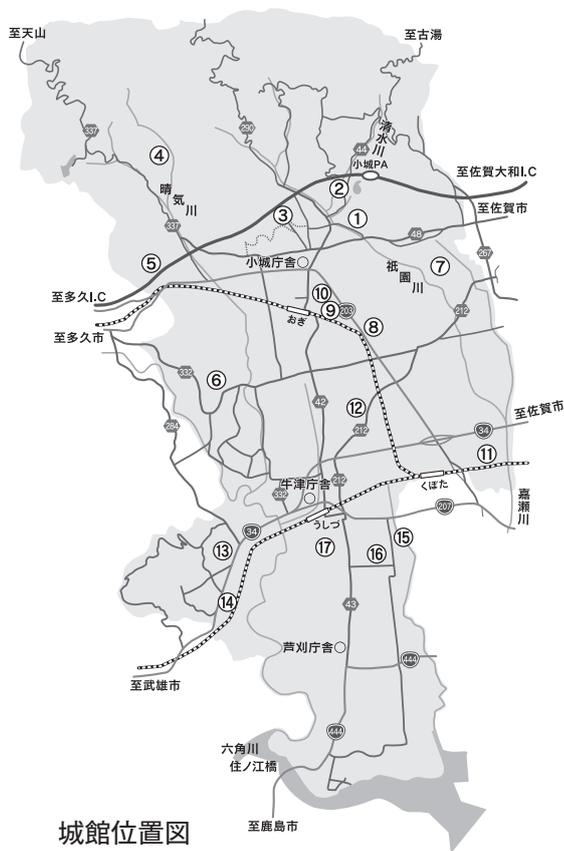
中世の肥前国中枢部を支配した千葉氏の拠点であった中世小城は城（千葉城）や館を中心とした被官層屋敷群（妙見遺跡・滝遺跡）など武士が居住する地区、千葉氏が帰依した寺社（円通寺・光勝寺）の地区、職

人等が居住する地区（古町遺跡）の大きく三つの地区に分かれて繁栄をとげたと考えられる。

【附 編】

小城市内の主な城館

小城市内には多くの城や館の存在が指摘されているが、伝承によるものも多く、近年の発掘調査によって性格が明らかになったのは僅かである。佐賀県教育委員会が、佐賀県内の中世城館の分布調査を平成一四年度から実施し実態が明らかになりつつある。その成果を参考に市内の主な中世城館を紹介したい。



城館位置図

松尾城跡【小城市小城市町松尾】（地図③）

千葉胤貞開基の日蓮宗の光勝寺の北側に位置するが、南北朝時代の遺

構群と戦国時代の遺構群が確認できる。南北朝時代の遺構は光勝寺の裏山、標高一四六メートルに位置する。曲輪、堀切が確認されるが規模が小さいうえ、曲輪の連続性が弱い。『千葉系図』では千葉胤基が在城したとされる。戦国期の遺構群はさらにその奥の標高二三三メートルの「城山」の山頂部に確認できる。付近には「城の辻」の地名がある。「城山」の南東斜面に畝状堅堀群が確認できる。『歴代鎮西志下』には天正元年（一五七三）に龍造寺隆信が上松浦郡鏡城主草野鎮永を攻めた際に松尾山に陣を構えたという記述がある。

内浦城跡【小城市小城町晴気】（地図④）

標高一六四メートルの「城山」に位置する。付近には「城の裏」の地名がある。晴気天山社の宮司で千葉氏の被官円城寺氏の城とされるが詳細は不明。山頂部に小規模な曲輪、土塁が残る。

晴気城跡【小城市小城町晴気】（地図⑤）

標高二二六メートルの「城山」の山頂部に曲輪、堀切等の遺構群が残る。遺構の特徴から一六世紀代と考えられている。周辺には「城の北」、「馬場」、「寄居」、「館」の地名がある。『小城郡誌』では「東寄居山」の東を館跡としている。城の東には千葉氏の守護神を祀る妙見社があり、拝殿の棟札銘に寛政一〇年（一七九八）六月に千葉三郎右衛門平胤明、千葉八助平常庸が拝殿を再造したとある。また、千葉氏の開基と伝える天台宗の見明寺、千葉胤頼を開基とする臨済宗の本龍院がある。城の北側には立中社と呼ばれる晴気城主千葉胤頼の墓がある。晴気城は『千葉系図』では千葉胤資（少弐政資の子）の城とする。西千葉氏の居城である。一次史料では観応二年（一三五二）の今村利廣軍忠状（肥前南里

文書）『南北朝遺文九州編三』）に下松浦党の陣として「晴気山」が見える。明応六年（一四九七）の軍忠状（三浦又衛門卷四五ノ二）『萩藩閥閥録四』に「去十八日晝寅刻、太宰少弐政資以下、自肥前国小城之城没落之時、於詰口敵一人討捕頸到来、（以下略）」とあり、この「小城之城」は『北肥戦誌』等の記述から晴気城とされる。

牛尾城跡【小城市小城町池上】（地図⑥）

牛尾山は標高一〇〇メートルの独立したなだらかな山塊である。山全体が開墾され遺構は確認できない。「とんさんやま」と呼ばれる地区があり、この一帯が牛尾城の可能性がある。牛尾城の一次史料での初見は貞和六年（一三五〇）の源授軍忠状（伊万里家文書）『佐賀県史料集成古文書編二七』）に足利直冬方の城として「牛尾城」がある。『北肥戦誌』では千葉胤連の居城である。『小城郡誌』では天文年中（一五三二～一五五五）に千葉胤頼が築いたとする。

赤自城跡（赤司遺跡）【小城市三日月町赤自】（地図⑦）

標高一メートルの平地に位置する。昭和五三年度以降三日月町教育委員会によって発掘調査が行われている。鎌倉時代の溝跡、井戸跡が検出され、土師器鍋、中国産青磁、石鍋が出土している。『中山法華経寺文書』に「あかしのすいん（執印）」が見える。戦国時代では溝跡が検出され、土師器、須恵器播鉢、龍泉窯系青磁碗、土馬等が出土している。『石蔵寺過去帳』には応永一〇年（一四〇三）二月二三日に赤自川原で私事によって死去した「源祐」や「赤自式部」、「赤自雲州」が見える。『北肥戦誌』では千葉興常の居城とあり、「萩府見聞俚言集」には「殿之古賀、赤司党之館之田」とある。また、『千葉系図』によると千葉

興常が在城とある。

戊遺跡【小城市三日月町長神田】(地図⑧)

標高七メートルの平地に位置する。昭和五〇年度以降三日月町教育委員会によって四次にわたる発掘調査が行われた。昭和五〇年度のC地点の調査では鎌倉時代中期の館跡がほぼ全域にわたって確認された。館は周囲を幅三〜六メートルの溝に囲まれ、溝の深さ七〇〜八〇センチメートルである。北側は検出できていない。館の範囲は東西三六メートル、南北三六メートルの方形と推定され、南側中央に門跡が検出された。溝外にも建物跡がある。溝内部には門から北方へ延びる通路の東・西両側に建物跡がある。通路の東側には北部に井戸跡や土坑があり、南部には溝跡、土坑などとともに小規模な建物跡が存在する。通路西側には柵に囲まれた住居や倉庫らしい建物跡が存在する。龍泉窯系青磁碗、土師器、瓦器等が出土している。また、平成元年度の調査では鎌倉時代では溝跡が検出され、土師器(小皿・坏・鍋)、瓦器碗、中国産白磁、灯明皿等が出土している。戦国時代では溝跡と、土師器小皿、瓦器(茶釜・鍋)、龍泉窯系青磁碗、石臼、木器等が出土している。平成八年度の調査では、溝跡が検出され、土師器(小皿・土鍋・風炉)等が出土している。『岩蔵寺過去帳』には「三津ノ孫五郎」、「三津道妙禅門」が見える。

久米遺跡【小城市三日月町久米】(地図⑨)

標高一六メートルに位置する。平成一四年度以降三日月町教育委員会によって三次にわたる発掘調査が行われた。鎌倉時代の溝跡、井戸跡、土坑が検出され、土師器(小皿・坏・鍋)、瓦器碗、龍泉窯系青磁碗、同安窯系青磁碗、石鍋、輔羽口等が出土している。

平井館跡【小城市三日月町久米】(地図⑩)

標高二〇メートルの平地に位置する。平成一七年度に小城市教育委員会が行った発掘調査で堀跡の一部を検出し、中国産青花が出土している。一六世紀代と考えられる。『荻府見聞俚言集』には「千葉館屋敷上久米ヶ里本告分堺二在、吉田之古城二在し千葉之館之由也、其後對揚寺と云」とある。近隣の馬見ヶ里の山王社境内には大永七年(一五二七)銘の板碑、祠が二基ある。『荻府見聞俚言集』ではこの石祠は平(千葉)興常の勧請としている。『千葉系図』には千葉喜胤が在館とある。

高田城跡【小城市三日月町金田】(地図⑪)

『小城郡誌』では建武元年(一三三四)に千葉大隅守胤貞が築城したとある。『千葉系図』では胤泰の居城とあり、永正七年(一五一〇)には胤治が高田城で討死したとある。高田城の位置については明らかではなく、『荻府見聞俚言集』には社地区に「千葉之本館社刈二有り、四方二重堀也」とある。また、三日月町長神田字高田も候補地とされる。

持永城跡【小城市牛津町乙柳】(地図⑫)

標高四メートルに位置する。『牛津町史』では南北朝時代の九州探題今川了俊の拠点とされる。近くの牛津川や支流の牛津江川(勝川)は潮の干満差による水運が盛んである。牛津江川河口一帯は平安時代には「江津村」があり、古代から有明海に開いた津と考えられる。『旧記雜録』では応永二年(一三九五)八月条に今川了俊が九州探題を解任された際、千葉方の媒介により一類、家僕が小城に集まり、八月出津し、上洛したとある。このときの最終集結地は持永城とされる。今川了俊 downward 以後着到交名案(「詫磨文書」『松浦党関係史料集三』)には「勝一揆」

が見え、大村、白石、平井、蒲池、多久の諸氏がいる。この勝一揆は持永城を拠点とした一揆の可能性がある。以後、今川氏の子孫である持永氏が土着し居住したとされる。城跡には持永盛秀の墓がある。後世の土取りや開墾により削平され、現在、遺構は確認できないが、明治二一年の地籍図やアメリカ軍の航空写真により方形の城であったことが確認できる。城跡周辺で近隣に持永氏の菩提寺である薬王山清泉寺がある。

川越城跡【小城市牛津町上砥川】(地図⑬)

標高二五メートルの丘陵先端部に位置する。広敷城ともいう。『牛津町史』によると千葉氏が家臣である鮎川、桜井氏を入れ西の守りにつけたとある。現在は墓地になっており遺構は確認できない。

八幡山砦跡【小城市牛津町下砥川】(地図⑭)

標高二九メートルの丘陵先端部にある。杵島郡と小城市の堺に位置している。平成四年度に牛津町教育委員会によって発掘調査が行われた。鎌倉時代の掘立柱建物跡、土坑、柵跡、平場、堀跡が検出され、土師器(小皿・坏)、中国産白磁、龍泉窯系青磁碗、同安窯系青磁(皿・碗)、瓦、銭貨等が出土している。一六世紀代の遺物は確認できていない。寺院の可能性も指摘されている。『歴代鎮西志』では永禄一二年(一五六九)に「佐留志八幡山砦」が見える。『牛津町史』では八幡山砦は有馬勢防御のために設けられた川越城の出城とされている。山頂には千葉胤貞が勧請した内砥川八幡社の下宮が鎮座する。

芦刈城跡【小城市芦刈町芦溝】(地図⑮)

標高三メートルの平地に位置する。「鴨打城」ともいう。芦刈城跡と

呼ばれるところは二ヶ所あり、一ヶ所は中溝にある臨濟宗の宝泉寺の敷地、もう一ヶ所は曹洞宗の永林寺及び乙宮社の敷地で、いずれも千葉氏に招かれた松浦党鴨打氏が築城したと伝える。宝泉寺内には鴨打氏の墓がある。圃場整備事業によって景観は変わっているが、明治二一年の地籍図や昭和二三年撮影のアメリカ軍の航空写真等によって宝泉寺部分は周囲を濠に囲まれ、南に出入口があったことがわかる。この部分が主郭と考えられている。また、主郭部を取り囲む大きな外郭部分の存在や、外郭の西側濠の内側には土塁が確認できる。宝泉寺東は福所江川に接し、有明海に通じている。福所江川は有明海の潮の干満差を利用して水運が盛んであったという。芦刈城は水運をたくみに取り入れた水城であったと考えられる。永林寺、乙宮社部分についても周囲に濠が残されている。

陣の森城跡(小路遺跡)【小城市芦刈町芦溝】(地図⑯)

標高三メートルに位置する。「陣の森」、「蝮森」、「珍の山」ともいう。千葉氏の一族である徳島氏の城とされる。宝泉寺から西方約八〇〇メートルの地点に位置する。江戸時代の『平吉郷図』によると濠に囲まれた長方形の高まりを「館屋敷」といつている。昭和五四年度に芦刈町教育委員会によって発掘調査が行われ、大規模な館跡が確認された。遺構では掘立柱建物跡、井戸跡、溝跡、柵跡が検出され、遺物では土師器(小皿・坏)、瓦器碗、瓦質土器(鉢・搦鉢・羽釜・鍋・火鉢・風炉)、龍泉窯系青磁(碗・皿・梅瓶)、天目茶碗、高麗青磁、青花(皿・碗)、国産陶器、石鍋、鉄釜、土錘、銅銭、石製硯、瓦等が出土している。年代としては大きく鎌倉時代と戦国時代の二期に分けられる。天正年間(一五七三〜一五九二)頃の石塔群も出土している。野口実氏は『千葉大系

図』に仁治二年(一二四一)に千葉介時胤が卒去したさい、千葉で火葬の後、平吉保(小城市芦刈町)内の阿弥陀堂に遺骨を納めたという記事が見え、このことから小城郡が日宋貿易の拠点となった神崎荘や大宰府に近いことから千葉氏にとって重要な所領であると指摘されている^⑤。阿弥陀堂の位置については不明である。陣の森城跡は、鎌倉時代には宮まれ、徳島氏とは別の館主の存在が考えられる。

浜中城跡【小城市芦刈町浜枝川】(地図⑰)

標高三メートルの平地に位置する。「陣の森」ともいう。徳島氏の城跡と伝えるが詳細は不明。「つき山観音」と呼ばれる塚があり、石塔がある。周辺には「徳島堀」がある。

註

- (1) 服部英雄『武士と荘園支配』日本史リブレット二四 山川出版社 二〇〇四
- (2) 宮島敬一「戦国期権力の形成と地方寺社―肥前龍造寺氏と河上社―」『戦国・織豊期の権力と社会』本多隆成編 吉川弘文館 一九九九
- (3) 宮島敬一「中世後期における国人領主と地方寺社」『戦国大名から將軍権力へ―転換期を歩く』所理喜夫編 吉川弘文館 二〇〇〇
- (4) 小城町・小城町教育委員会「肥前千葉氏シンポジウム肥前千葉氏と小京都小城講演録」二〇〇三
- (5) 野口実「千葉氏と西国」『中世房総の権力と社会』高科書店 一九九一

主な参考文献

- 大木英鉄「肥前古跡縁起」『肥前叢書』第一輯 肥前史談会編 青潮社 一九七三
- 犬塚盛純「歴代鎮西志上・下」青潮社 一九九二
- 馬渡俊継「北肥戦誌」青潮社 一九九五
- 高島忠平編「佐賀県」『日本城郭大系一七長崎・佐賀』新人物往来社 一九八〇

- 佐賀県教育委員会『老松山』佐賀県文化財調査報告書第九二集 一九八九
- 小城町教育委員会『北浦遺跡』小城町文化財調査報告書第二集 一九八二
- 小城町教育委員会『岩蔵寺資料集』小城町文化財調査報告書第三集 一九八六
- 小城町教育委員会『八ッ戸遺跡』小城町文化財調査報告書第一四集 一九九三
- 小城町教育委員会『妙見遺跡・滝遺跡』小城町文化財調査報告書第一五集 二〇〇五
- 小城町立歴史資料館・中林梧竹記念館『調査研究報告書第二集』二〇〇一
- 小城町立歴史資料館・中林梧竹記念館『調査研究報告書第六集』二〇〇五
- 三日月町教育委員会『久米遺跡』三日月町文化財調査報告書第一三集 二〇〇二
- 三日月町教育委員会『久米遺跡』三日月町文化財調査報告書第一四集 二〇〇三
- 三日月町教育委員会『久米遺跡』三日月町文化財調査報告書第一五集 二〇〇四
- 三日月町教育委員会『戊遺跡一』三日月町文化財調査報告書第六集 一九九一
- 三日月町教育委員会『赤司・戊・土生・深川南・赤司東遺跡』三日月町文化財調査報告書第一六集 二〇〇五
- 牛津町教育委員会『八幡山遺跡一』牛津町文化財調査報告書第六集 一九九五
- 芦刈町教育委員会『小路遺跡』芦刈町文化財調査報告書第一集 一九八〇
- 小城市教育委員会『明限遺跡』小城市文化財調査報告書第七集 二〇〇八
- 小城郡教育会編『小城郡誌』一九三三
- 小城町史編纂委員会『小城町史』小城町 一九七四
- 三日月町史編纂委員会『三日月町史上』三日月町 一九八五
- 三日月町史編纂委員会『三日月町史下』三日月町 一九八九
- 牛津町史編纂委員会『牛津町史』牛津町 一九九〇
- 芦刈町史編纂委員会『芦刈町史』芦刈町 一九七四

佐賀藩政下における千葉氏

野口朋隆

はじめに

文化五（一八〇八）年八月、イギリス船が長崎湾に侵入しオランダ商館員を拿捕したフェートン号事件において、当時大番頭として長崎に詰めていた佐賀藩士千葉三郎右衛門胤明は責任を取り切腹した。このこともあって、胤明は、江戸時代における千葉氏の当主のなかで最も著名な一人として、フェートン号事件が語られる度毎にその名があげられる。

しかし、千葉氏の存在は、中世の肥前地域において大きな影響力を持っていたにも関わらず、これまで近世ではあまり意識されてこなかったように思われる。それは、おそらく、千葉氏に伝承したであろう史料が現在、伝わっていないことや、近世初頭の佐賀藩政史では、竜造寺氏と鍋島氏との領主交代という大きな問題が存在していることなど、いくつかの理由が考えられる。

千葉氏は一五世紀末から一六世紀初頭にかけて東西に分裂したが没落してしまつた訳ではなく、江戸時代では西千葉氏の当主常貞が、連判家老として請役家老に継ぐ地位にあり、一七世紀前中期の佐賀藩政に大きく関与していた。こうした点からすれば、千葉氏の存在形態はもとより、鍋島氏と千葉氏の関係、さらに竜造寺氏と千葉氏の関係など、明らかにすべき課題は多い。さらに、中世において主家であった家が勢力を失い近世に至り家臣筋に臣従していくことの政治的意味や江戸時代に存

続したことの歴史的意義について、もっと注目してもよいように思われる。

そこで本稿では、右の問題を考えるための一階梯として、一七世紀前半を中心とした東千葉氏、西千葉氏、そして千葉氏家臣団それぞれの動向について明らかにしていきたい。東千葉家については、系図を譲り受けた神代家との関係を、西千葉家については胤信・常貞親子の活動を中心に見ていく。

千葉氏は、文明一八（一四八六）年、千葉胤朝が弟胤将のために殺害され胤将も逐電してしまつた。そこで、千葉氏の断絶を避けるため、少貳政資が弟を胤朝の女と婚姻させ胤資とした。小城郡晴気城に拠り西千葉氏の祖となる。胤朝にはもう一人胤盛という弟がおり、その子興常は山口の大名大内氏と結び小城郡の赤司城に拠つた。その後、居城を晴気城の東に位置する祇園岳城に移したことから東千葉氏と呼ばれた。千葉氏の系図については、図版掲載史料八「近世千葉氏系図」を参照されたい。

1 東千葉氏

戦国時代末期における東千葉氏の当主胤誠は、父胤頼（少貳冬尚弟）が永祿二（一五五九）年に西千葉胤連によつて居城晴気城を攻められ討ち死したため、筑前との境を接し、佐賀・小城・神埼三郡にまたがる山岳地帯である山内を本拠地としていた神代長良を頼り落ち延びた。寛永一八（一六四一）年六月四日付、神代常親より出雲貞恒・中野政利宛の書状によれば、「胤誠牢牢被成候付而、長良を被相頼、大炊助代^{（家長）}迄河久保在住被成、彼地ニ而死去ニ御座候」（1）と述べており、晴気城を離れた後は、常親の父家長の代まで神代家の領地であった佐賀郡川久保に在

住しており、文禄二（一五九三）年九月一三日に同地において死去した（②）。胤誠には一女が居り、彼女は「日峰様御意を以」佐野右京信貞（江上家種の子）へ嫁いだが病のため離縁しており、常親の母とともに川久保で暮らしていた。彼女は家長の養女となったことから常親の「姉分」とされ「川久保の姉様」と呼ばれ、寛文元（一六六一）年七月三〇日に死去している。

胤誠は、川久保へ移り住むと、長良へ千葉家伝来の宝物を譲り渡しており、先の常親書状によれば「系図千葉胤誠より神代長良江被相渡候砌より書物無之段」と述べている。文中の「書物」とは、系図に付随してその内容を補強する「古キ書物」のことであるが、ここでは胤誠が長良へ千葉家の系図を譲り渡していたことが分かる。その他にも「右系図同前二胤誠より長良江被相渡候妙見大菩薩之絵像并太刀一振御座候」とも述べており、妙見大菩薩の絵像と太刀一振りを譲っていた。これら譲渡物の内、まず系図については、武家社会における一般的な系図の持つ意味からすれば、先祖との系譜関係を示し、自身と先祖が系図上連続していることや同族との関係を表し、自身や自家にとってのアイデンティティーの源となる極めて重要な文書・歴史書である。それから妙見大菩薩の絵像や太刀は、妙見信仰と密接な関わりを持ち、千葉氏の由緒とも関連する宝物であり、妙見信仰を持つ千葉氏にとって、系図と同じくらい高い精神的価値を有する家宝であったといえる。太刀について常親は、「妙見大菩薩之絵像并太刀一振御座候、此太刀妙見太刀と申伝候、俗家ニ召置候事如何と存、所縁之儀とも候而小城岩蔵寺江預ケ召置候」と述べており、あくまで妙見の太刀という伝承ではあるものの、胤誠の没落後も小城の岩蔵寺で大切に扱われていた。これら千葉氏にとっての重宝を胤誠が所持していたことは、特に西千葉氏に対して、東千葉氏の

立場を優位なものとしたことは想像に難くない。

そうすると、系図を含む宝物を譲り受けた神代氏と千葉氏はどのような関係となったのであろうか。というのも、神代長良は系図を譲り受けてからも名字を千葉と改めたり、養子縁組をした形跡は無いのである。もつとも、神代氏では、譲渡された系図に神代氏の当主の名を書き記していたようで、常親は「此系図之おくに胤誠より神代勝利・長良・大炊助・拙者名実名を書載仕候義者、拙者代ニ罷成、十ヶ年以前ニ致書載候」と、常親は譲渡された系図に胤誠―勝利―長良―家長―常親という当主名を書き込んでいた。勝利は長良の父で、竜造寺隆信と槍先を交え神代氏興隆の祖となった人物である。ここで注目されるのは、やはり常親が千葉氏の系図に自身を含めた神代氏の当主を連続させていたことである。常親は千葉系図に自分の名前を書き込むことで自らを千葉氏の継承者として位置付けていたことになる。ただ常親もまた長良同様、名字を千葉に改めた形跡はない。近世初頭の段階における相続は、後のような長子単独相続として固定していた訳ではなく、近世的な「家」観念が未成熟の段階にあつて、一人の家督相続者が二つの家の家産（知行など）を合わせて相続することも、けっして珍しい形態とは言えない（③）。常親もまた名字は神代のままだが、胤誠の娘の面倒を見ることを含め、家宝としての系図や妙見大菩薩の絵像と太刀を引き継ぐことで東千葉氏を継承したのではないだろうか。貞享期から元禄期の間編纂された「神代家伝記」（鍋島文庫）によれば、長良は系図を譲り受けたことで姓を「武辺（物部）」から「平」に改め、家紋も千葉氏の月星紋とし、名前に千葉氏の通字の一つである「常」字を用いたとある。長良・常親代に「平」姓に改めたことは管見の限り確認出来ないが、まず「常」字については、常親・常利・常宣の三代に渡って使用しており、

神代家の通字が「利」であることからすれば、千葉氏から系図を譲られたことよって「常」と改めたことは間違いないだろう。次に家紋については、『勝茂公譜考補』によれば神代氏は天草・島原の乱では十一曜の紋を馬印にしたとある(4)。十一曜紋は、千葉氏の替紋である。

こうして、神代氏と東千葉氏の一体化が進められていくなか、神代氏にとって状況が変化する事態が出現する。常宣が承応四(一六五五)年正月一日に一七歳の若さで死去してしまつたため、神代家へは藩主勝茂の庶子であつた直長が入嗣することになつたのである。その際、勝茂から直長へ宛てたのが、本書の史料編掲載資料五に収録している「鍋島勝茂手頭」である。第一条で、勝茂は神代氏の名字は連続させていかなければならないことを述べている。ここでの「名字」とは、「神代家督ニ申付」けるとしていふことから苗字以外に家督という意味も含まれるだろう。第二条では、さらに「神代名字名乗」を替へてはならないと命じていることから、勝茂が神代の名字が連続することに拘つていたことが分かる。第三条や第四条では「家」運営における家臣団との関係について規定されており、「家」意識の形成が見取れる。第五条において、「神代・松瀬・杠」といつた神代氏の家臣団も名字が連続するように命じており、中世以来連続してきた神代氏とその主だった家臣団の家が断絶することの無いように配慮している姿勢が見取れる。そして、ここに千葉氏の事は記載されていない。つまり、入嗣した直長の重要な役割の一つとして神代氏を存続させていくことがあり、もはや千葉氏のこと意識されていないのである。この理由については、西千葉氏が存続していたこともあるのであろうが、ここで指摘しておきたいのは、中世以来の伝統的権威である千葉氏よりも藩主との関係性が重視され(5)、神代家自体の存続が優先されたことである。このためであらう。先ほど述

べた姓と家紋についても、時代は離れるが、弘化三年三月に藩へ提出した神代家の家系図(6)では、姓を「武辺」、家紋を「龍丸、左三巴、木瓜」としており、もとの神代氏の姓と家紋に戻っている。

2 西千葉氏

(一) 戦国期から近世初頭にかけての西千葉氏

佐賀の国人領主であつた竜造寺氏が西千葉氏に臣従していたことは、享祿三(一五三〇)年七月二五日付、西千葉胤勝から竜造寺胤久に宛てた所領安堵状において「与賀庄千町」が安堵されていることから確認出来る(7)。一六世紀における龍造寺氏(村中竜造寺)では、胤家・胤和・胤久・胤栄・胤信と「胤」字を使用しているが、胤久については、永正一八(一五二二)年正月一日付で、胤勝から実名「胤久」を与えられた名字状(8)が残っており、胤久以外にも千葉氏からの編諱を受けた可能性が高い。しかし、天文一七(一五四八)年に本家村中竜造寺家を相続した胤信が、同一九年七月一日付で山口の大内義隆から「隆」字を拝領し胤信と名乗つたことは(9)、竜造寺氏が大内氏へ臣従したことを示す象徴的な出来事となつたであらう。ただ千葉氏と竜造寺氏の関係性そのものは断絶してしまつた訳ではなく、胤勝の子胤連は、永祿六(一五六三)年、小城郡丹坂峠における隆信と有馬氏との合戦や、天正五(一五七七)年の隆信による大村純忠攻めなど、竜造寺氏と軍事行動をともにしている(10)。また胤連は、竜造寺の分家水ヶ江竜造寺家兼の嫡男家純の娘を娶っているが、竜造寺氏の重臣であつた鍋島清房も家純の娘を室としており、胤連と清房は義兄弟の間柄にあつた。おそらくこの縁によつてであらう、天文一〇年、勢力を増す島原の有馬氏に備え少弐・千葉・竜造寺の三氏が和睦すると、まだ実子のいながつた胤連は、

甥にあたる清房の二男彦法師（後の鍋島直茂）を養子として迎えている。

その後、胤連に実子が誕生したため、胤連は彦法師を連れて牛尾に隠居したが、彦法師はやがて実家へ帰っている。胤連の実子は、文禄五年六月二一日付の竜造寺高房・鍋島直茂・同勝茂に対して竜造寺家臣団が忠誠を誓う起請文のなかで、竜造寺作兵衛房秀として名を連ねており〔1〕、竜造寺姓を与えられ、竜造寺氏に臣従していたことが知られる。後には鍋島姓をも下賜され、鍋島右馬允（作兵衛、忠右衛門）胤信と名乗った。

（二）江戸時代の西千葉氏

A 知行地

胤信の跡を継いだのが玄蕃允常貞である。子のいなかった胤信は、直茂の子で佐賀藩主となった勝茂の側近鹿江忠兵衛茂次の二男常貞を養子とした。常貞は、慶長二（一五九七）年に生まれ、寛文六年五月二三日に六九歳で死去した。寛永五年の「物着到」（鍋島文庫）では知行高一五六〇石（物成七八〇石）、明暦二（一六五六）年「泰盛院様御印帳」（鍋島文庫）では知行高三〇〇〇石（物成二二〇〇石）となっており、佐賀藩では大身の部類に属するといつてよい。文化年間のものと推定される家臣団の物成高と知行地を記した「大小配分石高帳」（鍋島文庫）によれば、後述する如く西千葉氏はさらに二家に分かれるが、常貞の長男常成系の千葉八助（侍通）は物成二〇〇石で知行地が三根群千栗郷東尾村（地米八一石八斗四升二合）・同郡西島郷西島村（同一一石七斗三升五合）・同郡下村郷大坂間村（同三〇石）となっている。常貞の二男常治（法）系の千葉頼母（着座）は物成二七〇石で知行地が三根郡西島

郷田島村（地米一三三石二斗六升二合）・同郡坊所郷中津隈村（同三五石）・小城郡晴気郷黒原村（同一〇二石七斗三升八合）となっており、この系統は先祖以来の地である小城郡晴気郷に知行地を有していた。

B 軍団内における位置

胤信は、直茂とともに数々の合戦に参加している。慶長二年の「唐島御船軍并加耶山城攻」（12）では、直茂が定めた「一備」として「竜作兵衛」とあり、直茂・勝茂父子とともに朝鮮へ渡海をしたことが分かる。慶長五年七月、関ヶ原の戦いで西軍についた勝茂が参加した伏見城攻めでは、「勝茂公御年譜考補」（13）によれば、多久家久（安順）・須古信昭・神代家良などとともに胤信の名も見える。それから勝茂が帰国して国許において徳川家へ忠誠を示すため、父直茂とともに一〇月一四日に筑後国柳河の立花家を攻めた八院合戦でも、「直茂公御年譜考補」（14）によれば、竜造寺勢三万余騎、備十二段のなか、勝茂の馬廻に「千葉忠右衛門胤信」の名が見える。

こうした軍団内において藩主の側を固める馬廻としての立場は、養子の常貞にも引き継がれており、寛永一四年の天草島原一揆では、「御馬廻人数練越次第」（15）として、「一番鍋島伝兵衛、二番神代采女佑・鍋島玄蕃允、三番鍋島帯刀、四番有田左馬佐、五番鍋島大膳・出雲監物、六番石井左近允・小川市左衛門、七番鉄砲六十挺・弓六十挺・鎧百本・昇、八番小馬廻・弓鉄砲・鹿江茂左衛門組陸之者」と定められている。これは馬廻が出陣する際の順番を示すもので、定常は二番手に位置付けられ、組私八百人を率いている。なお、馬廻を統括する頭人（大馬廻）は神代常親であり、馬廻約八千人を率いていた。

このように、軍団内における常貞は、父同様、藩主の馬廻を構成する組頭の一人であり、それだけ藩主勝茂に信頼されていたと理解される。

その後、明暦元年、留守居組が新たに一組創設されると、常貞はその大組頭となっている。

C 佐賀藩内における西千葉氏

佐賀藩内における胤信については、例えば慶長九年と推定される八月二日付、勝茂が高房の御目見が済んだことを知らせた書状の宛先二人中、胤信は、先頭である諫早直孝から七人目の位置に「龍忠衛門尉殿」として名が記されている⁽¹⁶⁾。藩内における胤信の政治的位置は、けっして低くない。

次に常貞については、その名を寛永一〇年代の勝茂が国許に出した書状の宛先に見出すことが出来、例えば、鷹場を規定した寛永一一年七月二六日の勝茂書状では、宛先に常貞の名が記されている。さらに常貞の立場を示すものとして重要なのは、「鳥子御帳」六所収の慶安五（一六五二）年八月二日付「家老役」の規定であり、ここでは、伯耆・主水とともに「他方え之連判」に加わるように命じられており、連判家老となっていたことが分かる⁽¹⁷⁾。伯耆とは、幕府へ証人を提出したことから後に竜造寺四家と称された竜造寺系大身家臣の一つ鍋島（須古）正辰であり、主水は一時期、子のいなかった直茂の養子となっていた鍋島茂里の子武興である。藩政全般を取り仕切るのは請役家老であり、連判家老はこれを補佐しながら藩政運営を行う役割である。例えば、「鳥子御帳」には、勝茂不在中に蔵入地からの臨時遣方があれば、武興と常貞の手形をもって、石井右衛門佐・関千左衛門・石井吉右衛門が処理することが規定されている。

こうして、竜造寺家から鍋島家へ政権交代しても、佐賀藩内において高い地位を保っていた西千葉氏だが、常貞の子で部屋住であった常成が、光茂代に無調法があつて牢人に処せられてしまった。このため常貞

の家督は、二男常治（常法）が相続するように命じられた⁽¹⁸⁾。しかし、常治の子永胤は病弱のため、子無く断絶してしまった。これを惜しんだ藩主宗茂は、享保一七（一七三二）年に常治の二男常長に切米四〇石を与え家名再興を命じた⁽¹⁹⁾。一方常成はその後、帰参がかない、寛文元年閏八月八日に地米四〇〇石を宛行われている⁽²⁰⁾。この時に鍋島姓から千葉姓への改姓も命じられたという⁽²¹⁾。こうして西千葉家は二家に分かれて存続することになった。なお、はじめにあげた千葉胤明は、常成の系統である。

3 千葉氏の家臣団

千葉胤貞が関東から下向する際、原・円城寺・中村・鍵尼・平田・白井・岡崎・船岡・山崎・矢作・岩部・相原・平山・篠原・飯篠・山口・福島・樋口・仁戸田各氏が付き従ったという。千葉氏の家臣団の内、根本被官とも言うべき家臣である岩部家を見てみると、大永四（一五二四）年三月二八日に千葉興常が竜造寺胤久に対して発給した安堵状の内、「小城郡大寺三十六町、同郡別府百廿町、此内除岩部分廿町」として小城郡内における岩部家の知行分が除かれている⁽²²⁾。大永四年段階における岩部氏は小城郡内に知行地を有していた。

江戸時代の千葉氏家臣団について、東千葉氏の家臣団は、胤誠の没落後、多く離散したのであるが、それでもその娘であった「川久保の姉様」に従った平田家などは、同人の死去後、神代家の家臣となった。

西千葉氏の家臣団は、「五番御掛硯誓詞書写一」⁽²³⁾所収の承応三年八月一三日付の起請文に名前が掲載されている。これは藩主にとって陪臣となる千葉氏の家臣団が「奉対勝茂様・光茂、玄蕃允^(常貞)・八左衛門^(常成)、御奉公相勤候上者、世上如何躰二雖転変仕候、某以下まで、至勝茂様・光

茂様、尽未来際、野心を奉存間敷事」を鍋島貞村・中野政利に対して誓約したもので、全七ヶ条から成っている。条文・日付の後に主な家臣団二〇名が血判をしているのだが、この家臣団の名前を見てみると、結籐、柳島、岩部、鮎河、松本などとなり、千葉氏の根本被官であった家臣達も存続していた。西千葉家では、こうした中世以来の被官層がそのまま家に残っており、江戸時代を通して代々主従関係を結んでいたと考えられる。

おわりに

以上、近世における千葉氏について、現存する史料をもとに述べてきた。東西千葉氏は近世に至ると完全に竜造寺・鍋島両氏に臣従していたのだが、特に西千葉氏は直茂が同家の養子となっていたこともあり、胤信・常貞親子は、直茂や勝茂の馬廻を勤めるなど、藩主から信頼される存在として、その後の佐賀藩内においても高い政治的地位を有していた。しかし、常貞以降、嫡子の牢人や家名の一時断絶といった事態を経験したためか、もはや同じ連判家老であった横岳鍋島氏と同格とはならず、家格を落とすことになった。

近世初頭における佐賀藩では、旧主家や同輩といった戦国時代以来の関係性を克服して藩主権力を確立していく必要があったが、彼らの存在は否定されることなく、むしろ西千葉氏の場合、中世では鍋島氏より高い身分であっても、近世では家臣として佐賀藩政へ参画し鍋島氏からも重用されていた。もつとも主従の逆転という問題は、竜造寺と鍋島においても同様の問題を抱えていた。竜造寺政家・高房が相次いで死去し、名実ともに鍋島政権が確立した慶長一二年以降も、鍋島氏が政家の二男村田安良を竜造寺本家として存続させたことは、偏に当時の佐賀藩が竜

造寺一門による政権運営（請役家老制）に代表される鍋島・竜造寺両氏による連合政権的な権力構造であったことばかりに起因するのではなく、まさに鍋島氏が旧主の家の存続に配慮するという、いわば伝統の保護政策があったことも考慮する必要があるだろう。将軍と主従関係を結ぶ鍋島政権下では、すでに中世における関係性は消失しており、伝統性よりも藩主権力の意向が優先したことは神代家の事例からも明らかだが、千葉氏が無嗣により断絶しても宗茂により家名再興が命じられた通り、藩主もまた中世以来の千葉氏の存続に配慮していた。

註

- (1) 「神代家文書」（鍋島報效会所蔵）。以下、特に註を付さない限り、史料の引用は、同文書所収、寛永一八年六月四日付、神代常親より出雲貞恒・中野政利宛書状に拠る。
- (2) 「諸家系図」（鍋島文庫）鍋島報效会所蔵。以下「鍋島文庫」と略す。
- (3) 佐賀藩における事例をあげると、後に述べる勝茂の庶子で神代家へ入嗣した直長の場合、はじめ少式資宗の後裔関将監清長の養子となり寛永一五年九月二〇日に清長が死去すると関氏を相続していたが、承応四年（明暦元年）に実父勝茂の命により神代家へ入嗣した際、関氏と神代氏の知行を合わせて一万一六六二石七斗五升を相続している。
- (4) 『勝茂公譜考補』（『佐賀県近世史料』第一編第二巻）。
- (5) 神代家は光茂の代には三家に次ぐ格式である「親類」格に位置付けられ、さらに文化二年四月一五日には、当主賢在が一代に限り鍋島姓を下賜されている。

- (6) 「御親類系図」(鍋島文庫)。
- (7) 「竜造寺家文書」(『佐賀県史料集成』四卷一〇六号)。ただし、胤久は大永四年三月二八日付で東千葉興常からも領知安堵状を拝領している(「竜造寺家文書」(『佐賀県史料集成』四、一〇五号))。これは西千葉から離れたことによるのか、慎重に考える必要があるが、この時期、東西千葉が和睦していたことからすれば、竜造寺氏は両千葉氏との間で二重の主従関係にあった可能性も考えられる。
- (8) 「竜造寺家文書」(『佐賀県史料集成』四卷一〇三号)。
- (9) 「竜造寺家文書」(『佐賀県史料集成』四卷一一五号)。
- (10) 「直茂公御年譜考補」(『佐賀県近世史料』第一編第一卷)。
- (11) 「五番御掛硯誓詞書写一」(『佐賀県史料集成』二四卷五〇号)。
- (12) 「直茂公御年譜考補」(『佐賀県近世史料』第一編第一卷)。
- (13) 「勝茂公御年譜考補」(『佐賀県近世史料』第一編第二卷)。
- (14) 「直茂公御年譜考補」(『佐賀県近世史料』第一編第一卷)。
- (15) 「勝茂公御年譜考補」(『佐賀県近世史料』第一編第二卷)。
- (16) 「坊所鍋島家文書」(『佐賀県史料集成』十一卷二二九号)。宛先の全ては以下の通り。「龍七郎左衛門尉殿、同左衛門大夫殿、(須古、信昭)同市兵衛尉殿、同右近允殿、鍋主水允殿、神六兵衛尉殿、(千葉、胤信)龍忠衛門尉殿、同助太郎殿、同弥右衛門殿、龍八右衛門殿、納千三郎殿、鍋弥平左衛門殿、同助右衛門殿、同三七郎殿、龍孫四郎殿、大生左衛門殿、犬三郎右衛門殿、同平三郎殿、田平次郎殿、(由美)出七兵衛殿、生三」。
- (17) 連判家老の職務については、近世前期佐賀藩における家老制および「家老格」の形成過程との関連も含め、別稿を予定している。
- (18) 「諸家系図」(鍋島文庫)。
- (19) 「先祖御家老被仰付候子孫当時着座・侍罷在候家々并断絶之武藤主馬家筋迄之一通」(鍋島文庫)。
- (20) 「諸家系図」(鍋島文庫)。
- (21) 同右史料。
- (22) 「御判物差出寛保年中全」(『佐賀県史料集成』二五卷二〇頁〜二二頁)。
- (23) 「佐賀県史料集成」二四卷四五号。

肥前千葉氏の発給文書について

大塚 俊 司

はじめに

このたびの特別展にあたって、佐賀大学地域学歴史文化研究センターでは、その準備作業の一つとして肥前千葉氏の発給文書の蒐集、および目録作成を計画し、筆者がこれを担当した。その作業の一応の成果が本図録に掲載された「肥前千葉氏発給文書目録」(118頁)である。ここではこれを元に、同氏の発給文書について解説し、若干の検討を加えてみる。なお、この目録は当センターで現時点(平成二十一年八月末現在)までに蒐集した肥前千葉氏の発給文書二二〇点を一覧表にしたものである。今後未確認の刊本史料や新出史料によって、文書点数が増加する可能性があることを、あらかじめお断りしておきたい。

ところで「肥前千葉氏」という呼称は、関東の下総国に本拠を置く雄族千葉氏のうち、肥前国小城郡に移住した一流を指し、一四世紀(南北朝期)に千葉胤泰が同地に本拠を移して土着したのをもって始まりとされている^①。よって目録では、基本的には胤泰から一六世紀(戦国期)後半の胤連(西千葉)・胤誠(東千葉)までを対象とした。ただし千葉氏と小城郡との関わりは一二世紀末(常胤の代)から見られ、特に一三世紀後半の蒙古襲来以降(頼胤く胤貞の代)、同氏の在地支配が進展している^②。そのため胤泰以前についても、肥前国に関わる内容の文書は採録した。

千葉氏の発給文書を蒐集する際に問題となるのは、その様式上の特徴である。書下において、差出の署名に姓「平」だけを記し、実名を記さないものが頻繁に見られる(目録のうち「差出」の項目を参照)。このような様式は千葉氏だけの特徴ではないので、文書を一見しただけでは千葉氏発給と断定することはできない。その場合、花押の形態から発給者を比定することになる。千葉氏に関しては、大抵の花押は発給者の実名とセットで記された事例があるため、花押を照合すれば発給者が判明する。しかし中には実名とセットで使用された事例が発見されていない花押もある。文書が出された時期・場所・内容等から、発給主体を千葉氏と判断することは可能だが、千葉氏のうち誰であるかを特定し証明するのは意外に困難である。

以下、順を追って歴代当主の発給文書を見ていきたい。

一 鎌倉・南北朝期の発給文書

まずは一三世紀後半から一四世紀末にかけて(鎌倉後期く南北朝期)の宗胤・胤貞・胤泰の文書についてである。

(A) 宗胤

宗胤の発給文書のうち肥前に関するものは、一点(目録No.1、図版18の写真)だけ確認される(Na.2は検討の余地あり)。従来この文書の発給者については、「千葉宗胤カ」と推定の範囲に止める見解と、宗胤と判断する見解の二つに分かれていた^③。しかし、この文書で使用されている花押は、他の宗胤発給文書の花押と同じ形態であり、発給者は宗胤に比定できる。

(B) 胤貞

胤貞(宗胤の子)は肥前に関する文書に限っても五点(Na.5く9)が

確認できる（No.4は検討の余地あり）。No.3（本図録図版19の写真）は、使用されている花押の形態が他の文書に見られる胤貞の花押⁶とは異なり、これだけでは発給者を胤貞と見なすことはできない。ただし、発給の時期や受給者等を考慮に入れると、胤貞の初期の文書である可能性も否定できないだろう。ここでは判断を保留し、「胤貞カ」と推定するに止めたい。

（C）胤泰

胤泰（胤貞の弟で、養子）の文書は、建武四年（一三三七）（No.11）から応永八年（一四〇一）（No.24）に至るまで、六五年の長きにわたって発給が確認できる。胤泰の死去は、「岩蔵寺過去帳」⁸では応永一〇年（一四〇三）七月一〇日とされており、これに従えば生前の年月日がある文書のうち、発給者未詳の二点（No.23・26）も胤泰発給の可能性が出てくる。

ところで胤泰は、建武四年には同じ千葉氏一族と見られる実名不明の人物と連署で、河上社の相論を裁許している（No.12）。同じく胤泰の家督在任中、暦応五年（一三四二）〜康永二年（一三四三）に胤朝という人物の文書（No.17・18）が見られるが、胤泰との系譜関係は明らかではない。このように胤泰の代では、時期により千葉氏権力が胤泰に一本化されず、一族が領内に並立していた様子が断片的に窺える。

二 室町期の発給文書

続いて、一四世紀末から一五世紀中頃にかけて（室町期）の胤基・胤繁・胤紹・元胤等の文書についてである。

（D）胤基

胤基（胤泰の子）の文書は、現時点では明らかに本人の発給と断定で

きるものがない。わずかにNo.30の差出に「千葉胤基」と追記されている事例（ただし後世の写）があるに止まる。「岩蔵寺過去帳」によると胤基の死去は応永二四年（一四一七）一〇月二四日なので、胤基発給の可能性があるのは父胤泰死後の文書四点（No.27〜30）と、先述した胤泰生前の発給者未詳文書二点（No.23・26）である。このうちNo.27と28には同じ花押が使われており、同一人物の発給と判明するが、胤基と証明するのは困難である。

（E）胤繁

胤基の後に文書が認められるのは胤繁である（No.31・32）。しかし、この胤繁については他に関連史料が確認できず、系図や後世の編纂資料にも名前が見られない。「歴代鎮西志」¹⁰等では、胤基の跡を継いだのは子の胤鎮とされている。胤鎮は永享一〇年（一四三八）末に、幕府の命を受けた大内持世の軍勢に居城を攻められ没落しており、¹¹それまでは当主の座にあったと考えられる。

因みに胤繁の文書の後、胤紹の文書の前に発給者未詳の文書が四点見られる（No.33〜36）。これらは同一人物の発給であり（No.33〜35は同じ花押を使用。No.36は文言が35と同じ）、時期から考えれば胤鎮発給の可能性があるが確証はない。

胤繁と胤鎮の関係は不明である。敢えて想像を逞しくすれば、両者は同一人物で、初名「胤繁」から下の一字の読みが同じ「胤鎮」へと改名したのかと思えなくもないが、その根拠はなく花押の形態も全く異なっている。

（F）胤紹

胤紹（胤鎮の弟）は永享一〇年の末、幕命を背景に大内氏と共に胤鎮を攻め、これを逐って当主の座を獲得した。胤紹の文書は四点（No.37

40)が残る。ところが「歴代鎮西志」「北肥戦誌」によると、没落した胤鎮が文安元年(一四四四)に再起を図って挙兵し、同二年(一四四五)八月一七日に胤紹を討つて復権を果たしたという。この一件を裏付ける同時代史料は未確認だが、胤紹の文書の下限が文安元年である点、そして胤紹の次に文書発給が見られるのは胤鎮の子元胤である点から考えて、その信憑性はおおよそ首肯できるだろう。なお胤鎮は「岩蔵寺過去帳」によると享徳四年(一四五五)六月二二日死去とされている。

(G) 元胤

元胤の代は、これまでに千葉氏の全盛期と評価されてきた¹³⁾。しかし、その発給文書は二点(No.41・42)しか見られず、杵島郡内の所領安堵が初めて認められる以外には、その繁栄ぶりを裏付ける事実は見出せない。さらに元胤の跡を継いだとされる子の教胤の文書は一点も確認できない。教胤は文明元年(一四六九)六月、藤津郡の大村氏の居城を攻めたが敗れて討死している¹⁴⁾。

三 戦国期の発給文書

一五世紀後半から一六世紀後半にかけて(戦国期)、千葉氏は二つの家(東千葉・西千葉)に分裂し、互いに抗争を繰り返しながら並び立つ状態が続いた。ここでは胤朝・胤資・胤繁・胤勝・胤連(西千葉)・胤盛・興常・胤頼・胤誠(東千葉)の文書についてである。

(H) 胤朝・胤盛

教胤の死後、当主の地位に就いたのは胤紹の子胤朝とされている。胤朝の文書(No.46・49～51)は、年次が明記されたものは文明一〇年(一四七八)と一二年(一四八〇)に見られるに止まる。一方、同じ胤紹の子胤盛(胤朝の弟)の文書(No.44・45・48・52・54)は、年次が明記さ

れたものだけでも文明八年(一四七六)から明応六年(一四九七)まで二〇年以上の幅がある。ただし発給者未詳の文書が二点(No.43・47)あり、胤朝・胤盛ともに発給者の可能性がある。なお、胤朝は文明一八年(一四八六)一〇月三日に、弟の胤将に襲撃され討死したという¹⁵⁾。

文明一〇年(一四七八)九月、大内政弘が軍勢を率いて九州に渡海した時、胤朝・胤盛兄弟間には争いが起きていた¹⁶⁾。政弘はこれに介入し、胤朝を援助すべく派兵を計画している。このように胤朝と胤盛は、並び立つ形でそれぞれ領域を支配し、抗争が勃発する場面もあつたのである。通説では千葉氏の分裂・抗争は、文明一八年の胤朝討死・胤資の家督継承に始まるとされているが、実際には胤朝の生前から胤盛との間に始まっていたことが明らかである¹⁷⁾。

(I) 胤資・胤繁

胤朝の死後、少貳政資は弟に千葉家(西千葉)を継がせ、胤資と名乗らせた。胤資は明応六年(一四九七)四月に、兄政資と共に晴氣城に籠城し、大内義興の軍勢と戦って戦死している¹⁸⁾。胤資の文書は一点(No.53)だけ伝えられている。

胤資の実子には胤治・胤繁がいるが、同時代史料から家督在任が窺えるのは胤繁である。文亀四年(一五〇四)三月二七日付河上社御殿棟札写¹⁹⁾には、大宮司として胤繁の名が記されている。胤繁の文書は三点(No.59～61)が残り、うち一点には永正四年(一五〇七)の年付がある。またNo.58の発給者未詳文書は、胤繁・興常どちらの発給か判然としない。胤繁は永正八年(一五一二)九月二五日(または二九日)に死去したという²⁰⁾。

(J) 興常・胤勝

興常(胤盛の子。東千葉)の文書は、年次が明らかなものだけでも明

応六年（一四九七、No.55）から天文六年（一五三七、No.85）まで四一年にわたって発給されている。²¹また残存する点数も、発給者が興常と確定している分だけで二四点あり、歴代最多である。父胤盛の文書の終見（No.54）が明応六年正月二三日付で、興常の初見（No.55）が同年三月二七日付という点から、この前後に代替わりが進められたと考えられる。

ところで、興常の子で家督を継いだという喜胤の発給文書は一点も確認できない。興常の死去は天文九年（一五四〇）六月四日、喜胤の死去は同一一年（一五四二）三月（または閏三月）二十九日とされている。²²興常の文書発給が天文六年まで続いている事実と合わせ考えると、興常は晩年になってもなかなか家督を譲らず、そのため喜胤の家督在任期間は非常に短かったということだろうか。

胤勝（横岳資貞の子で、胤資の養子となる。西千葉）は、胤繁の跡を継いで家督に就いている。胤勝の文書は、年次が明らかなものでは永正一一年（一五一四、No.63）から天文三年（一五三四、No.81）まで発給が見られ、点数は興常に次いで多い一九点が伝えられている。

興常と胤勝が並び立っていた一六世紀前半、特に一五一〇年代から三〇年代にかけては、千葉氏の文書発給が最も盛んに行なわれていた時期と評価できる。文書発給量の増加が、そのまま領域支配の発展を示すとは一概に言えないが、ある程度の指標にはなり得る。この間、両者の関係は必ずしも平穏な状態だけではなかった。当該期における両千葉氏の政治的・軍事的動向と領域支配の関係については、今後さらに研究を深めていく必要があるだろう。

(K) 胤頼・胤連・胤誠

胤頼（少式資元の子で、喜胤の養子。東千葉）の文書は、年次が明記されているものは天文一三年（一五四四、No.102）から同二二年（一五五

三、No.107）まで発給が見られる。No.112の年次比定は、これが「長尾山年譜」の永祿元年条に掲載されていることによる。またNo.86を発給した大若丸については、「千葉胤頼カ」と推定されているが未詳である。²³胤頼は永祿二年（一五五九）正月、胤連（西千葉）と龍造寺隆信によって晴気城を攻められ、兄の少式時尚（冬尚）と共に応戦したが討死したとされている。²⁴

胤連（胤勝の子。西千葉）の文書は、年次明記のものは天文一六年（No.103）から同二二年（No.108）まで発給が見られ、おおよそ胤頼と時期が重なる。胤連は永祿二年に胤頼を討ち、長年続いた両千葉氏の抗争に終止符を打った。しかし胤連の領域支配に関する文書は、胤頼討伐後に数が増えるどころか、それ以前から既に発給が見られなくなっている。

胤誠（胤政）（胤頼の子。東千葉）は父胤頼の討死により、神代氏を頼って小城を離れており、伝えられた三点の書状（No.118～120）はその後のものである。胤誠が旧領を奪回することはなく、文書にも領地に関する内容は記されていない。

このように両千葉氏の領域支配に関する文書は一六世紀半ば、それも一五五〇年代を境に姿を消し、一六世紀後半における千葉氏（西千葉）の領主としての実態を追うことはできなくなる。少なくとも五〇年代前半までは、両家とも文書発給状況に大きな変化は見出せない。領地を逐われて没落した東千葉家については理解できるが、西千葉家に関しては大きな疑問が残る。胤連は文祿二年（一五九三）まで生き続けるが、それまでに千葉氏はどのように変わっていったのか、とりわけ一六世紀後半に急速に成長を遂げた龍造寺氏や鍋島氏との関係は、どのような変遷をたどったのか、未解明の問題は多い。

おわりに

以上、一三世紀後半から一六世紀後半に至る、肥前千葉氏歴代の発給文書について見てきた。甚だ雑駁な解説となり、しかも文書の内容については触れることができなかつたが、各時代の問題点や課題については若干ながら指摘できたと思う。

これまでの肥前千葉氏研究では、鎌倉・南北朝期に重点が置かれており、室町・戦国期を対象とした論考は非常に少ない²⁵⁾。そのため当該期の千葉氏に対する理解は、いまだ「歴代鎮西志」「北肥戦誌」等、後世の編纂資料の叙述の影響を大きく受けた状態から脱していないと言える。もつとも、同時代史料で千葉氏の動向を記したものは稀であり、それゆえ編纂資料からしか窺えない事柄が多いのも事実である。よって今後は、千葉氏発給文書を含め同時代史料をより深く読み込み、そこから窺える知見をもとに事実関係を再検討していくような基礎研究が必要だと思われる。

最後に、「肥前千葉氏発給文書目録」および本稿を作成するにあたり、東京大学史料編纂所・佐賀県立図書館・その他関係各所に架蔵される写真帳・影写本等を閲覧させていただいた。また、作成の過程で多くの方々から貴重なご教示をいただいた。この場を借りて一言お礼を申し上げます。

註

(1) 湯浅治久「肥前千葉氏に関する基礎的考察―地域と交流の視点から―」(野口実編『千葉氏の研究(第二期関東武士研究叢書 第五卷)』名著出版、二〇〇〇年)・野口実「東国武士西遷の文化・社会的影響―肥前千葉氏・美濃東氏などを中心に―」(『同右』)ほ

か。

(2) 鎌倉・南北朝期の九州における千葉氏の事績については、川添昭二「肥前千葉氏について―鎌倉・南北朝時代―」(同著『九州中世史の研究』吉川弘文館、一九八三年)に詳しい。

(3) 『佐賀県史料集成 古文書編』第五巻ほか史料集では、いずれもこの文書を掲載する際に文書名や人名比定で「千葉宗胤カ」としており、湯浅前掲註(1)でも「時期からして宗胤と推定される」と述べられている。一方、東京大学史料編纂所編『花押かがみ三 鎌倉時代二』(同所、一九八四年)二二八頁では、この文書の花押は千葉宗胤のものとして掲載されており、川添前掲註(2)でも、「宗胤の寺領寄進状」としている。

(4) 宗胤の発給文書は、他にも「坂口文書」・「祢寝文書」(東京大学史料編纂所所蔵影写本)に計八点(『千葉県の歴史 資料編中世5』五二一〜五二六頁所収)が残る。いずれも大隅国守護在任期に、同国御家人佐汰(佐多)定親に宛てたものである。これらの文書の花押は前掲註(3)『花押かがみ』に掲載されている。

(5) 胤貞の文書は、他にも「中山法華経寺文書」に一〇点(署判のみの文書も含めて)、『千葉県の歴史 資料編中世2』一一〇六頁〜一一六頁)が伝えられる。

(6) 胤貞の花押は東京大学史料編纂所編『花押かがみ五 南北朝時代一』(同所、二〇〇二年)七九頁に掲載されている。

(7) 川添昭二氏は、「終始同一人とみてよいかどうか、年齢の点でやや不審が残る」と述べている(前掲註(2)の註(20))。

(8) 小城町教育委員会編『小城町文化財調査報告書第三集 岩蔵寺資料集』(同会、一九八六年)。

(9) この文書については川添前掲註(2)二九八頁に詳細な検討がある。川添氏は、「肥前千葉氏が二家に分立して対抗する現象の始源は既に南北朝初期に胚胎していたといえるのではなからうか」と指摘している。

(10) 『歴代鎮西志』上巻(青潮社、一九九二年)。

(11) 『橘中村文書』永享一〇年二月二十九日付室町幕府奉行人連署奉書ほか(『佐賀県史料集成 古文書編』第一八巻、六二―六四頁)。

(12) 『北肥戦誌』(青潮社、一九九五年)。

(13) 『小城町史』(小城町役場、一九七四年)を始め、千葉氏の最盛を元胤の代に求める見解が通説化している。

(14) 『志布志野辺文書』(文明元年)六月二八日付野辺盛仁申状写(『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 家わけ九』四八四頁)。

(15) 『歴代鎮西志』・「北肥戦誌」。

(16) 『正任記』(『山口県史 史料編 中世1』三二八頁)。

(17) 『小城町史』(前掲註(13))ほか諸書で同じ指摘がなされている。この見解は「北肥戦誌」のうち、「千葉家継目少弐之事」の叙述に大きく依拠していると考えられる。

(18) この合戦は同時代史料から裏付けられるが、胤資が参加し討死した事実は「北肥戦誌」ほか後世の編纂資料からしか窺えない。関連史料は『大宰府・太宰府天満宮史料 卷十四』六七頁に集成されている。

(19) 『実相院文書』(常吉真佐志編『実相院文書調査報告書』佐賀県立図書館、一九八四年)三七頁。

(20) 『歴代鎮西志』・鍋島報効会所蔵「平朝臣徳島系図」(『千葉市郷土博物館研究紀要』七、二〇〇一年)ほか。

(21) No.87の文言は、年付の年数以外はNo.80と全く同じである。これ以外の興常発給文書の下限は天文六年、胤勝の下限は天文三年であり、No.87の発給年次はそれらよりも六年以上後に位置する。また、興常の死去は天文九年とされている。以上の点から、No.87はNo.80の誤写の可能性が高いと判断し、ひとまず対象から外した。

(22) 『歴代鎮西志』・「北肥戦誌」・「平朝臣徳島系図」ほか。

(23) 『佐賀県史料集成 古文書編』五巻、二六三頁。

(24) この合戦について記した同時代史料は確認できない。関連史料は『大宰府・太宰府天満宮史料 卷十五』二八頁に集成されている。また、この前後の政治動向については堀本一繁「少弐冬尚滅亡に関する一考察」(『少弐氏と宗氏』一二号、一九九四年)に詳しい。

(25) 戦国期における河上社と千葉氏・龍造寺氏との関係論じた宮島敬一「戦国期権力の形成と地方寺社―肥前龍造寺氏と河上社―」(本多隆成編『戦国・織豊期の権力と社会』吉川弘文館、一九九九年)は、貴重な成果として注目される。また、同「中世後期における国人領主と地方寺社―肥前千葉氏と「公権」の構造―」(所理喜夫編『戦国大名から將軍権力へ―転換期を歩く―』同、二〇〇〇年)においても、戦国期初頭までを視野に入れる形で論じられている。

資料解説

資料表題下のカッコ内は執筆者

図版掲載資料

- 1、千葉胤貞座像 (田久保)
光勝寺蔵。享保八年(一七二三)胤貞の三五〇年忌に、光勝寺の僧日蓮によってつくられた。千葉胤貞は、光勝寺を創立。正和五年(一三一六)下総国(現千葉県)から小城に移り住んだと伝えられている。下総国の中山法華経寺の僧日祐に松尾山光勝寺を開山させた。
- 2、日蓮曼荼羅 (田久保)
勝妙寺蔵。鎌倉時代の僧日蓮が書いたもの。文字の特徴から弘安元年(一二七八)に書かれたと考えられる。題目を中心に神仏の名前が書かれている。日蓮宗では、日蓮をはじめ高僧の曼荼羅が信仰の対象とされている。なお、日蓮筆の曼荼羅は現在全国で約一三〇点が確認されている。
- 3、日高曼荼羅 (田久保)
勝妙寺蔵。正和二年九月四日。右下部に「授与之日嚴為鎮西弘法下向砌」とあり、下総の中山法華経寺第二代日高が、九州肥前に向かう日嚴に授けたものであることが分かる。
- 4、日尊曼荼羅 (田久保)
勝妙寺蔵。中山法華経寺第四日尊による曼荼羅本尊。「肥州勝妙寺住持弘法興隆」とあり、肥前国勝妙寺住僧に宛てたものであることが分かる。
- 5、伝千葉氏像 (田久保)
延命寺蔵。延命寺は小城町北浦地区にある日蓮宗寺院。寛正五年開山。以前は、隣接する北浦社(妙見神を祀る)の座主もつとめていたという。この像は、千葉胤貞あるいは千葉一族の像と伝えられている。
- 6、銅造妙見像 (田久保)
小城市立歴史資料館蔵。元は、千葉氏の保護を受けた天台宗寺院岩蔵寺にあった。火災により、頭部が欠損している。妙見像と考えられている。
- 7、妙見之宝劍 (田久保)
光勝寺蔵。劍を安置する箱の記述によれば、千葉氏が信仰した妙見神の御神体として、祇園社(現須賀神社)に伝えられたものが、明治維新後松尾山に移されたことある。劍の身の部分には、北斗七星をかたどった星が刻まれている。鍛造はされておらず、武器としてではなく、儀礼的に使用されたものと考えられる。(箱書)
妙見之宝劍者下総千葉氏代々家宝而為開運神文保元年千葉胤貞公奉之于九州平定際於小城牛頭山為妙見神体、明治維新神仏別勧請依奉祠当山由来長不施修理空蔵宝庫中銷頗甚矣、昭和三年当山中興神代日祐慨之命工磨之、劍先燦然十方同四年開拓山頂建立宝殿勧請之為開運守護神焉
元鞘開山祐尊銘曰
妙見光劍光耀十界鎮体南無妙法蓮華經光明長点表余十界勧請祇園牛頭天王勧請之者也 釈氏日祐
奉勧請祇園牛頭天王牛城山鎮座
昭和四年春当山中興 五十九世 日祐
- 8、妙見大縁起絵巻 (田久保)
栄福寺蔵。妙見神は千葉氏の守護神として信仰されている。奥書には、享祿元年(一五二八)及び天文一九年(一五五〇)に千葉氏家臣本庄伊豆守胤村が制作したとある。下巻には、初めて小城に住んだ千葉頼胤(亀若丸)が妙見神の加護により危機を脱したことが触れられている。
- 9、木造持国天立像 10、木造多聞天立像 (田久保)
円通寺蔵。佐賀県重要文化財。円通寺には四天王のうち、持国天と多聞天の像が伝わっている。多聞天像の胎内には銘文があり、永仁二年に千葉氏の繁栄を願って造らせたことがわかる。製作したのは、鎌倉時代の代表的な仏師運慶の四代目の弟子湛康。平成一〇年に修復がなされている。
- 11、木造薬師如来坐像 12、木造大日如来坐像
13、木造十一面観音菩薩坐像 (田久保)
三岳寺蔵。佐賀県重要文化財。僧隆海田地寄進状にあるとおり、薬師如来、大日如来、十一面観音菩薩を千葉氏の援助を受けて造らせたことが確認できる。
- 14、誕生仏 (田久保)
妙勝寺蔵。妙勝寺は、日親聖人が開山となった妙福寺(江戸時代に嘉瀬に移る)に建つ。寺伝によれば、日親聖人が百日間の説法を行った後、指し示した場所から誕生仏が掘り出されたという。妙福寺内に釈迦堂が建てられ誕生仏が安置され、妙福寺が嘉瀬に移った後妙勝寺となったと伝えられている。
- 15、木造薬師如来坐像 (田久保)
小城市三日月町岡本地区蔵。小城市重要文化財。胎内には銘文が残っている。これによると、天文一四年の戦火で焼失した薬師如来像ほかの再造を天文一八年、彦島山宝蔵寺住持稟貞が発願し、千葉胤頼が大檀越となり完成させた。千葉氏の武運長久と子孫繁栄を願っている。
- 16、銅製御正体 (古庄)
小城市教育委員会蔵。南北朝時代。妙見遺跡出土。御正体とは鏡に取り付け、礼拝の対象として神社の社殿に懸けられたものである。本資料は鋳造品で肉厚である。全体が鍍金化しており、形状が判断しづらいが正面で手を合わせていることから阿弥陀如来の可能性がある。構造等から南北朝時代のもと考えられ、南北朝時代にこの御正体を祀る社殿があった可能性がある。
- 17、千葉城跡出土資料(土師器・外国産陶磁器等) (古庄)
小城市教育委員会蔵。室町時代から戦国時代。千葉城跡からは主郭部分を中心に大量の素焼きの土師器(かわらけ)ともいう)が出土した。これらの土師器は城内で行われていた儀礼に用いられた。一回限りの消耗品である。また、海を越えて将来した中国・朝鮮・ペトナム産の陶磁器が出土している。これらの陶磁器は日常の雑器ばかりではなく主郭にあった会所を室礼する優品の陶磁器が含まれる。特

に中国磁州窯系鉄絵壺やベトナム産青花は珍しい。その他、香炉、風炉、石製茶臼、硯なども出土している。

18、千葉宗胤書下 (大塚)

円通寺蔵。小城市重要文化財。千葉宗胤が三間寺(円通寺)の寺領を安堵した文書。三間寺はもと天台宗で、弘安元年(一二七八)に若訥宏弁により臨済宗に改められたという。文中に「奉訪常胤以来代々幽霊菩提」とあるように、同寺は千葉氏の菩提寺となった。『佐賀県史料集成』五巻収録。史料編収録。

19、千葉胤貞力書下 (大塚)

円通寺蔵。小城市重要文化財。三間寺と内記兵衛尉宗重なる人物が領地を相博(交換)し、それを平某が安堵した文書。発給者の平某は千葉胤貞(宗胤の子)と推定されるが、今のところ確証はない。『佐賀県史料集成』五巻収録。史料編収録。

20、千葉胤朝書下 (大塚)

興止日女神社蔵河上神社文書(佐賀県立図書館寄託、国重要文化財)。千葉胤朝が肥前国鎮守河上社の座主に対し、佐嘉郡のうち山田三〇町の領地を安堵した文書。後掲する胤盛(胤朝の弟)の書下と同じ日付・同じ宛先・同じ内容が記されている。当時の千葉氏が胤朝・胤盛が並び立つ分裂状態にあったことを象徴的に示している。『佐賀県史料集成』一巻収録。史料編収録。

21、千葉胤盛書下 (大塚)

河上神社文書。前掲の胤朝書下と比較すると、胤朝書下で「知行不可相違…」としている箇所を、胤盛書下では「御知行不可相違…」と「御」の字が記されている。些細な違いだが、胤盛の方が微妙に厚礼で、胤朝より僅かながら下位に位置付けられていた様子がうかがえる。『佐賀県史料集成』一巻収録。史料編収録。

22、千葉興常・胤勝連署書下 (大塚)

河上神社文書。興常(東千葉)と胤勝(西千葉)が河上社の実相院に、座主職と社領を安堵した文書。東西千葉

家の当主が連署で文書を発給した事例は非常に珍しく、戦国期における両者の関係を考える上で貴重な史料である。『佐賀県史料集成』一巻収録。史料編収録。

23、千葉興常・胤勝連署禁制 (大塚)

河上神社文書。前掲文書と同じく、興常と胤勝が連署して河上社に発した禁制。興常と胤勝の署判の位置に注目すると、前掲文書でも両者の間には少し距離が置かれているが、この文書ではさらに距離が広がり、高さにも違いが出ている。両者の関係の変化をうかがう上で興味深い。『佐賀県史料集成』一巻収録。史料編収録。

24、千葉胤頼書下 (田久保)

光勝寺蔵。天文二二年(一五五三)一〇月一三日。千葉胤頼が、小城市内の久遠寿寺の敷地は永代守護不入の地であることを保証している。千葉胤頼は東千葉氏の流れで、晴気城に入っていた。永禄二年(一五五四)西千葉の千葉胤連に攻められて自害した。『佐賀県史料集成』第五巻収録。

25、千葉胤連袖判岩部常久奉書 (田久保)

光勝寺蔵。天文二二年(一五五三)一〇月二八日。千葉胤連が、小城市内の久遠寿寺に敷地四町を守護不入の地として永代にわたり与えたと伝えたもの。千葉胤連は、西千葉の流れで、牛尾城に入っていた。永禄二年(一五五四)東千葉の胤頼を攻め、自害させた。胤連はその後竜造寺氏に属し、子孫は鍋島藩の家臣となる。『佐賀県史料集成』第五巻収録。

26、比丘尼浄意置文(写) (田久保)

三岳寺蔵。小城市重要文化財。永仁二年(二二九四)二月二五日。三岳寺は、以前は三寺と称していた。僧隆海の寄進状を受けて三間寺(現円通寺)の末寺として、宗胤から常胤までの千葉一族の菩提を弔うように祈願したもの。『佐賀県史料集成』第一四巻収録。

27、僧隆海田地寄進状(写) (田久保)

三岳寺蔵。小城市重要文化財。永仁二年(二二九四)一月八日。古来あった薬師如来、大日如来、十一面観音菩薩が焼失していたが、千葉氏の寄進を受け再興がなされたとの事。この後は、三間寺の末寺となることが記されている。

28、於保胤宗軍忠状 (古庄)

多久市教育委員会蔵多久家文書。佐賀県重要文化財。南北朝時代、正平一〇年(一三五五)十一月。於保胤宗は肥前国の在庁官人である。南朝に属し、北朝方の城であった「小城之城」を攻めている。当時の千葉氏の当主は千葉胤泰である。「小城之城」は千葉城と考えられ、一次史料での初見である。『佐賀県史料集成』一〇巻収録。

29、九州治乱記(北肥戦誌) (大塚)

鍋島報効会蔵(佐賀県立図書館寄託)鍋島文庫。馬渡俊継著。享保年間(一七一六―三五)頃成立。同書には千葉氏の動向について詳細な叙述があり、これまでの千葉氏像に大きな影響を与えてきた。とりわけ「千葉家継目少式之事」で提示されている千葉家分裂を文明一八年(一四八六)とする見解は、現在でも通説となっている。『北肥戦誌』(青潮社、一九九五年)収録。

30、平朝臣徳島系図 (大塚)

「諸家系図」(鍋島文庫)のうち。徳島氏は千葉氏の一族で、胤鎮の孫義胤に始まり小城市の芦刈に住したという。後掲の「千葉氏系図」に比べて肥前千葉氏に関する記述が詳細で、各人の官途名や法名、死去の年月日等が記されている。『千葉市立郷土博物館研究紀要』七号収録。

31、諸家系図 (野口)

佐賀大学附属図書館蔵小城鍋島文庫。本系図は小城藩士に限らず、肥前を始め北部九州や、徳川將軍家、さらには全国の著名な諸豪族・大名に至るまで記載されている。本史料は、安政二年(一八五五)一〇月に神崎に居住していた白石鍋島家の家臣馬渡熊吉が所持していたものを小城藩士富岡九郎左衛門(敬明)と野副伝が書写したも

の。馬渡熊吉は、『九州治乱記』（別名北肥戦誌）の著者馬渡俊継の子孫。

32、肥陽軍記（野口）

小城鍋島文庫。江戸時代に成立。作者不詳。竜造寺家兼・同隆信の活動を中心にして、鍋島直茂が秀吉の命により「御家」を相続することで終わる。佐賀藩において広く流布していた軍記物の一つで、小城鍋島文庫以外、鍋島文庫や内閣文庫（国立公文書館）などに写本が伝わる。

33、妙見太刀神代家ヨリ献上二付而之記（野口）

鍋島文庫。神代家から鍋島家へ妙見太刀が献上された際、妙見太刀の由来や千葉氏のことについて、神代家に伝来した書状類・古記録から写し作成された史料。作成年代は、罫線が引かれ「鍋島家蔵」と記載されていることからして、近代と推定される。史料編収録。なお、神代家に伝来した千葉氏関係の史料について本史料に記載されていないものについては、本図録に全て収録している。

史料編掲載資料

一、千葉氏発給文書

図版掲載資料18～25に同じ。

二、直茂公譜考補 三、勝茂公譜考補（野口）

鍋島文庫。「直茂公譜考補」「勝茂公譜考補」は、享保年間に成立した「直茂公譜」「勝茂公譜」を底本として、藩内で集積された諸家に伝来する戦功書や家譜といった歴史書をもとに増補を加えたもので、前者は天保一〇年、後者は天保一四年に完成した。

四、神代家伝記（野口）

鍋島文庫。神代家において編纂された家譜。軍記物としての側面も持つ。作者は佐賀藩士であった石田一鼎もしくは長谷山観音寺の住職であった泰山とも言われている。内容は、神代家隆盛の基となった勝利以降の諸合戦の様相や諸豪族の動向が記され、また中世から近世初頭にか

けて活躍した家臣団とその子孫の名前が書き入れてあることから、神代家当主と家臣団が歴史を共有することを目的に作成されたものと思われる。

五、鍋島報效会所蔵神代家文書（野口）

○西村七左衛門書状

藩命により千葉系図を提出していたところ、返却することを知らされた書状。神代家文書は佐賀藩の親類格神代家が所蔵していた文書群であり、ほとんどが翻刻されておらず、佐賀藩政を知る上で貴重な史料である。

○鍋島勝茂手頭

佐賀藩主鍋島勝茂が息子直長に宛てた手頭。神代家では常宣が一七才で死去したため直長が同家を相続した。本史料では、神代家や家臣団の存続を重視する勝茂の認識が分かる。

○神代直長遺言状

本史料は、直長が養子直利（佐賀藩主光茂二男、後光茂の嫡男綱茂の養子となり佐賀藩主となる、吉茂）に宛てた遺言状。直利を「御父子様（光茂・綱茂）御心安人」と述べており、佐賀藩主が三家（小城・蓮池・鹿島各鍋島家）よりも神代家に親近感を抱いていたことは興味深い。直長は元禄六年四月一日に六才で死去した。

○千葉系図差出の事 他

元禄四年に神代家が千葉系図と妙見太刀及び由緒書を藩へ提出した時の状況を記す。この時、勝茂が千葉系図を閲覧した時の書状類も一緒に提出されており、これらが「妙見太刀神代家ヨリ献上二付而之記」（鍋島文庫）にまとめて写されている。

○平田三左衛門書状

平田三左衛門は、千葉胤誠の娘であった「川久保の姉様」に付き従っていた千葉氏家臣。後神代家の家臣となる。「相右衛門」なる人物が本千葉と呼ばれる西千葉氏について覚えていたことを記した。本史料の作

成年代は「右馬允殿千葉之事」を記していることからして、胤信が生存中の寛永九年（一六三二）五月までに書かれた可能性がある。

○竹田伝蔵追而書

文中の「御伝記三冊」とはおそらく「神代家伝記」を指しているものと思われる。佐賀藩が神代家から借り出し書写していた。

○藩へ差出覚

元禄四年四月に、神代家が自家に伝来している文書の一部を藩へ提出した際のリストである。全一四通の内、七通は中世に神代家において近隣の諸豪族と取り交わした起請文となっている（これらの原本は鍋島報效会所蔵している）。残りの七通は千葉氏に伝来していた誓紙や書状類であり、「川久保の姉様」（胤誠娘）が所持していたものを小柳源次兵衛が預かっていたもので、胤頼を「御屋形様」と記す起請文の存在など大変興味深い。現在原本の所在は分かっていない。

六、妙見太刀神代家ヨリ献上二付而之記（野口）

図版掲載資料32に同じ。

七、千葉氏系図（大塚）

徳島威雄氏蔵。これまでの研究によると、この系図は千葉胤誠から神代勝利に譲り渡された千葉家伝来の系図を、寛永一八年（一六四一）以前に徳島氏が書写したものとされ、現存する千葉氏系図の中で最も古いものと評価されている。

八、近世千葉氏系図（野口）

「諸家系図」「大小配分石高帳」「座席帳」（鍋島文庫）より作成。江戸時代の千葉氏は、西千葉氏が存続するが、家判家老を務めた常貞以降はさらに二系統に分かれている。この内、常治系は幕末に至るまで小城郡に所領を有していた。

戦国時代千葉氏略年表

西暦	年号	千葉氏
一四六七	応仁元	少弐氏・大内氏ほか周辺諸勢力
一四六九	文明元	(五) 応仁・文明の乱が勃発。(八) 大内政弘の軍勢、京都に着陣する。少弐教頼、筑前に攻め入り大内・大友勢と戦い敗死する。 (四) 大友親繁、幕府の命により豊前に攻め入り大内勢と戦う。(七) 少弐頼忠、対馬より筑前に攻め入る。
一四七〇	二	(二) 大内道頓(政弘の伯父)、長門において反乱を起こす。
一四七七	九	(二) 千葉胤朝、大村家親の居城を攻め落とす。
一四七八	一〇	(二) 大内政弘、幕府から旧領を安堵され、周防山口に帰還する。
一四八三	一五	(九) 大内政弘、九州に出陣して少弐政尚を破り、豊前・筑前を制圧する。
一四八六	一八	(一〇) 少弐政資、綾部城の渋川万寿丸を攻める。幕府、大内政弘に少弐退治を命じる。
一四八七	一九	(七) 少弐政資、綾部城を攻め落とす。
一四九七	明応六	(八) 少弐氏の残党、資元を擁立して綾部城の渋川刀祢王丸を攻めるが、大内勢の救援により敗退。
一四九八	七	(四) 前將軍足利義尹、大内義興を頼って周防に下り、渋川刀祢王丸らに忠節を求める。將軍足利義高、大友親治・少弐資元らに義尹討伐を命じる。
一五〇〇	九	(閏六) 少弐資元・大友親治、大内氏の豊前馬岳城を攻める。
一五〇一	文亀元	(二) 大内義興、足利義尹を奉じて上洛の途に就く。將軍足利義澄、大友義長・少弐資元らに大内追撃を命じる。
一五〇二	二	(八) 少弐氏の与党、豊前・筑前にて蜂起する。
一五〇六	永正三	(二) 大内義興、周防に帰国する。
一五〇八	五	
一五〇九	六	
一五一〇	七	(三) 千葉興常・喜胤父子、東尚盛と共に千葉胤治を攻め、胤治討死する。
一五一四	一一	(四) 千葉胤勝、東尚盛を攻める。尚盛は松浦に逃れる。
一五一八	一五	
一五二四	大永四	(二) 少弐氏の一族馬場頼周、筑紫満門らを殺害する。また頼周、千葉胤勝が大内氏に与するのを非難する。(五) 千葉胤勝、興常・喜胤と戦って敗れ、筑前に逃れる。
一五三〇	享祿三	

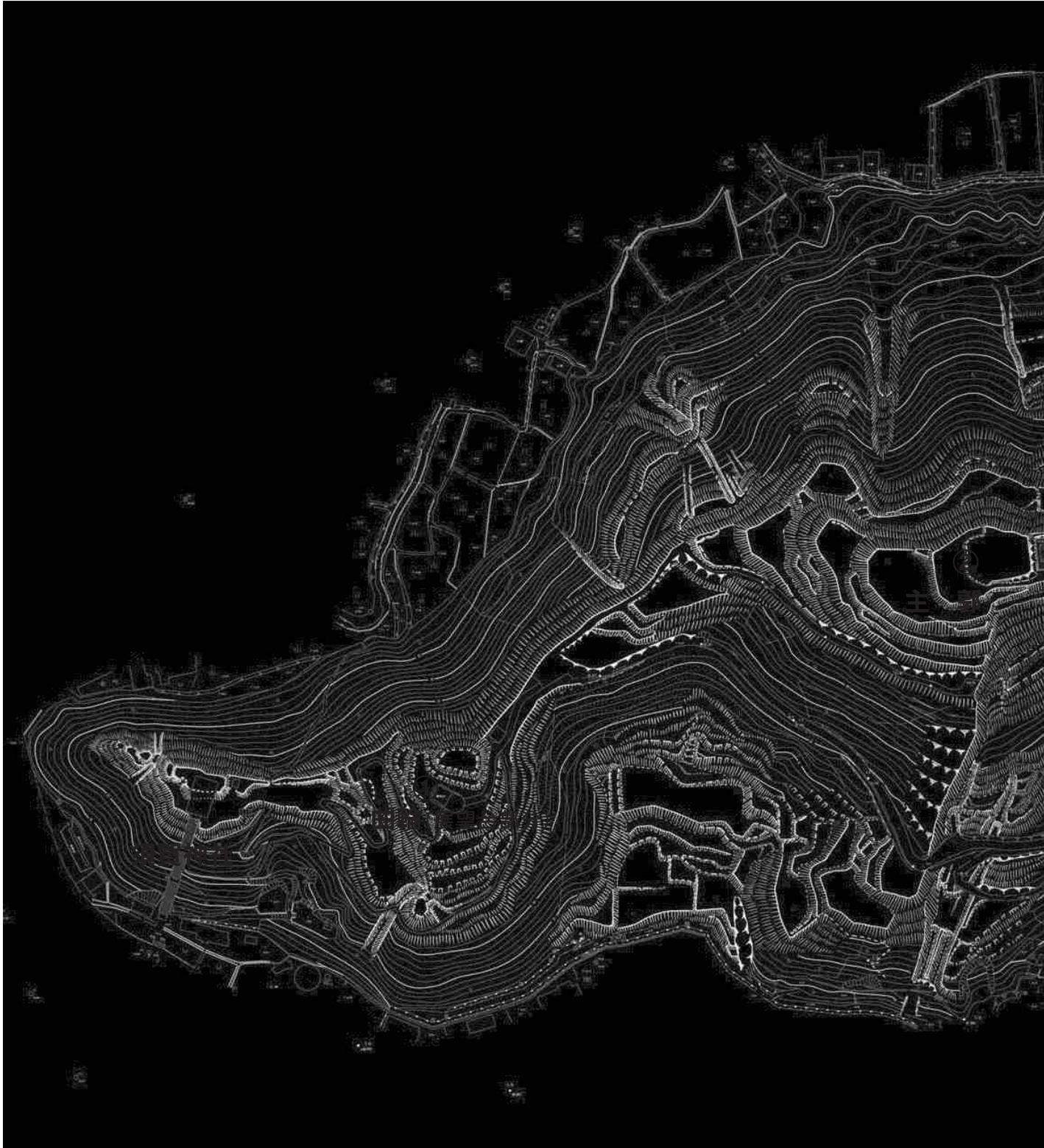
※()内の数字は月

戦国時代千葉氏略年表

一五三七	天文二	(一) 大内義隆、陶道麒を肥前に派遣。少弐勢と交戦して破る。
一五三四	三	(七) 龍造寺家兼、神崎三津山に陣する大内勢を夜襲で破る。
一五三六	五	(九) 陶道麒、少弐資元を多久に攻める。資元自害する。
一五三九	八	(一〇) 大内義隆、筑前にて少弐冬尚・筑紫正門らと戦い破る。
一五四一	一〇	(二) 有馬晴純、千葉喜胤を攻めるべく杵島横辺田に討ち入る。喜胤、龍造寺家門の斡旋により千葉胤勝と和を結び、少弐冬尚の弟を養子とする。また胤勝、鍋島清房の次男を子息胤連の養子とする。
一五四五	一四	(二) 少弐冬尚・千葉胤頼、晴気城の千葉胤連を攻める。胤連退去する。(四) 龍造寺剛忠、千葉胤連と通じ、馬場頼周を小城祇園城に攻める。頼周逃亡し、河上社にて討死。
一五四六	一五	(二) 少弐冬尚、有馬氏と共に千葉胤連・龍造寺胤栄を攻める。胤栄、逃れて大内義隆を頼り、加勢を得て少弐勢を破る。
一五四七	一六	(閏七) 大内義隆、軍勢を肥前に派遣し、龍造寺胤栄らと共に神埼勢福寺城の少弐冬尚を攻める。冬尚、筑後に逃れる。
一五五〇	一九	(二) 大友義鑑、家臣に殺害される。義鎮跡を継ぐ。
一五五一	二〇	(九) 大内義隆、重臣陶隆房の謀反により自殺する。(一〇) 龍造寺氏の家臣土橋栄益、龍造寺鑑兼を擁立し、佐嘉城の隆信を攻める。隆信、筑後に退去する。
一五五三	二二	(七) 龍造寺隆信、佐嘉に復帰し、土橋栄益を殺害する。
一五五四	二三	(八) 將軍足利義輝、大友義鎮を肥前守護に任じる。
一五五五	元	(一〇) 毛利元就、陶晴賢を安芸嚴島で破る。
一五五九	永祿二	(四) 大内義長、毛利元就に攻められ自害する。
一五六三	六	(二) 千葉胤連、龍造寺隆信と共に少弐時尚・千葉胤頼を晴気城に攻める。時尚、胤頼自害する。
一五六六	九	(七) 千葉胤連、龍造寺隆信と共に小城丹坂口において、有馬義直・大村純忠の軍勢と戦い破る。
一五六九	一二	(六) 大友氏家臣の高橋鑑種、毛利元就に通じ筑前岩屋城にて大友氏に叛旗を翻す。筑紫鎮恒・龍造寺隆信、これに呼応し挙兵する。
一五七〇	元	(三) 大友宗麟、筑後高良山に着陣し、龍造寺隆信の佐嘉城を包囲する。
一五七六	天正四	(三) 大友宗麟、再び高良山に着陣、佐嘉城を囲む。(八) 鍋島信昌、今山に陣する大友勢を夜襲し、これを破る。(一〇) 龍造寺・大友両氏間に和議が成立。
一五七八	六	(二) 少弐政興、大友宗麟の援助により筑後に着陣し、少弐家再興を目指す。
一五八四	一二	(一一) 大友義統、日向耳川にて島津義久の軍勢と戦い大敗する。(一二) 龍造寺隆信、大友氏を離反して筑後に侵攻する。
一五八七	一五	(三) 龍造寺隆信、島原で島津家久・有馬鎮純軍と戦い戦死する。 (三) 豊臣秀吉、島津氏討伐のため出陣する。(五) 島津義久、秀吉に降伏。

千葉城縄張図



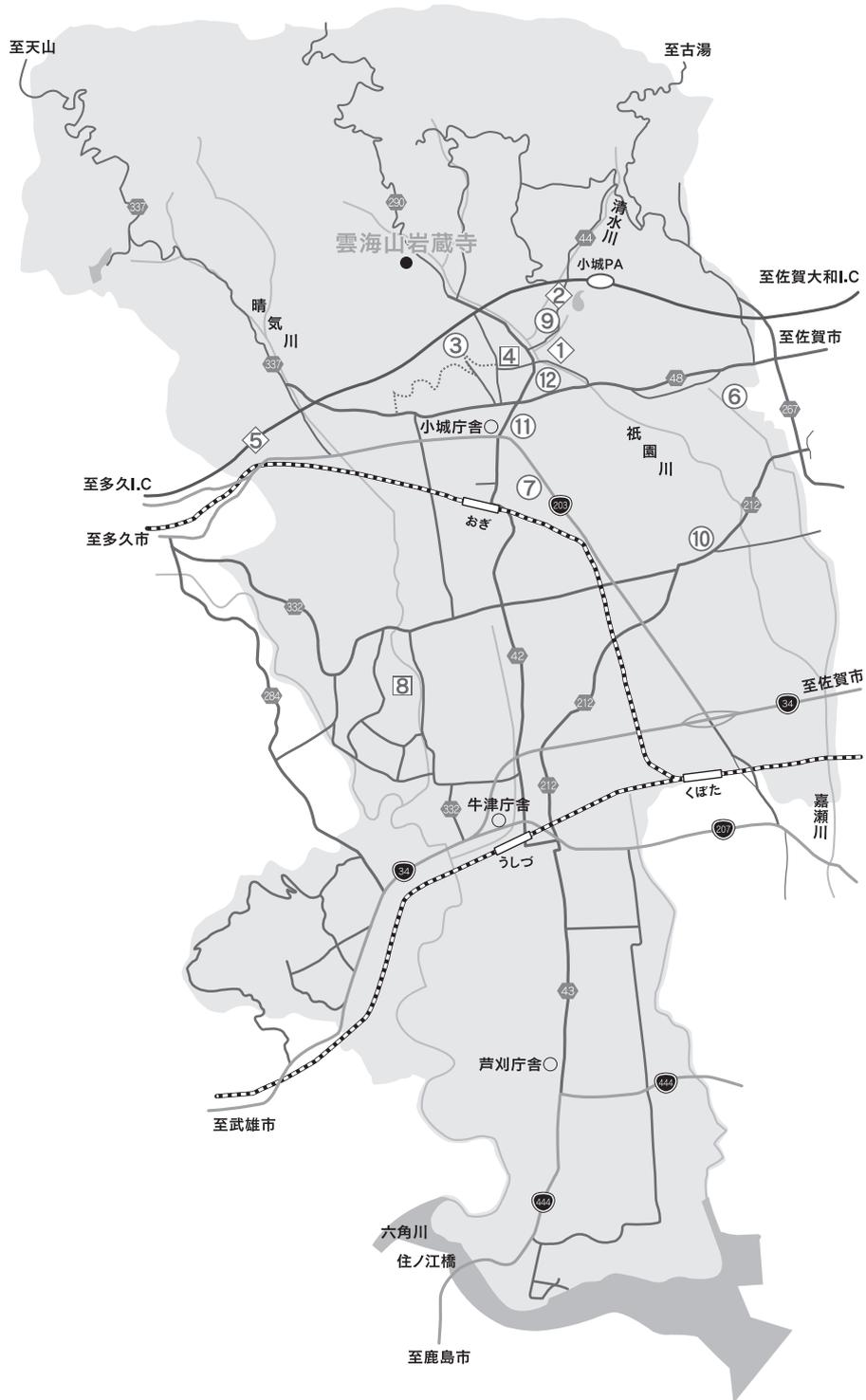


提供：佐賀県教育庁社会教育・文化財課（佐賀県中近世城館跡緊急分布調査成果資料より）

踏査・作図：宮武正登氏

加筆：古庄秀樹

小城市内主要寺社位置図



- | | | | | | |
|--------------|--------|----------|--------|----------|---------|
| ① 祇園社 (須賀神社) | 小城町吉田 | ④ 妙見社 | 小城町西晴気 | ⑨ 長照山延命寺 | 小城町北浦 |
| ② 北浦社 | 小城町北浦 | ⑥ 龍王山勝妙寺 | 三日月町織島 | ⑩ 長池山妙勝寺 | 三日月町三ヶ島 |
| ③ 松尾山光勝寺 | 小城町松尾 | ⑦ 修善院 | 三日月町平井 | ⑪ 車堂山妙巖寺 | 小城町下町 |
| ④ 三間山円通寺 | 小城町三間寺 | ⑧ 医王山三岳寺 | 小城町門前 | ⑫ 諸富山親立寺 | 小城町高原 |

◇：神社、○：日蓮宗寺院、□：その他の寺院

史料編

胤朝(千葉) (花押)

一、肥前千葉氏発給文書

○「円通寺文書」千葉宗胤書下

寄進

三間寺大門大寺領内田島七条仁新郷山田里參拾壹坪壹町事、

右如当寺長老比丘源祐申状者、彼田島者俊慶相伝之間、依為寺辺令寄進于当寺後、雖送数廻星霜敢無違乱師、且次第証文等明白也、仍如元寄進畢、然者別奉訪常胤(千葉)以来代々幽靈菩提、惣所令廻向三有法界群萌也、限未来永劫更不可有相違之状如件、

弘安六年十二月廿八日

平朝臣(千葉宗胤) (花押)

○「円通寺文書」千葉胤貞力書下

肥前国小城郡内三間寺住侶等申、以免田式町壹段三丈令相博内記兵衛尉宗重給分内云々者、早両方被申請之上者、任彼状住侶等領知之、弥可被致祈禱忠之状如件、

徳治二年十二月四日

平(千葉胤貞) (花押)

○「河上神社文書」千葉胤朝書下

肥前国佐嘉郡之内山田三十町之事、右任先例之旨、知行不可有相違之状如件、

文明拾貳年六月拾九日

河上山
後座主宰(胤朝) 将公殿

○「河上神社文書」千葉胤盛書下

肥前国佐嘉郡之内山田三十町之事、右任先例之旨、御知行不可有相違之状如件、

文明拾貳年六月拾九日

胤盛(千葉) (花押)

河上山
後座主宰(胤朝) 将公殿

○「河上神社文書」千葉興常・胤勝連署書下

肥前国佐嘉郡河上山座主職并御社領等之事、任先例之旨、可有執務之状如件、

天文貳年
十月十七日

平興常(千葉) (花押)
平胤勝(千葉) (花押)

河上山
実相院

○「河上神社文書」千葉興常・胤勝連署禁制

禁制

肥前国鎮守河上社之事、既自往古京都 御制札為明白上者、殊当手軍勢甲乙仁等、不可致濫妨狼藉、若於違犯之輩者、可処罪科之状如件、

天文三年
式月拾五日

平興常(千葉) (花押)
平胤勝(千葉) (花押)

河上山
実相院

○「光勝寺文書」千葉胤頼書下

肥前国小城郡久遠壽寺敷地式町之事、於永代可為守護不入之処、不可有相違之状如件、

天文二十二年拾月十三日

平胤頼(千葉)
(花押)

○「光勝寺文書」千葉胤連袖判岩部常久奉書

(千葉胤連)
(花押)

肥前国小城郡内町神田ケ里世五坪木分免一町、同ケ里河窪分壹町并佐保里ケ里一二之坪宇佐分二町、合而四町之事、任御上判、為中道山久遠壽寺敷地、於末代御知行不可有相違者也、仍而執達如件、

天文廿二年
拾月廿八日

松尾山

光勝寺

御衆分中

常久(花押)

二、「直茂公譜考補」千葉氏関係記事抄録

第一卷

御出生

(前略)

御父清房公ノ御先祖ハ長岡伊勢守経秀入道宗元トテ、京都北野ノ人、本姓ハ佐々木源氏、弘和年間後龜山天皇年号、北朝後醍醐天皇年号、足利將軍義満ノ比故有テ子息三郎兵衛経直清資、或経尚、法名道壽禪定門ト肥前国ヘ下向シ、小城郡千葉氏ヘ便リ、佐嘉郡鍋島村ヘ住居、因テ氏ヲ鍋島ト称セラル、其後経直千葉家ヲ避テ竜造寺ニ陸ヒ、本庄郷ヘ移住アリ(中略)

(竜造寺) 隱岐守康家又豊前守家ニ至リ、文明・明応ノ頃武威ヲ振ヒ、漸ク強大ニ成リ、竜造寺中興ト号ス、太宰府小鳥居信元ノ女ヲ娶リ、男子五人ヲ生リ、長ヲ豊前守家弘又胤ト云、二ハ隱岐守家初民部大夫家貞、中比、山城守家員、長樂庵殿、三ハ澄覚法印宝琳院、開祖、四ハ山城守家兼初孫九郎、中領左、衛門佐、又兵庫頭、五ハ富春禪師瑞応寺、開山、六ハ嫡子家弘ハ故有テ千葉家に随属シ、家ヲ不継明応七年、千葉胤治ト乱ヲ避、依テ二男家和ヲ惣領ニ立(中略)

享祿三年、大内義隆筑前守護代杉越前守興連ヲ大将トシテ、数万ノ軍士ヲ催フシ、東肥前ヘ打入、少貳方ニテアリツル朝日左近將監頼実・筑紫能登守尚門・横岳讚岐守資貞等ノ城持共多ク降参シ、小城ノ千葉介胤勝美横岳ハ少貳父子ハ勢福寺城ニ在テ是ヲ聞、サラハ勢ヲ出シテ迎ヘ戦フヘシト、軍兵ヲ集ラル、竜造寺胤久・家兼一族一千余人、小田政光・犬塚家清・其外譜代之輩ニハ馬場頼周・江上元種・宗出雲・姉河・本告・執行以下佐嘉・神埼ノ將士参陣ス、八月十五日、両軍田手繩手ニ相臨ミ、暫シ戦フト見ヘシカ、大内勢ノ先陣頼実、矢庭ニ討レ、二陣入替リ刃ヲ接ユ、大内方勝ニ乘リ少貳勢ヲ追立行処ニ、竜造寺ノ陣ヨリ鍋島平右衛門清久公・子息左近將監義房・二男清房公等、赤熊ヲ冠リシ武者一列ニ・三百人横合ヨリ切テ入、於レは大内方散々打負、棟ト頼ミタル横岳・筑紫モ討レ、余軍悉ク敗北シテ、千葉ハ小城ヘ退キ、杉ハ太宰府ヘ遁レケリ、斯テ少貳ハ大敵ヲ退ケ、竜造寺一家ノ軍功ヲ賞シ、家兼公ニ下佐嘉川副庄一千町ヲ加封セラル、家兼公モ亦鍋島父子ノ殊功ヲ感シ、嫡男家純ノ長女ヲ清房公ヘ配嫁セラレ、本庄郷ノ内數十町ヲ下シ給リヌ

天文二年、大内氏、陶安房守入道々麒ニ命シテ少貳ヲ撃、肥前ノ將士多ク陶ニ応ス、軍ヲ分テ佐嘉ニ向フ、家兼公鍋島・納富・小川・福地・百武等ヲ遣ハシ、巨勢・神崎辺ニ於テ相戦フ、清久公父子一族一命ヲ輕シ

テ防キ闘ハル、中国勢戦ヒ負テ三津山ニ取登ル、爰ニ对阵シテ翌年ニ至ル、少弐援ヒヲ水ヶ江ニ乞フ、七月中旬、連日大雨暴風・潮水氾濫シ、村野滔々トシテ海ノ如シ、家兼公此時ヲ幸ヒトシ、子侄一族三百余人船筏ニ乗り、敵ノ不意ニ出、夜討シテ是ヲ敗ラレケレハ、道麒麟前へ引退ク、此由中国へ隠レ無リシカハ、義隆大ニ憤リ、自ラ三万余騎ヲ引率シ筑前へ渡リ、宰府ヲ本陣トシ、陶父子子尾張守隆房ヲシテ肥前へ乱入、少弐家ヲ討滅サント謀ル、于時千葉ノ別家興常方ヨリ家兼公マテ和平ヲ誂へ、少弐老臣中会談シ、資元ヲ応諾セシメ、和議整リ義隆軍ヲ還サル(中略)

(天文)十三年、冬尚竜家ニ命シテ西肥前ヲ向ヘ撃シム、其意竜族ノ勢ヲ分ケテ、是ヲ亡シヤスカラント也(中略)十四年正月、剛忠公千葉胤連晴氣主ト西征シ、有馬方平井・前田・富永ト戦ハル、竜造寺胤明・胤直・於保・副島・成富以下打死ス、公ノ軍不レ利シテ佐嘉ニ帰城セラル治乱記ニハ、公九十一歳ナレハ乗陣ニ及ハズ、子ヤ孫ヤ親類ヲ方々ニ分チ遣ハスト、胤カテ有馬氏、西肥前ノ将士ヲ帥ヒテ押来リ、又牛津川ヨリ以東、神代勝利ヲ始メ千葉胤頼祇園城主・八戸・両高木・両姉川・本告・小田・江上・両犬塚・馬場・両横岳・宗・筑紫・綾部・徳島等十九人ノ城主普聞集ノ人数其外数万人、少弐家ノ密旨ヲ承テ佐嘉城ヲ薄困ム、于時頼周ハ竜家ヲ思フ凶ニ墮シテ、心中大ニ悦ヒ、外面ハ眉ヲ擧メ、水ヶ江ニ来リテ剛忠公ニ下城ノ事ヲ偽リ曉サトス、公正直ニシテ是ヲ信許セラル、其身ハ一先ツ城ヲ開キ筑後ニ退キ、両子一孫ハ急キ筑前へ遷レ、三孫ハ城原ニ参リ少弐殿ニ礼謝アルヘシトナリ、鍋島ヲ始メ老臣中此儀馬場カ姦計ナルヘシト頻リニ諫メ止ムトイヘトモ、公云ク頼周カ子政員ハ吾家純カ智ナリ、何ソ好ヲ忘レンヤ、我極老ニ及フマテ不義ノ名ヲ不レ取、モシ姦計アラハ渠カ無道ナリ、吾力與ル所ニ非ストテ、同二十三日親族一同ニ水ヶ江城ヲ開キ去ラル、公ハ嫡家ノ胤榮・孫ノ鑑兼家門ノ子、後

左衛門佐等ヲ俱シテ下筑後へ赴キ、蒲池武蔵守鑑盛ニ便リ、其領内一ツ木村へ蟄居、原十郎惠俊ナル者ヲ宿トセラル、鑑盛ヨリ従者ノ糧料トシテ三百石ノ地ヲ附与シケリ、長男家純・二男家門・家純ノ三男純家三人ハ筑前へト志シ日昏テ川上宿ニ止マル、家純ノ長男周家・家門ノ長子家泰・家純ノ二男頼純ハ城原へト出立、和泉村玉泉坊ニ宿ス、サテ頼周ハ山内ノ神代勝利ニ示シ合セ、子政員ト大勢ヲ以テ川上ノ三子ヲ夜襲ニス、三子主従三十余人齒嚙ヲナシ皆勇ヲ奮フテ防戦ス、家門法名乾亭院當春雪道香ルヲ幸ヒ切テ廻リ、終ニ家人堀江・片田江等ト悉ク枕ヲ並ヘテ討死ス、純家法名字字浄永ハ平生文雅アリテ能書ナリシカ、戦ヒ半ニシテ小指ヲ喰切、流ル、血ヲ以テ古詩山邊雲埋行客跡松寒風破旅人夢ヲ社ノ扉ニ録シテ猶苦戦シ、神代カ家人ト組合差違ヘテ死ス、家純圓藏院鑑翁淨昭モ今ハ角ヨト思ハレシカハ、腹十文字ニ

カキ破リ腸ヲ繰出シ杜壇ノ腰板ニ投付、眼ヲクワツト見開キ、サモ懼シキ相ニテ落命アル、斯テ周家等ハ二十四日曉、和泉村ヨリ東へ祇園原ヲ過ル時、馬場・神代カ伏兵起リテ急ニ撃カ、ル、福地・百武等ノ従兵皆力ヲ盡シテ戦死ス、然ルニ清久公父子此面々ノ行衛無覚束思ハレ、野田越前ヲシテ周家以下ノ行ヲ留メントテ、急キ祇園原ニ至レハ、既ニ合戦ノ半ナリ、周家野田ヲ見テ曰、老公馬場カ邪謀ニ落サレ此期ニ及フ、是天命ナリ、急キ帰テ剛忠ヲ守衛スヘシ、野田落涙シテ士ヒハ名コソ惜ケレ、カ、ル時何ソ返事ニ及ハンヤト云ステ、馬ヲ敵中へ乗入、数輩ヲ討テ闘死ス、周家也足庵鼎伯日周・家泰道安祥・頼純清春清奮撃シテ遂ニ自殺ス、相従フ侍共一足モ不引驅入々々討死シケル、斯リシカハ馬場頼周二喜悦シテ、右六人ノ首ヲ城原へ取持セ少弐ノ実檢ニ備フ、冬尚胤テ竜家ノ所領ヲ馬場・神代・小田等へ分チ与へ、佐嘉城代等ヲ代ル祇園山城番守サセケリ、其頃千葉介胤連ハ同名胤頼カ為ニ小城ヲ退キ、胤頼牛頭城山城へ入替ル、二月、頼周父子・江上元種、小城へ出勢シ、胤頼ト力ヲ合セ、胤

連ヲ白石郷へ逐、胤頼ヲ晴氣城へ移シ、冬尚ヲ牛頭へ居へ、己レハ盛福寺へ在城セント謀リ、牛頭ノ普請ヲ始メケリ、偕モ剛忠公ハ下筑後へ在テ、家純ヲ首メ孫子皆馬場カ為ニアヘナク討果サレケル由ヲ聞レ、我百日ノ中頼周ヲ誅シ、此大恥ヲ雪カスンハ生テ再ヒ還ラシト恨ミ憤リ、寢食タニ安シセラレス、去程二清久公竜家ノ衰滅アルヘキ事ヲ憂ヘ歎キ、深謀ヲ運ラサレ、与賀・本庄・川副ノ郷士鹿江ヲ首メトシ、内田・金持・南里・石井等ヲ語ラヒ、二千余人兵船數十艘ヲ以テ、剛忠公・胤栄等ヲ迎ヘラル、三月下旬、佐嘉城番小田覚派父子木原ニ出テ防キ支フ、竜族危シトイヘトモ、鍋島父子一党勇力奮戦ス、小田竟ニ討負ケ、蓮池ニ逃去ル、味方駕輿丁口マテ追詰、佐嘉ニ帰城ス、サテ四月二日、剛忠公千葉胤連ヲシテ祇園山城ニ向ヒ、頼周ヲ撃シメ、自身ハ上佐嘉坪ノ上二本陣ヲスヘ、先手ヲ川上・小城へ差向ケ、千葉・鍋島一党祇園山ニ攻寄ル、頼周父子防キ兼、頼員ハ野田三河守ニ討レ、頼周東ニ走り、川上ニテ加茂彈正古穴ノ中ヨリ搜シ出シテ搔首ニシタリ（中略）夫ヨリ剛忠公小城ニ到リ、千葉胤連ヲ本城牛頭へ帰復セシメ佐嘉ニ凱旋セラレ、勇士ヲ撫シ、有功ヲ賞シ、領内ヲ能治メ（後略）

○村中惣領宮内大夫胤栄ハ今年（天文十五年）正月少弐有馬カ為ニ薄ラレ、佐嘉ヲ退キ筑前へ浪人ニテ在ケルカ、翌ル十六年、自ラ中国へ赴キ、大内氏へ少弐ノ挙動ヲ訴ヘシカハ、其旨京都へ達ス、將軍家義隆ニ命シテ早ク冬尚ヲ誅伐アルヘキノ旨、筑前ノ守護代杉隆満へ申遣サレ、宮内大夫ヲ豊前守ニ任シ、肥前国守護代トシテ少弐退治ノ事ヲ下知セララル、胤栄安堵、七月下旬本領ニ帰復セラル、應テ杉カ兵ヲ招キ、胤信公并鍋島・千葉等ト軍勢ヲ合セ東肥前へ出張アル、是胤信公出馬初ナリ、所々ノ戦ヒ打勝テ、城原ニ押詰、少弐コラヘス筑後へ落行ケリ、義隆、胤栄初終ノ功ヲ賞シテ六千町ヲ加封セラル

千葉家江御養子

一同（天文）十年辛丑ノ春、公四歳ノ御時、小城郡主千葉介平胤連ノ養子トナラル、其謂ヲ尋ヌルニ、此頃高木ノ有馬越前守義貞入道仙岩武威ヲ振フテ、高来・彼杵・藤津三郡ヲ切從へ、既ニ肥前一国ヲ掌握セントス、折節神埼城原少弐屋形冬尚ト小城ノ両千葉屋形不和ニシテ、彼家人等小城・佐嘉・神埼ノ輩、日夜互ニ銛ヲ磋ク、有馬聞之大ニ悦ヒ、其弊ニ乘シテ大勢ヲ催シ、小城境ニ攻来リ、村里民屋ヲ放火シテ、佐嘉・神埼へ攻入ント相窺フ、于時少弐ノ長臣童造寺三郎兵衛尉家門公御母方智慮深キ人ニテ、今度有馬ノ大軍攻来ル指口ナレハ、先千葉介ヲ攻落シテ小城郡ヲ手ニ入ナハ、其末少弐一家ノ武力ニテ是ヲ防カン事々々難儀ナルヘシ、所詮千葉ト当家令三和順、両家ノ勢ヲ合セテ有馬ヲ可退ト思案シ、千葉家ニ入テ談合シ、竟ニ両家和与成ヌ、斯リシカハ、少弐殿ノ舎弟ヲ千葉喜胤ノ養子ト定メ、又己カ一族鍋島駿河守ノ次男彦法師冠者ヲ千葉胤連ノ養子ト成シヌ、果シテ家門智慮ノ如ク、有馬此事ヲ伝へ聞、今度ノ軍勝利アルマシキト評議シテ、頓テ藤津ニ馬ヲ帰ス、是ヨリシテ彦法師公小城へ御越御住居也、其後胤連実子出生ニ依テ、其身ハ彦法師殿ヲ俱シテ牛尾へ隠居シ、本家ヲ胤信子実ニ譲リ、彦法師殿ハ隠居分美奈岐八十町小城郡内并ニ譜代ノ家人拾二人ヲ譲リ申サル、是公ノ御領知・御家人ノ始也、其人數

鑰尼・野辺田・金原・小出・仁戸田・堀江・平田・巨勢・井手・田中・濱野・陣内

彦法師公七、八歳ノ時、一老翁人ヲ相スル者アリ、清房公ノ本庄ノ宅ニ来リ、公ヲ相シテ曰、貴ヒ哉、賢マヒ哉、人ノ主将宰官トナルノ瑞相顕然トシテ具レリ、予初メ此家ノ父母ヲ相スルニ高フシテ不賤、抑斯兒アルヲ以テ尔ナリト云テ、老人忽チ去テ見ヘス

五世御年譜

千葉大隅守胤連男子ナキニヨリ、公御養子被成、千葉相伝ノ士、野
 辺田善兵衛・金原孫兵衛・堀江清右衛門・井手源右衛門・陣内市左衛門・田中六右衛門・仁戸田藤次兵衛
 衛・鑰山孫右衛門・古瀬忠左衛門・小出進士・平田治部右衛門・濱野源次兵衛、都合十二人ノ
 知行定米五百石被相副、公へ被遣卜、堀江子孫（中略）

（文明）大内義興又公儀へ言上シ、四国・中国・九州ノ勢五万余騎
 ヲ以テ、少弐父子ヲ攻撃、政資ハ岩門城ヨリ肥前千葉胤資ノ晴氣へ
 赴キ、又多久へ落チ、城主宗時ヲ頼マレケルニ、大内勢又押寄ル、
 宗時カ娘ハ政資ノ妾ニテ、日頃ハ頼母シク見ヘタリシニ、宗時イツ
 カハ心変シ、政資ニ自害ヲコソ進メケレハ、専称寺ニテ腹切ラレケ
 リ、長子高経ハ勝尾城ヨリ城原へ入、又晴氣へ父ト一所ニナリ、父
 ニ別レテ、一ノ川マテ落延タリシニ、敵追カケシカハ、腹搔切臥シ
 ニケリ、二男頼高ハ松尾ニテ千葉興常別家ノ力者共ニ討取レヌ此後文
高経ノ靈魂神崎広瀧山ニ現レ、種々ノ不思議共多カリシカハ、国主ヨリ奏聞ヲトケ、正一位、末子
ヲ贈ラレ大明神ト崇ム、今ノ境原正一位社是ナリ、頼高モ又神ト現ス、小城ノ松尾明神ナリ
 資元、永正ノ初、東肥前へ旗ヲ揚、勢福寺ノ江上興種ヲ追落シ入替
 リテ在城シ、太宰少弐トウニ任シ、渋川尹繁ノ綾部城へ在ヲモ攻テ、筑
 後へ追退ケ、リ、永正中、大内カ為ニ藤津山中ニ蟄退セシカ、管領
 細川高国ヲ頼ミ、公方へ取成シ、子息冬尚ヲ少弐ニナシテ、勢福寺
 へ居へ、其身ハ松浦党ヲ切從へ宰府へ打入ント西筑前へ出張ス、享
 祿三年、大内義隆、杉興連ヲシテ東肥前へ攻来リ、筑紫尚門・朝日
 頼貫・横岳資貞・千葉胤勝等少弐ヲ畔キ杉ニ属キ従フ、因テ資元筑
 前ヨリ引返シ、父子一所ニ成ラル、馬場・江上等譜第ノ輩ヲ始メ、
 竜造寺一族、其外佐嘉・神崎ノ郡士参陣シ、野路宿ニテ両軍相戦シ
 カ、敵ノ先陣忽チ敗レテ頼貫討死ス、二陣入替リセリ合フ処、竜家
 ノ陣ヨリ鍋島一隊赤熊武者二、三百人横撃シ、尚門并千葉カ宗徒ヲ

打取り、大内勢散々ニ敗北セリ、少弐ハ河副庄一千町ヲ以テ竜造寺
 ノ殊功ヲ賞美セラル、其冬義隆敗戦ヲ忿リ、自ラ肥前へ押来リ、和
 議成テ防州へ帰ラル、天文ノ初、陶道麒ヲシテ筑前へ渡リ、杉ヲ助
 ケ少弐方ト所々ニテ合戦アリ、二年、大勢肥前へ攻来ル、三年七
 月、竜造寺家兼公大雨洪水ニ乗シ、道麒ヲ三津山ニ夜撃シテ、是ヲ
 走ラス、四年、義隆少弐領ヲ没収ス、資元多久宗時へ奇寓シ、冬尚
 ハ蓮池へ隠ル、五年、陶カ兵多久へ詰寄セ、資元ヲ自害セシム、十
 年、冬尚家兼公ヲ頼ミテ勢福寺ニ帰城ス、十四年、馬場頼周カ邪謀
 ニテ、竜造寺ノ子孫余多討取シユへ、十六年、杉興連、竜造寺胤
 栄・鍋島・千葉等ト少弐ヲ攻メ、冬尚筑後へ落行、翌年胤栄卒去、
 冬尚其変ヲ伺フテ勢福寺へ帰入、江上武種尚種子ヲ執権トシ本領ヲ安
 堵セシカ、永祿二年、隆信公ニ攻敗ラレ、終ニ生害セラレケリ、元
 祖資頼ヨリ冬尚ニ至リテ、十三代三百七十年ニシテ太宰少弐武藤氏
 断絶シケリ、厥後、冬尚ノ弟政興、譜代ノ旧臣馬場・横岳等ニ守護
 セラレ、東肥前ニ在テ大友ノカヲ仮リ家ヲ興サントセシカトモ、終
 ニ不得志シテ、永祿ノ末、筑後へ赴キ、子孫モ聞ヘス成ヌ、戦国ノ
 頃、鎮西ニテ少弐・大友・千葉ヲ三屋形ト称セシト云少弐家系、
 千葉屋形胤連ハ平姓ニテ、高望王ノ裔下総権介忠常カ後胤関東千葉ノ
 分家也、源右将ノ時、中祖千葉介常胤下総旧領ノ上、肥前国小城郡晴
 氣ノ保ヲ賜ハリシヨリ、子孫当郡ノ地頭ヲ兼ヌ、六代ノ孫頼胤、文永
 ノ末、蒙古ノ役ニ戦死ス、其子二人新介胤宗ハ下総ヲ総領シ、太郎宗
 胤ハ小城ヲ知行ス、太郎ノ息大隅守胤貞、建武元年、始テ肥前へ下向
 シ、国府ノ城へ居住シケリ、延元中多々良浜ノ戦ヒ少弐頼尚ト足利方
 ニテ功ヲ立テ、武名九州ニ耀ヤク、其子刑部太輔胤泰嗣テ高田城ニア
 リ、胤泰ノ子ヲ右京大夫胤基ト云、胤基卒シテ胤鎮立、永享中、家人

中村五郎逆心ヲ企テ、胤鎮ノ弟胤紹ヲ取立、胤鎮ヲ追出セシカトモ、頓テ譜代ノ家臣共、胤鎮ヲ奉シテ胤紹ヲ誅シ本領ヘ歸リ入、前探題今川家ノ旧領佐嘉ヲモ兼併セテ、牛頭ノ城祇園ヲ創メ、國中ニ威ヲ振ヒ、自ラ肥前ノ国主ト称シヌ、子元胤常ニ犬追物ヲ好ミ、猿楽ヲ翫ンテ驕奢ヲ極メ、千葉家ノ全盛タリ、元胤卒シテ子教胤幼ニシテ嗣ク、其頃佐嘉庄ニ今川伊予守胤秋ト云人、前探題仲秋ノ子ニテ、千葉家ノ憐ミヲ以テ、旧領ノ内与賀・川副両郷ヲ知行シ新庄ニ居ケリ、然ルニ胤秋千葉ノ恩ヲ忘レ、探題渋川左衛門佐教直ノ綾部ヘ居ラレシニ牒シ合セ、教胤ヲ討ントス、小城ヨリモ軍勢ヲ出シ、互ニ勝敗アリ、応仁元年、今川方打負、胤秋ヲ始メ一族佐嘉ノ歴々多ク討死ス、此後ハ千葉氏弥強大ニ成ヌ、応仁三年、教胤大村家親ヲ攻テ雷雨ニ逢、海底ニ没死セシカハ、嫡流断絶シタリ、臣族詮議シテ故ノ胤紹ノ次男胤朝ヲ国府ニ迎ヘ入テ主トス、岩部常榮・中村胤明執權トシテ補佐セシカ、互ニ威權ヲ争ヒ、中村、岩部ヲ嫉ミ、時々胤朝ニ譖言シテ遂ニ合戦ニ及ヒ、中村ハ岩部ニ討レ、岩部モ土一揆ノ為ニ殺サレケリ、文明ノ末、胤朝其弟胤將ニ襲ヒ殺サレテ、家系又絶ナントス、時ニ少弐政資宰府ヨリ兵ヲ遣ハシ、胤將等ノ凶徒ヲ誅戮スヘシトセラレシ処ニ、胤將党皆落失ケリ、斯テ政資胤朝ノ一女アリシニ己カ弟ヲ取合セ、千葉肥前守胤資ト名乗、晴氣ニ在城シケル、此ヨリ前、胤朝ノ弟胤將ノ兄胤盛ノ子ニ胤棟トテ、大内義興ヲ頼ミテ在ケルヲ、義興是ヲ加冠シ興常トモ改名セシメ、小城郡ノ内赤自城ニ居ヘケルカ、前ノ胤朝今ノ胤資トモ中ヨカラス、其謂ハ本家ハ少弐ト睦マシク、興常ハ大内ニ従フユヘナリ、是ヨリシテ千葉両派二分レ、互ニ武力ヲ争ヒケル、明応中、政資父子大内介ニ破ラレ、胤資ノ晴氣城ヘ落籠ル、サテ大内勢ニ興常加ハリテ晴氣ヘ押寄ス、城中コラヘス胤資之カ為ニ討死シ、政資ハ密カニ

多久ヘ赴キ、藤兵衛宗時ヲ頼マレケル、胤資息胤繁ハ晴氣落城ノ後、兎角シテ本領ヘ還シ入シカ、又大内方肥筑ノ輩ニ攻ラレ、小城ヲ退キ下佐嘉川副ヘ到リ、竜造寺等ヲ相語ラヒシニ、又肥筑勢興常等河副ヘ取懸テ相戦フ、衆寡不敵、胤繁竟ニ敗レ、弟胤治・竜造寺胤家ト共ニ筑前ヘ隠レ住ケリ、爾来ハ千葉ノ嫡流小時小城ヲ領セス、少弐ノ子孫トテモ幽カニ成果テ、肥前国先静謐ス、其後胤繁時ヲ窺ヒ小城ヘ歸リ、高田ノ古城ヲ取立在城シケリ、永正二年筑紫滿門急ニ高田ヲ攻陥ル、胤繁出奔ス、養子胤勝ハ横岳資貞ノ二男ニシテ、少弐ノ親族ナリシカ、大内家ヘ志ヲ通スル由ニ付、大永四年、竜家・小田ノ兵小城ヘ詰懸、胤勝打負筑前ヘ遁ル、然ルニ興常同子喜胤ハ、頃日胤勝カ為、他所ヘ出奔セシカ、此時ニ乘シ牛頭城ヘ入替ル、其後胤勝息胤連晴氣ニ居城シ、後ハ実子胤信ニ家督ヲ譲リ、其身ハ養子鍋島氏彦法師公ヲ俱シテ牛尾ニ隱居セリ、其後、胤信竜家ニ随属シ、其子常貞鍋島ノ家老職ニ列シ、其子常成ニ至リ又両家ト成テ連続スト云、千葉喜胤ハ丹波守ト称シ、父興常ヨリ本家ト二ツ二分レ、共ニ刃ハヲ磋ク、興常初メハ赤自城ニ住シ、後一ノ川ニ移リ居レリ、喜胤父ト不和ニシテ、平井二分居シ、少弐資元ノ三男冬尚ノ弟ナルヲ養ヒ胤頼ト名ク、本家胤勝筑前ヘ出奔ノ跡、喜胤父子牛頭城ヘ拠レリ、其後馬場頼周カ計ラヒニテ、晴氣城ヘ移住ス、永祿二年、竜家、冬尚ヲ攻殲ス、本家胤連牛ノ尾ヨリ出、晴氣ニ押寄、胤頼防キ兼、遂ニ討死ス、子胤誠神代家ヲ頼ミ、川久保ニ潜マリ居、程ナク死去ス、於是胤連小城郡ヲ総領ス、胤誠一女アリ、初佐野右京亮ニ嫁キ、後離縁シ胤盛ノ子孫断絶

シヌ治乱記、千葉系圖

御本家江御帰

一同(天文)二十年辛亥、彦法師公千葉家ヲ被辞、佐嘉へ御帰也、於梅林庵御手習御学問、此時御家人三・四人被召使シ内、大田伊予守梅林庵へ御供仕、御父駿河守殿御家督ノ儀ハ、御兄豊前守信房相統勿論ナレハ、公ハ御無属ニテ太守隆信公ノ御身辺ニ御座ス、十四歳ノ御時也

公梅林庵ニテ御手習ノ頃、隣寺宝持庵ノ住持珍藏主、常ニ御髮・御衣裳諸事ノ御給仕心ニ入相勤ケル、公御成長ノ後、宝持庵へ何ニテモ望ミ候へ、叶へテ可被遣旨被仰出、珍藏主沙門ノ身ニテ何ノ望ミ候ハス、但シ御存ノ如ク拙僧ハ菟蕪ヲ嗜ミ候、御芳志ニハ菟蕪ヲ一生夕へ申度ノ由申上ル、公御笑ヒナサレ、夫ヨリ彼一生内菟蕪ヲ一日ニ一度ツ、御使ニテ被遣トナリ葉隠

是年九月、神代勝利水ヶ江ニ来リ、隆信公ニ対謁ノ時、鍋島孫四郎御幼名側ニ有リ、自ラ茶ヲ持出テ進セラル、勝利謝シテ是ヲウクト水江事略
(後略)

少武冬尚衰滅

一 永禄二年己未正月上旬、隆信公俄ニ軍勢ヲ率ヒ、重テ城原へ押寄、勢福寺ノ城ヲ取囲ミ、四方ヨリ攻ラル、サレハ旧冬モ隆信公此城ヲ攻囲ミ、日ヲ累ネテ十二月ニモ成ヌル所、河上実相院座主増純法印ノアツカヒ愀ニテ、千葉・少武・竜造寺・江上・神代和平調ハリ、此後互ニ異心有マシキ由、一紙ノ起請文ニ竜造寺山城守藤原隆信・神代大和守武辺勝利・江上左馬大夫大藏武種ト三人ノ名ヲ載セ、盟血ヲ灑ヒテ河上社ノ宝殿ニ籠ラレ、隆信公佐嘉へ帰城アリ、依テ小城・佐嘉・神埼物静ニシテ、少武方一旦安堵致シ、屋形冬尚モ心安ク被思、此時城中油断シテ在シカハ、防戦叶ヒ難ク、江上武種即チ降人ト成テ城ヲ出、筑後国

へ退キシカハ、冬尚ハ羽拔ノ鳥ノ如ク成果、スヘキ様ナクシテ、同月

十一日終ニ生害セラレケリ、生年三十三也、曩昔鎌倉右大将ノ時、冬尚ノ元祖武藤小次郎資頼鎮西へ下向シ、太宰少武ニ任シ九国ヲ鑑領シテ以来、今ノ少武冬尚ニ至リテ既二十三世星露三百七十年余ヲ歴テ、武藤氏衰滅シケルコソ歎カシケレ、去程ニ隆信公ハ、年来ノ家ノ讎少武屋形ヲ亡シ、江上ヲモ追落シテ大キニ悦ヒ、佐嘉へ凱陣セラレケル治乱記

或云、冬尚モ今度武種ト同ク城ヲ忍ヒ出、有馬仙岩ヲ頼マント藤津方へ被赴シ処、七浦ノ辺ニテ風ト煩ヒ出シ、卒去アリシトモ治乱記一説、正月冬尚城原ヲ出小城ニ至リ、舍弟千葉胤頼カ晴気城ニ奇寓ス、牛尾ノ千葉胤連加勢ヲ隆信公ニ乞フテ、十一日佐嘉勢ト共ニ晴気城ヲ攻ム、胤頼烈ク防クトイヘトモ、終ニ利ヲ失フテ自害セリ、冬尚ハ痛手ヲ負、又江上ヲ頼シテ勢福寺ニ反ル、武種不肯、却テ自裁ヲ勸ム、冬尚武種ヲ怨ムルコト骨髓ニ徹シ、自殺シテ腸ヲカキ出シ、カシコニ抛テ、江上家七代マテ崇リヲナスヘシト云、其体スサマシクテ終ニ没スト普問集・泰岩公譜

河上合戦

一同(永禄)四年辛酉九月、隆信公使ヲ神代勝利へ使ハシ、佐嘉・山内楯ヲハク事年久ク、士民安堵ノ日ナシ、所詮有無ノ一戦ヲ遂ケテ、両家ノ安否ヲ極ムヘシ、然レハ今月十三日、山ト里トノ境ナレハ、河上ニ出合レヨ、勝負ヲ決シ可レ申ト云送ラル、勝利子細ニ不レ及ト返答アリ、其後勝利ヨリモ河浪駿河守ヲ佐嘉へ遣シ、弥会戦ノ儀ヲ定メラル、去程ニ其日ニ成シカハ、隆信公其勢八千余騎ヲ率ヒ、河上へ出馬アル、軍ヲ三手二分ケ、東都人ト、キ来口へハ左馬頭信周・左衛門佐鑑兼・小河信友以下二

千余騎ニテ向ヒ、河ノ西南大門口へハ納富但馬守信景ヲ大将トシ二千五百余騎ニテ押寄セ、隆信公ハ三千五百余騎ニテ大手宮原口へ押詰ル、旗本ノ先陣ハ広橋一祐軒入道、二陣ハ福地長門守重信、後陣ハ兵庫頭長信ナリ、勝利ハ熊川ニテ手分ヲ定メ、嫡子刑部大輔長良ヲ大将トシ、福島周防守・神代備後守・江原石見・千布因幡・梅野・小副川以下三千余騎宮原口ニ陣シ、二男兵部大輔二松瀬・杵・合瀬・腹卷・芦田・一ノ瀬等千三百余兵南大門ニ備へ、三男清次郎二八戸宗暘・千葉胤誠ノ家人西川・古湯・杉山・鹿路其外集リ勢彼是千五百ヲ属ケ、川ノ東ニ向ハシメ、勝利ハ三瀬・栗並・古川・白水・福所・恒松・菖蒲・畑瀬等残り人数千二百余兵、淀姫社ノ西総門今ノ仁王門ヲ本陣トス（後略）治乱記
神代家伝

須古城攻

附、丹坂口合戦、横辺田御退陣

一永祿六年癸亥ノ秋、有馬仙岩入道、子息美純義・義直ト談合シ、千葉・竜造寺ヲ襲ハン為、高来郡ノ安富伯耆守・安徳上野介以下ヲ相催シ、島原弥介ヲ大将ニテ、小城郡へ差遣ス、大村丹後守純忠モ実ハ仙岩ノ子ニテ、有馬ヘ力ヲ合セ、是モ軍兵ヲ加勢シテ、両家ノ士卒横辺田ヲ打通リ、砥河村ヲ登ツテ由利岳ニ陣ヲ取、此事千葉介胤連ヨリ佐嘉へ注進有シカハ、隆信公先ツ御舍弟左馬頭周光・従弟左衛門佐鑑兼・鍋島三郎兵衛尉信房・納富但馬守信景ニ八百余騎ヲ被差副小城へ遣シ、千葉勢ト合セテ丹坂口ヲ堅メラル、隆信公モ追付御出陣也、斯テ七月廿五日ノ合戦ニ有馬・大村ノ軍兵大ニ利ヲ失ヒ、丹坂峠ノ西、柳瀬川へ追部ラレ、宗徒ノ者共若干討レ、残党悉ク南北ニ別レテ引退ク、斯リシ程ニ隆信公ハ大村ノ敗軍ヲ追々多久へ御陣ヲ被居、直茂公ハ広橋一祐軒信了ト御勢ヲ被合、有馬ノ敗軍ヲ追立テ南ノ方砥河へ至リ、堤尾岳ヲ打上リ、有馬ヲ

押ヘテ御陣アル、隆信公此幣ニ乗テ西目ヲ可征ト被思召立、同廿八日ノ朝、横辺田迄御出張、福母山へ御陣ヲ被居、先ツ有馬方ノ平井權太夫經治カ居城須古ノ高城ヲ可被攻トテ、御勢ヲ差向ラル、于時直茂公先陣ニ被ニ相進ケル処ニ御利運ナクシテ横辺田へ被ニ引返、猶モ高城ヲ可被攻カト御評議有シカトモ、先ツ御帰陣可然ノ由ニテ、福母ヨリ御勢ヲ被ニ引払ケル所ニ、敵大橋口ヨリ打出付慕ヒ、烈シク追掛ル、時直茂公取テ返サレ御戦ヒ有シニ、畔ニ御躰キ御倒レ被レ成、既ニ危カリシヲ、小川武藏守・百武志摩守・副島右近大夫鐘ヲ以敵ヲ追払ヒ、中ノ手ヨリハ鴨打左馬大夫・野辺田左衛門尉・副島式部少輔返シ合セ、散々相戦フ、サレトモ味方不利シテ、有馬方ノ野伏等猶競ヒ来ル、殿ハ竜造寺鑑兼・納富但馬守也、後ニハ公モ御加リ有テ御引退キ、小田ノ村中ニ有レ敵ヲモ被ニ追払、漸ク御帰陣アル、危キ御退口也

(中略)

六年、有馬仙岩豊後ニ応スルヲ以名トシ、千葉ヲ伐テ彼領ヲ并セントテ、大村純忠・西郷純久・深堀・後藤・伊万里等ヲ率ヒ、自ラ先陣シ、長子鎮純義純改名ヲ後陣トシ、平井経治・原豊後・田中・井元・志岐等はニ従フ、千葉胤連丹坂ニ相支ヘ加勢ヲ乞フ、隆信公兵八百計ヲ遣シ、持永・江頭先驅シテ、大ニ有馬カ陣ヲ破ル、仙岩退ヒテ会ニ于後陣、鴨打・徳島・前田・馬渡・田代等進ンテ杵島ニ戦ヒ、数百ノ首ヲ討捕ル、有馬猶支ヘテ横辺田ニアリ、隆信公自ラ師サヲ出サル、公先ツ堤尾ノ陣ヲ被ラル、其威ニ懾レテ仙岩引退ク

泰嚴公譜

(後略)

(前略)

上松浦草野攻

天正元年冬、草野鎮永、手ノ者ヲ小城ヘ差越テ、千葉胤誠カ旧臣共ヲ語ラヒ、竜造寺ニ対シ一揆ヲ企テケリ、此事持永治部丞・陣内藏人并佐嘉ヨリ兼テ小城ヘ被_レ付置一タル宮崎伊予守カ方ヨリ注進ス、因テ隆信公小城ヘ出馬セラレ、彼一揆ヲ被_レ追払一、猶其警衛ノ為、松尾山ヘ陣営ヲ被_レ構置一、又鎮永波多三河守カ城ヘ取懸ントスル由、斯テ隆信公、草野ヲ其假差置テハ不_レ可_レ叶、急キ征罰ヲ可_レ加、神代ハ其手寄ナレハ、是ヲ語ラヒテ加勢ヲ可_レ乞トテ、十二月廿九日、秀島九郎右衛門家周ヲ使者トシテ、山内ニ被_レ遣、折節大雪ニテ、杠山ヘ一宿致シ、明ル正月元旦、三瀬ニ至テ神代長良ニ申シケルハ、先年三家一時ニ和睦ノ上ハ、聊心ヲ隔ツヘキニ非ス、志ヲ同シ、近国ヲ討、所領ヲ剖分シ申スヘシ、然レハ来ル二日、唐津ニ赴キ、草野ヲ討ヘキ間、御合力アルヘシ、モシ疑ヒアラハ、使九郎右衛門ヲ質トスヘシト云、且誓詞ヲ送ラル、長良領掌シ御加勢申スヘシトテ、先ツ神代対馬守周利・同弟篠木右衛門佐・三瀬大藏武成・同弟十助・杠右衛門太夫・畑瀬右馬助・栗並治部少輔・合瀬掃門助以下差遣シ、隆信公ハ草野五段田ニ至リ、鎮永カ城ヲ攻ラル、長良ハ同二日、三瀬城ヲ出、其晩景ニ彼地ニ着有テ、城ヲ責、軍功多シ、翌三日終ニ落城シテ、鎮永ハ筑前ニ落行、此時平原ニテ始テ長良ニ御対面アリ、双方床机ニカ、リ、長良ハ用心ノタメ山伏垂舍坊ト杠太郎右衛門ト云大力ノ剛ノ者ニ大長刀ヲ持セ左右ニ置、隆信公ノ身辺ニモ百武・成松ヲ初メ、究竟ノ輩ヲ二行ニ置レ、御物語、盃ヲ酌替サル、長良申サレケルハ、此程ノ御約束ニ任セ、鎮永カ領ヲ分ツ

ヘシ、草野七山馬川・仁部川・刈川・滝川・荒川・藤川・巖木川ハ手寄ナレハ我等知行可申、余ハ皆御進退有ヘキ事不及申、隆信公答ヘテ、仰ノ通不及子細候、但其内仁部川ノ儀ハ故有テ鴨打陸奥ヘ約束セシ間、代地ハ佐嘉ニテ可進ト、互ニ一礼有テ、長良ハ三瀬ヘ帰城シ、隆信公ハ夫ヨリ筑前ヘ打入ラルト治乱記・神代家伝

正月二日、隆信公市ノ川・杉山ニ陣セラレ、同日平原峠ニ人数ヲ立ヘキタメ、足輕ヲ出シ放火セラル、是ハ鎮永ヲオヒキ出シ、討果サンタメ、信昌公ノ御計策也、敵突出、足輕少シ討取り、其競ヒニテ鎮永モ押出ス、公悦ンテ急ニ取ツメ突戦ス、先手ハ内田紀伊守也、声ヲ発シテ突カ、ル、属士副島太郎兵衛烈シク戦ヒ、敵利ヲ失フテ引退ク、平原ヨリ鬼ヶ城ノ麓マテ追レ之、外曲輪ニ押詰メ、副島其構ヘヲ乗取、原口平次兵衛堀ヲ越テ内ニ入、城戸ヲ開ク、敵キヒシク支ヘ戦フ、副島敵ヲ打、成松内藏允、副島ニカヲソヘ突崩シテ本丸ニ追込、小川・神代彈正・執行越前・納富・百武・安住・久納・石井・村岡以下ノ勇士各戦功アリ、其外公ノ士大塚内藏允・江副兵部左衛門・相浦河内守・渋谷善右衛門・秀島主計・同隼人以下分捕スト普聞集

正月朔日、鏡ノ城攻メ鶴田兵部・八並武藏・神代・三瀬・千葉・原田先陣トナル、公ハ二陣、其次ハ旗本、城ヲ囲ンテ是ヲ攻ト

泰嚴公譜

草野城落ントス時ニ、鎮永カ家老草野元享、青木良珍・吉井右近丞ト相議シテ和平ヲ乞フ、依レ之草野鎮永、隆信公ノ猶子太郎三郎ヲ養子ニシ実ハ倉町左衛門大夫次男、後ニ草野用右衛門ト云、和ヲ請フ、隆信公コレヲユルサル

鎮西要略・肥陽軍記 (後略)

白丹田軍

一同年ノ春、隆信公塚崎ノ後藤伯耆守貞明・須古ノ平井武藏守経治ヲ可レ被レ攻トテ、杵島郡ノ御馬ヲ被レ出、白丹田山ヘ御陣ヲメサル、佐嘉勢ニ小城ノ千葉衆相加リ御供ス、(後略)

横造城攻

一同(天正)四年丙子、隆信公須古ノ城普請成就シケレハ、頓テ御移リ有テ、弥有馬ト武ヲ諍ハル、有馬モ亦逞フシテ、曾テ不レ屈、自身大勢ヲ引テ藤津ヘ押渡リ、横造・鷲巢・鳥附鹿或云・松岡等ノ城々ヲ取構ヘ、深町尾張守美作守・原左近太夫・岩永和泉守ニ、有馬修理大夫義直ヲ大将分ニシテ差籠置、合戦ヲ志ス(中略)隆信公ハ正月廿日ニ御首途アツテ、二月六日ニ藤津ヘ被ニ打入、先ツ横造ノ城ニ取掛ラル、犬塚・徳島兩人竜王崎ヘ出向ヒ、御先ヲ仕リテ横造ヘ攻近ク、其次ハ鍋島豊前守信房ト直茂公也、其外納富能登守信理・鴨打陸奥守胤忠・千布因幡守家利・小城衆・城原衆・多久衆・塚崎衆・佐留志ノ前田伊予守・山口ノ井元上総介・納所ノ田代因幡守以下一勢々々打続キタリ(中略)

二月六日、公、鍋島信房・小川信俊ト横澤ニ押詰ラル、鴨打陸奥守・同左馬太夫・同新九郎・千葉・多久・横辺田・後藤及ヒ河原豊前守・辻左馬允・井元上総介其兵六千余騎、横澤ニ到テ攻戦フ(後略) 普聞集

大村皆是軍

附、諫早・深堀・神代乞和

一同(天正)五年丁丑今年、光永元年ト云(中略)、隆信公夫ヨリ大村丹後守純忠ヲ

征伐アルヘシト、彼杵ヘ打通ラル、先陣ハ直茂公、其身ノ御一列ニ杵島ノ士卒ヲ被ニ相俱、勝屋勝一軒ト御同陣也、二陣ハ納富左馬大輔家景・小川武藏守信俊、三陣ハ江上家種ノ陣代執行越前守種兼城原ノ軍、士ヲ司ル、神代長良ノ陣代神代弾正忠山内ノ軍、士ヲ司ル、四陣ハ鍋島豊前守信房藤津ノ軍、士ヲ司ル・竜造寺和泉守長信多久ノ軍、士ヲ司ル、其外小城ノ千葉衆以下段々打続キタリ、塚崎ノ後藤貞明ノ出勢ハ吉田を過テ郡村ヲ野岳ニ差テ押出シ、松浦鎮信ハ兵船ヲ揃ヘテ大崎三越ニ大村ヘ着岸ス(後略)

島原合戦

一天正十二年甲申正月、高来ノ有馬左衛門佐鎮貴、安德上野介純俊カ方ヨリ島津義弘ノ肥後ノ旅陣ヘ重テ加勢ヲ乞ケリ、義弘サラハ軍兵ヲ差越ヘシト其比新納武藏守忠元カ御船ヘ在リケルヲ高来ニ指遣ス、忠元急キ高来ヘ押渡リテ先ツ有馬ヘ参会シ夫ヨリ安德ノ城ヘ入ル、此事隆信公被聞召、サラバ此方ヨリモ高来ノ味方ヘカヲ副ヨト被仰(中略)

江上家種為ニ先陣一執行越前守・諸岡安芸守其兵士ヲ掌リ、竜造寺下総守為ニ二陣一多久及ヒ松浦ノ兵従レ之、小川武藏為ニ三陣一筑前衆属レ之、直茂公為ニ四陣一筑後兵属レ之、納富能登・倉町左衛門為ニ五陣一、其次竜造寺一族・石井党・鹿江・徳島・土肥・神代・後藤・山代・西郷・鴨打・千葉・馬場・堀江・姉川皆旗本ノ先駆タリ、鍋島豊前守殿後タリ、嬉野・犬塚・吉田・原・上瀧・藤津郡衆従レ之、都合及ニ五万ト泰殿公譜

太閤殿下朝鮮攻之起

一当家朝鮮御供人数着到

竜造寺六郎次郎家久後多久、長門守、竜造寺七郎左衛門家晴後諫早、道安、後藤善次郎家

信後武雄十、左衛門、竜造寺彦右衛門家俊世、松浦太郎信昭後須古、下総守、神代次郎家良後天
 助、鍋嶋三郎兵衛茂正後弥平、左衛門、同助右衛門茂良、千葉右馬佐胤信、馬場
 太郎次郎信員後清、兵衛、同名式部少輔、姉河平右衛門房安、鍋嶋新左衛門
 種卷、同生珊入道々泉、同名五郎兵衛、同名平五郎茂里、成富十右衛
 門茂安、小川市左衛門家俊、同九郎次郎家尚後半、内、竜造寺又八郎久茂
 世、太田正左衛門茂連、竜造寺太郎次郎茂成後有田八、右衛門、同名与三左衛門
 信尚平五郎、組ノ内、犬塚三郎右衛門茂虎、内田助三郎家勝後會、八、三浦四郎右衛
 門賢純、土肥孫五郎茂実後勲、解由、竜造寺新介、小田太郎四郎信光、馬渡
 相右衛門茂光、鹿江太郎左衛門信明、八戸助兵衛宗春、大木兵部少輔
 統光、竜造寺太郎九郎信成後小山平、五左衛門、南里助左衛門茂俊、綾部右京亮茂
 幸、同太兵衛、木下四郎兵衛昌直、竜造寺太郎五郎重純後松井、太郎助、千布相
 右衛門賢利、葉五郎左衛門、河原四郎左衛門、永田源右衛門、倉町半
 兵衛、中山又左衛門、秀嶋源兵衛、成松新十郎、馬場弥七左衛門、重
 松太郎三郎、馬渡又兵衛、土肥茂介、東嶋市佐、百武新三郎後進、士充、石
 井又左衛門後修、理亮、宮崎七右衛門、堤左馬允、宮部善右衛門、前田甚右
 衛門後野、村、馬場正兵衛、副島孫兵衛、納富与一左衛門、今泉吉左衛門、
 副島兵左衛門、市川源介、吉嶋六内、田中源右衛門、成富新九郎後三郎兵衛、
 副島太郎兵衛、木塚五郎兵衛、馬場清左衛門、野副太郎兵衛、内
 田五左衛門、千手六之允後鍋島五郎左衛門、下村生運、秀半右衛門、同助十郎、
 藤瀬源太左衛門、石井七郎兵衛、同四郎兵衛、堤拔閑、田崎内膳、同
 利右衛門、大村平太兵衛、甲斐清兵衛、於保賢守、牟田茂齊、藤嶋生
 益、恒里生齊、宗賢益号藤嶋、安住与左衛門、関与四右衛門、草場藤右
 衛門、梅崎八郎右衛門、水町正五郎、徳島長右衛門、諸隈掃部允、岩
 村新右衛門、山領主馬允、納富六郎、福地新兵衛、相浦金兵衛、石丸
 喜左衛門、原口与三右衛門、城嶋忠左衛門、横田左馬介、同九郎兵

衛、五郎川帶刀、園田又六、納富七郎右衛門、小林又右衛門、江里土
 佐守、宮地五左衛門、馬渡勘介、小川清介、秀嶋左吉、大塚二左衛
 門、大田彦兵衛、横田權次郎、田代次郎助、大野新五郎、諸隈二左衛
 門、石川帶刀、藤山半次郎、糸山久右衛門、江副津之介、久富六郎右
 衛門、木下内蔵允、横尾十五左衛門、梅崎新九郎、東嶋九郎右衛門、
 土山小次郎、諸岡正兵衛、成富久蔵、山田助左衛門、西村長次郎、鵜
 池伝兵衛、中溝七蔵、田雜大隅守、同源次、同源六、藤山左兵衛、内
 田千右衛門、北嶋六右衛門、愛野助六、星野又次郎、中野新十郎、川
 浪市之介、富岡喜左衛門、今泉善介、永瀨耆岐守、城喜兵衛、太田弥
 八左衛門、重松孫四郎、永松相兵衛、立川孫五郎、三ヶ嶋又右衛門、
 倉町八左衛門、常富三郎兵衛、三浦右衛門佑、小林勝三郎、千布五郎
 八、綾部新三郎、辻小左衛門、松田權介、金原忠介、北村内蔵允、中
 嶋九郎兵衛、勝屋新五郎、納富大膳、加々良七兵衛、同源右衛門、西
 岡源七郎、多々良李之允、鐘ヶ江紀伊守、内田九左衛門、納富右馬
 助、永田千兵衛、千布孫次郎、岩松新右衛門、小野原内記、古賀源次
 兵衛、諸岡彦右衛門、江里口九郎右衛門、牟田新左衛門、堀江助左衛
 門、松田源右衛門、江副次郎兵衛、松岡用右衛門、齊藤三右衛門、境
 織部、同小兵衛、桜木三郎左衛門、同甚次郎、藤山四右衛門
 (御先手鍋島平五郎組、同成富十右衛門組以下略す)
 柳川御一戰
 一 (慶長五年) 既二信州太守勝茂朝臣、筑後国柳川ノ城主立花左近將監
 宗茂御追討ノ台命ヲ蒙ラレ、其軍議相定リ、御勢三万余騎、備十二
 段、慶長五年庚子十月十四日、佐嘉ヲ御打立、直茂公モ同ク御出馬
 也、先陣ハ鍋島平五郎茂里、其先鍋島七左衛門茂忠、二陣後藤左衛門

大夫茂綱、三陣須古市兵衛信昭、四陣諫早七郎左衛門家晴、同右近允直孝、五陣多久与兵衛家久、六陣八信州公ノ御旗本、七・八ノ兩陣ヲ左右二分ケ、九陣直茂公、十・十一ノ兩陣ヲ左右二分ケ、十二陣ヲ殿トセラル、御馬廻其外殿ニ加ル輩ニハ物頭ノ面々也、小川半助直房、馬場清兵衛茂員、千葉忠右衛門胤信、神代六兵衛家良、内田弥右衛門茂堅、成富十右衛門茂安、出雲兵部少輔茂通、犬塚三郎右衛門茂虎、鍋島生三道泉、倉町半三郎家秀、鍋島新左衛門種卷、久納市右衛門茂俊、田尻平次郎房種ヲ始メテ、小城・佐嘉・蓮池・城原・藤津ノ士卒計ルニ違アラス、御留守ハ鍋島豊前守房茂也（後略）

三、「勝茂公譜考補」千葉氏関係記事抄録

朝鮮御渡海

（前略、文禄五年）今年六月廿一日、竜造寺安房守周光・鍋島豊前守房重・竜造寺六郎次郎家久・倉町三郎家俊・犬塚三郎右衛門尉茂虎・出雲藤右衛門尉茂可・神代喜平次家良・鍋島平五郎家俊・姉川平右衛門尉房安・内田助三郎茂勝・竜造寺作兵衛尉房秀・竜造寺太郎次郎茂成・竜造寺市兵衛尉信明・後藤善次郎生成・竜造寺七郎左衛門尉信重等、公へ誓詞ヲ差上ル、其趣ハ直茂公御芳恩ヲ以、身上今ニ相統ノ事、猶以忘却不仕候、然レハ、藤八様・加賀守殿御事ハ不及申上、公御下知ニ於テ、連判中トシテ、万事吉凶共ニ努々相違申間敷候、於然者、国元無御心遣、随分太閤様・御拾様ニ至テ御精ヲ入ラレ、御奉公可被遊旨等、五ヶ条ノ誓文ヲ被差上ケリ

唐島御船軍并加耶山城攻

（前略、慶長二年）頃日、直茂公御自筆ヲ以、被相定ノ所ノ御備

一備 善次郎殿

一備 七郎左衛門殿

一備 六郎次郎殿

竜太郎次郎殿

竜作兵衛殿

一備 兩姉川殿

神代木平次殿

竜市兵衛殿

一備 内田助三郎殿

出雲藤右衛門殿

犬塚三郎右衛門殿

一備 加賀守

一備 信濃守

（後略）

伏見城攻、伊勢路御滞陣

（前略、慶長五年）七月下旬、公、大坂へ被引返ケル所ニ、石田治部少輔三成ノ所為ニテ五奉行申談シ、奉対家康公逆意ヲ相企テ、関東ヨリノ御帰リヲ濃州関ヶ原ニ於テ待請可打果ト評定相極リ、先ツ家康公ノ伏見ノ御城ヲ可攻崩旨、秀頼公ノ上意也ト西国大小名ノ方へ五奉行ヨリ申渡サレヌ、彼伏見ノ城ニハ、家康公ヨリ御城代トシテ鳥居彦右衛門尉元忠、其外松平主殿助家忠・同名五左衛門近正・内藤弥次右衛門家長ヲ被

差置ケリ、然ルニ同月廿五日ノ夜中ヨリ、備前中納言秀家ヲ大将ニテ、筑前中納言秀秋・島津兵庫入道惟新并毛利中納言輝元ノ家人等、彼是合テ六万余騎、増田右衛門尉長盛軍監ト定メ大坂ヲ被打出、此節、公モ其御人数ニ御加リナクテハ不叶事ニ付テ、藤八郎殿御同前ニ、毛利豊前守吉政御同陣ニテ伏見へ被發向、御供ニハ、多久与兵衛家久・須古市兵衛信昭・納富市佑長周・有田八右衛門茂成・千葉右馬助胤信・鍋島三郎兵衛茂正・神代六兵衛家良・馬場清兵衛茂員・鍋島七左衛門茂正(忠孝)・同名助右衛門茂良・成富十右衛門茂安・山代喜左衛門茂貞・鍋島新左衛門種卷・石井清五左衛門茂清・久納市右衛門茂俊・出雲藤右衛門茂可等ノ物頭、其外士卒四千五百余騎

此時五奉行ヨリ、幼君ノ命ト称シ、内府公ノ不義十二ヶ条ヲ書シ諸将ニ示ス、其文ニ云歴代略記

(後略)

秀半右衛門被誅

(慶長十六年)今年、杵島郡小田ノ領主馬場清兵衛茂員養子帯刀実ハ千葉右馬允子不行跡ニ付テ、其段、家来松田・村川・葉王寺・牟田・川浪・石動以下ノ者ヨリ直茂公へ訴へ申ニ依テ、彼知行三千石被召上、神埼郡ニテ新二千石被下、右家来共ノ儀ハ、大半御直ニ被召成、其後帯刀ハ小城ニテ殺害、清兵衛モ程経テ別ニ科アル故、切腹被仰付ケリ

佐嘉其外隣国諸勢段々出陣

一同晩暮(寛永十四年十二月九日)ニ及ヒ、鍋島淡路守茂旨・鍋島安芸守茂賢・鍋島隼人考顕・鍋島市佑長昭・鍋島伝兵衛茂教・鍋島玄蕃常貞・多久美作守茂辰并馬廻ノ先手、神代采女常利以下着陣シ、敵城ヲ

去ル事拾町計リ群リ陣ヲトル

鍋島淡路守当病ニ付、鍋島勝右衛門其組ヲ指揮ス

当家御軍配

一今度原ノ城賊徒御誅伐ニ付テ、当家御手分ノ次第

大手島原口

小先手人数百八十人内

足輕百人 福地三左衛門 被官八十人 福地六郎右衛門

右両人、小先手ノ由緒有之故、三左衛門儀、先達テ申乞、高来罷越候、右由緒多久美作守存ノ儀ニ付テ、今度小先手申付ノ処ニ、江戸勝茂公ヨリモ三左衛門兄弟ニ小先手被仰付候条、人数七、八百可相付旨被仰付候、然レトモ、早人数配リ相濟ニ依テ、組私百八十人ニテ罷立也

大先手二千六百人

三千人

安芸・淡路一列ノ内ノ先手ヲ勤ム 鍋島七左衛門加之

鍋島安芸守組私

鍋島淡路守組私

子息主水佑

鍋島隼人佐

子息平八

鍋島市佑

子息伊織

二陣二千三百人

千人

八百人

八百人

多久美作守

鍋島帯刀組私

鍋島玄蕃組私

有田左馬佐組私

千人

出雲監物組

監物在江戸二付、其組副島五左衛門指揮之

六百人

石井左近組私

千三百人

鍋島大膳組私

大膳在江戸二付、名代有之

六百五十人

鍋島伝兵衛組私

六百五十人

小川市左衛門組

市左衛門在江戸二付、組小川玄碩指揮之

以上、御馬廻八備

副将千三百人

神代伯耆守

御旗奉行

子息采女正

村上源太夫

三上新助

長柄鎗奉行

成富仁右衛門

鉄炮五十挺 手明二

大木兵部少輔

同 五十挺

同弥右衛門

同 五十挺 手明二

中野又右衛門

同 五十挺

同内匠

弓五十五張

石尾又兵衛

手明侍五十人

鹿江茂左衛門組

御名代千八百廿二人

甲斐守殿

内

御近習御馬廻ヨリ騎馬ノ侍前後二加ル

原城初攻并仕寄

後陣 手廻 二百三十人

多久長門入道浄祐

(中略)

以上合凡一万六千人

内

御馬廻人数凡八千人、伯耆守指揮之、進前陣、長門入道鎮後陣

(中略)

御馬廻人数繰越次第

一番

鍋嶋伝兵衛

二番

神代采女佑

鍋嶋玄蕃允

三番

鍋嶋帶刀

四番

有田左馬佐

五番

鍋嶋大膳

出雲監物

六番

石井左近允

七番

小川市左衛門

鉄炮六十挺

弓六十張

鑓百本

昇

小馬廻・弓鉄炮

鹿江茂左衛門組

陸之者

一同（十二月）十四日、林丹波守殿・牧野伝蔵殿・松平甚三郎殿、天草ヨリ来ラル、今日上使ノ下知トシテ、食物ノタメニ牛ヲ殺ス間敷旨被申渡

多久美作守ヨリ触出、如左

覚

一 御上使様ハ被仰渡候、牛を殺候儀、御法度候条、其段下々可被仰付事

一 為名被官、御蔵入所之庄屋・百姓、此方打詰罷居候ニ付而、佐嘉飯米万仕送不調之由申来候条、則罷帰候様、可被仰付事

一陣屋之前ノ道筋、可有御作せ事

右横目付置申候条、可有其心得候、以上

十二月十四日

多美作守

右之前、承届候、以上

神代伯耆守

鍋島中務少輔

鍋島右近允

鍋島淡路守

鍋島安芸守

関将監

右之御触ニ候条、手前ノ無緩様ニ可被仰付候、若於緩ニハ、各可為不念候条、為後日如是候、以上

神 伯耆守

右之前、慥承届候、組中并触内迄懇ニ申聞、越度無之様ニ念を入可申付候、以上

鍋島伝兵衛与扱

馬渡市佑

神代采女佑右同
松瀬作右衛門

鍋嶋玄蕃允右同
岩部忠兵衛

鍋嶋帯刀右同
秀嶋四郎左衛門

有田左馬助右同
川崎雅楽助

石井左近允右同
石井伝右衛門

鍋島長助

出雲監物右同
馬場三左衛門

小川市左衛門右同
土肥勘解由

小川玄硯

（中略）

同十六日、神代伯耆守ヨリ御馬廻中へ差出入書付、如左

若敵城江放火有之刻、城乗と相心得、陣中あへてさハき候てハ、御外聞不可然儀候条、何も被得其意可然旨、甲州様御意候間、下々江懇ニ可被仰儀可為肝要候、若又、城乗可被仰付刻ハ、我等手前より慥ニ可相触候条、其心得第一候、自然敵城江火かゝり候刻、城乗など、存、不行儀之組頭は無調法ニ可相成候条、其覚悟不及申候、以上

十二月十六日

伯耆守

右之前、慥ニ承届候、下々迄無緩様ニ入念可申付候、以上

組私触内鍋島伝兵衛与拔
馬渡市佑

神代采女佑

組私触内
鍋島玄蕃

組私触内
有田左馬介

出雲監物与
鍋島又兵衛

馬場三左衛門
森田新左衛門

鍋島長助
嬉野与右衛門

組私
石井左近允

小川市左衛門組触内
土肥勘解由

小川玄碩

中野内匠助

同又右衛門

大木兵部

同弥右衛門

鍋島六左衛門

石尾又兵衛

昇奉行

三上新助

成富二右衛門

小嶋右馬允

新上使下向

(中略)

上使依御下知、城攻諸組備定ノ次第、神代采女・鍋島玄蕃・帶刀組
私ハ、先手ノ仕合次第見次ベキノ由被相触、又詮議相替リ、帶刀一
組ハ若狭守ヘ相付、白岩乗ノ由被相触、夜ニ入テ又替リ、本ノコト
クニナル、今夜帶刀陣屋ヘ組中相集リ、明日ノ仕組アリ、道押ノコ
トク、采女・玄蕃跡ヨリ帶刀一組ハ可出ト談合半ニ、又組内ヨリ申
ケルハ、采女・玄蕃陣屋ヲ不被出前、帶刀組ハ罷出、両先手ノ備ニ
押付可申、無左ハ道筋ヲ替、安芸守陣屋ノ前道ヲ参リ、采女・玄蕃
ニ向テ行合様ニ可然、采女・玄蕃跡ニハ有無不罷成ト云、巧者アツ
テ詮議一決ナキ処、牛尾別当坊申ケルハ、最早夜モ更ケリ、御人体
ノ分別外ニ有間敷ナリ、帶刀殿御座アル方ヘ組中モ可参ト申ス、其
時帶刀申ケルハ、後ニ申ケル道筋可然、但石火矢ノ前ノヒロミニ
テ、一行儀可仕ト議定シ、歳ノ夜ノ祝初メケリ、帶刀此時討死ノ覚
悟ナル由旧記・有馬捨洛記

新上使有馬下着

(寛永十五年) 同(二月) 六日、紀伊守殿・甲斐守殿ヨリ両井楼御普請
ニ付テノ書出御記録

鍋島若狭守

諫早豊前守

多久美作守

鍋島左京

鍋島中務

同内蔵助

鍋島隼人

鍋島右近

鍋島安芸守

同七左衛門

同主馬允

同内記

鍋島奎之助

鍋島市佑

鍋島伊織

鍋島勝右衛門

神代伯耆守

同采女

鍋島玄蕃

有田左馬助

成富十右衛門

鍋島千右衛門

右之衆、両西楼^{（中）}普請出来之間、被入精日夜替りニ被付居念入之段、御上使御覽被付候様ニ無之候而は家之為ニ不相成儀候条、各可被得其意候、若大形之人於有之は、横目付置候条、是又可得其意候、以

上

正月六日

甲斐守

紀伊守

原城落去

一今度、於原城寄手討死ノ人数覚

一鍋島信濃守家中 討死六百廿八人 大物頭三人 手負三十三十四人 侍八十八人

（後略）

一廿七日・廿八日当手々々負・戦死如左

（中略）

鍋島玄蕃允組私 手負二十三入 戦死七人

（後略）

四、「神代家伝記」乾 千葉氏関係記事抄録

●勝利公山内御一統、付当家由来之事

（中略）

斯テ永正八年辛未ノ歳、勝利公於三千布ノ館ニ御誕生在テ、御童名ヲ新次郎殿ト号シ奉ル、御父対馬守殿御寵愛不_レ浅、此人襁褓^{（中）}ノ中ヨリ容顔尋常ナラス、眼ニ威儀有、聡明ノ氣相備リ、長人成玉フニ随テ御志不敵ニシテ、更ニ常人ノ御氣質ニ非ス、未如何ナル名大将ニモ成セ玉フヘキカト皆人稱シ申ケリ、大永ノ比、新次郎殿未若年ニシテ千葉屋形興常ノ家ニ入テ暫渠ニ被_二扶助_一、彼家ノ臣江原石見守ト常ニ入魂有テ、何トナク混^{（中）}シカリシカバ、起臥ヲモ同床ニシ玉ヒケルガ、或夜ノ寢覺ニ石見申ケルハ、唯今不思儀ノ夢ヲ見タリ、吾身不思モ唯フトリニ大り、北

山ニ腰ヲ掛、南海ニ足ヲ侵シテ浪ニ洗ヒタリト語ル、新次郎殿聞召、是ハ最上ノ吉夢也、乍レ去和殿ノ身体ニハ不相応、此夢吾ニ売玉ヘガシ、石見笑テ申ケルハ、分限不相応ナラハ此夢御辺モ何ノ益力有シ、新次郎殿宣ヒケルハ、去ハ社石見殿ノ了簡ノ及所ニ非ス、御辺ノ処用ナクハ平ニ買申サント再三強テ宣ヒケレハ、其儀ナラハ吾常ニ望深キ御辺ノ金ノ鉤匙ヲ賜ラバ売申サント云、新次郎殿則起テ件ノ鉤匙ヲ取出シ石見ヘ与ヘ手水漱シテ買取ヌト被レ仰、又一処ニ寝玉ヒケル、此好ヲ以テ石見守後ニ当家ニ来リ、所領ヲ賜リ永ク家臣ト成ケル也

伝曰、江原石見守ハ生国武藏ノ国ノ者ニテ平ノ姓也、父ヲ丹後守利重ト云、石見守始テ西国ニ来リ千葉ノ家ニ仕フ、千葉衰テ後、当家ニ来リ三百石ヲ賜リ、筑前国怡土郡ニ住ス、江原ノ城今ニ有江原喜右衛門・江口新助・江口平兵衛祖

●金鋪峠合戦、付小川筑後守最期并千葉来ニ当家ニ事
(金敷峠合戦は略)

其後、永禄年中、千葉胤正山内ニ来、当家ヲ被レ頼ケレハ、勝利公扶助セラル、是ハ隆信公ノ為ニ居城ヲ被レ責落ニ所領ヲ被レ放シカハ、当時近国ニ隆信ヲ可レ滅者ハ神代タルベシト思ヒ、斯ク勝利公ヲ頼マレシトナリ

伝曰、此胤正ハ仁皇五十代桓武天皇ヨリ四代高望ニ六世、千葉助常長ニ四代ノ孫平常胤ヨリ十二代ナリ、胤基ニハ孫胤鎮ニハ子也、然ルニ一家ノ千葉胤連隆信公ト一ツニ成、永禄二年己未正月十一日、胤正ノ居城晴氣ヲ攻落シ胤正ノ兄胤頼ヲモ殺ス、此時ニ当テ胤頼ノ実兄少弐冬尚モ討レ玉フニ依テ、胤正当家ニハ来ルト也、其後、文禄二年癸巳九月十三日、胤正卒去アリ、諡ニ平日義大神儀、川久保帯隈山ノ南ノ阜ニ葬ル今ニ有、此故ニ其阜ヲ屋形山ト号ス少弐・大友・千葉此ニ家ヲ号ニ屋形

ト故ナリ、胤正ニ一人ノ姫アリ、佐野右京亮ニ嫁ス、離別有テ後、小柳自鑑小柳右衛門佐カ兒也、胤正ノ妻生ニ彼姫、後此人ニ嫁ス、此所縁ヲ以テ如此、カ家ニ居小柳源次兵衛祖也、右衛門佐ハ小柳利右衛門・宇治五兵衛・小柳甚左衛門各祖ナリ

シメテ被レ扶助、常親公始メ御諱茂良公、中頃号ニ常氏公、ノ時、此人ヲ姉君ト冊キ、千葉ノ系図今ニ有、并妙見菩薩ノ像・同太刀以上ノ二種勝茂公ヨリ今ニ有、其外ノ讓物ヲ受納シ、嗣姓ヲ平ニ改、月ニ星ノ紋并実名ニ常ノ字ヲ用玉シコトアリ、寛文元年七月三十日、胤正ノ姫卒去、父ト一処

ニ葬ル、法名真如院殿妙光日住大姉ト号ス石塔アリ、今アリ、平田左馬助胤家平田藤兵衛・平田藤左衛門・平田三右衛門、以下ノ臣胤正ニ相從ヒ来テ永ク当家ニ臣トナル、或説曰、有時千葉起リト云ハ下総国ニ父モナク母モナク、小篠ノ上ニ幼キ童子忽然ト頭レ出、其傍ニ今ノ妙見ノ像并太刀有、此コト叡聞ニ達シケレバ其子ヲ取テ養育之ニサセ、成長ノ後、下総国ノ守護職ニ被レ居父母モナク月星ヲ父母トシテ家屋ノ外ニ生ル故、月ニ星ヲ家ノ紋トス、又小篠ノ葉ト云心ニテ永ク千葉ヲ氏トス、即於ニ彼

国ニ妙見ノ堂ヲ建立シ、此像ヲ安置シ、彼太刀ヲモ置レケル処ニ、雷神此太刀ニ望ヲ掛ケ、鳴落テ是ヲ掴ミ虚空ニ上ル、于レ時妙見菩薩童子ノ形ニ身ヲ変シ、忽此太刀ヲ奪ヒ返シ玉リ、此故ニ今ニ雷ノ瓜形有ト也、其後此太刀ヲ鳴神太刀ト云伝ヘリ、程経テ千葉屋形当国藤津郡鹿嶋表ニ出張シ、彼太刀ヲ帶シ舟ニテ帰館ノ時、船損シ、此太刀篠嶋ノ沖ニテ海中ニ沈ム、三年ヲ経テ靈夢ノ告有テ彼海中ヲサガシ被レ求ケレハ、果シテ此太刀ヲ無レ恙被レ取上、永ク被レ伝ケルト也、中比千葉胤貞ト云人始テ肥前ニ下着シ原・円城寺・船岡・中村・山崎・繪尼・平田・篠原・山口・樋口、以下ノ臣属ニ胤貞ニ来ナリ

五、神代家文書

○書狀 1—7—6 (番号は神代家文書仮番号)

端裏

馬場四郎左衛門様

西村七左衛門

頃日御用ニ付而、千葉系図此御方被差上置候、最早御用相濟申候故、只今差返申候、右ハ最前治部左衛門へ三郎兵衛ハ被申候通之由御座候条、三瀬氏有罷出候節被相違、若相違之儀も御座候ハ、可被仰聞候、三郎兵衛在宿仕候故、拙者ハ貴様迄差遣候様ニと御座候ニ付而、如此御座候、以上

三月廿日

○鍋島勝茂手頭 1—17

包紙上書

泰盛院様ハ觀性様江之御手頭

端裏

手頭

覚

一長門へ子兄弟ニ而も無之候へ共、前々ハ之筋目ニ候条、名字連続候ハてハ不叶儀候、就夫、其方儀、前伯耆娘と致嫁娶、神代家督ニ申付候、自今以後者伊勢菊事、其方一人相頼可罷有候条、可致孝行覚悟第一ニ候事

一神代名字名乗候上者、何様之儀候共、以来迄名字を替被申間敷候、若無抛名字を替候ハ、知行之儀ハ名字ニ付たる事候条、可被得其意事

一神代家中之者、余之家中とハ相替候条、加不便下々迄迷惑仕候儀無之様ニ能々其心得可為肝要事

一以来家中ニ自然不屈者於有之ハ、兼日存候者ハ我等へ申聞、其上ニ而何之道ニも可被申付候、緞下々之者ニ而も曲事之者有之刻、憐愍之心持可然事

一神代・松瀬・杠其外前々ハ之名字之者、名替之儀ハ不苦候、其名字ハ連続候様ニ可被申付事

一其方今度召連候家中之者、神代前ハ之家中之者と取分無之召仕尤候、座配等之儀も其心得可申事

一与頭并諸役者、其外之者共、前ニ不相替申付、扱又遣方万事此中ハ手ふとく不相成様ニ心遣肝要ニ候事

右之条々存其旨、以来無相違様ニ心遣不可有失念候、已上
承応四年三月廿七日 信濃守(花押)

神代大和殿

○神代直長遺言状 1—18

包紙上書

御書置

我等儀、病氣養生不相叶因果候、依之申置候、其方事、從御父子様御心安人ニ候、忠孝一ニメ当介忙却無之所尤肝要ニ候、次ニ家来之儀、神代譜代之者共候条、弥憐愍之心入を以召仕可被申儀不及沙汰候、乍去賞罰不正候ハ、如睦甲冑之メリニ不相成儀存之前候、扱又飛驒へ猶以目を被懸、万端被申談之儀勿論ニ候、此旨飛驒へも申聞置候、可被得其意候、以上
三月十六日 觀性(印)

彈正殿

○包紙1—47 (1—47—1—3を一括)

包紙上書

对州様へ諫早石見守殿の千葉御系図御借用之時節、御礼状竹裡ニ有之

○〔千葉系図他差し出しの事〕 1—47—1

元禄四辛未五月廿三日、竹田伝蔵方の中嶋二右衛門殿迄千葉系図并妙見太刀ニ付而之由緒證文、扱又右太刀被差上候時分之儀、相知候ハ、御用ニ候条、御本丸被差出候様ニと申来候、依之同廿四日於御本丸竹田伝蔵迄被差出候物数

一千葉系図 壹ツ

一同写 壹ツ

一伯州様江出雲監物殿・中野数馬殿之書状 両通

一同写 二ツ

一右御答案文 二ツ

一同写 二ツ

一諫早石見守殿の千葉系図御借御返進之時、对馬様江之御礼状 壹通

一同写 壹ツ

右之通、御本丸江某を以被差出候、伝蔵居合不被申候条、南里千兵衛可承置由被申候付而、彼方へ相達候口上千葉系図并妙見太刀ニ付而之由緒證文、扱又右太刀被差出候時分之儀相知候ハ、被差出候様ニと、昨日伝蔵殿より中嶋二右衛門迄手紙ニ而被仰聞候、依之右を只今持参仕候、太刀ニ付而之由緒證文と申候てハ別ニ無御座由候、先日此方

被差出置候家伝記ニ聞伝ヲ書記置候迄ニて候、又(勝茂)從泰盛院様右太刀御上

覽被遊度由之節、出雲監物殿・中野数馬殿之書状・右答之案文御座候を御用ニも相立覺なと被差出候由申上候、如何ニもそれニて相澄申之由、千兵衛被申候付而、御書写被成、御用もやと本書之外ニ書写持参仕たる由申候へハ、為被入御念御事、いかにも写ニ而事澄申由ニ

て、其後、御系図ヲ載、御系図之口ヲ少シ明拜見、殊外感シ被申、然所ニ伝蔵被参候故、最前之口上申達候、夫より又伝蔵・千兵衛兩人ニ而御系図終迄拜見被仕、乍兩人感シ被申、尤書状御答案文、皆々伝蔵見被申候、尤右写計ヲ千兵衛ニ相渡置、本書ハ持帰り申候

如右御使相調申候条、左様御心得可被成候、已上

村山近左衛門(花押)

五月廿四日

神三左衛門様

中二右衛門様

○南里千兵衛書状 1—47—2

端裏

中 二右衛門様

南里千兵衛

其後、貴公様御小屋迄も不罷出、背本意奉存候、廿一日被差出候御家伝記、唯一ノ書物ニ而、何も感人奉存、則爰元御書物地書ニも右御伝記を以相改、すきくと辻を書入申事御座候、某存候而書立申儀ニ御座候、又々成程入念相改申儀ニ御座候間、貴公様も内々左様被思召可然候、ちと伺違にて御小屋罷出、諸事可申上候、千葉ノ御系図も脇ニ有之みられ取きた御座候ニ付、伝蔵へ其段申達、其御方ノニ而相改申度奉存、昨日伝蔵の被申進候、御答被差出、則御系図ニ而相改申儀候、

是又被罷出候様可被成候、何も奉得其面候、以上

五月廿四日

二月十三日

小田安兵衛様

平田三右衛門判

○諫早直孝書状 1—43—3

端書

ノ神対馬様 人々御中

直孝

諫早石見守

已上

千葉殿より神代殿へ御讓之系図借被下候、大事之御書物ニ而御座候へ共、手前ニ写候様ニと被仰候儀、深々承存候、少も損し不申奉書、唯今通カ遂仕候、儘可被成御請取候、悉皆御直談ニ而御礼可申候、宜候而不事祥候、恐惶謹言

直孝(花押)

二月十九日

○平田三左衛門書状 1—46—3

右馬允殿千葉之事

本千葉殿、小城郡祇園嶽ニ在城之時、本千葉殿御若輩ニ而候故、誰とかや申人之推量ニ而、横岳ト云人之子ヲ千葉ニ可取立と被仕候へ共、原・円城寺・中村・白井・平田など申者共、本千葉ヲ奉推、横岳ヲ千葉ト不可仰と随不申候故、はるけのやうに御引入被成候と承候由ニ候、横岳千葉ハ胤常・胤連・胤信ニ而御座候、右胤信ハ右馬允殿御事ニて候間、系図ニハ御座有間敷と覺之申候由ニ候、大形右之通り凡ニ覺之申候と相右衛門被申候、年老と申ほと久敷儀ニ御座候条、実正など不被思召上様ニ為貴様御取成奉頼候、已上

参

○竹田伝蔵追而書 1—48—2

端書

中嶋二右衛門様

竹田伝蔵

追而、先日其御方御伝記三冊、陣内甚兵衛御持出之由、儘請取申候を以御口上之通、委細奉存其申候ハ、御席次第、此写も可被仰上候、已上

廿三日

○藩へ差出覚 1—131

至神代家、他方より之誓紙等、家良公御後室様御持来ヲ、秀嶋九郎左衛門江預置申候物数七ツ、元禄四辛未歳家伝聞書御改之時出ル覚

○再拜々々敬白天罰起請文

一 对神代刑部太輔長良、為龍造寺山城守隆信尽未来際不可有相違之事、

以下略、但神文ヨリ未紛失 一通

○再拜々々敬白天罰起請文之事

一 被奉对豊州、為神代長良於無御別心者曲淵房助事、尽未来際至長良無惡心・悪行可申談之事、付密談之儀不可有口外之事、以下略之、但神文ヨリ未紛失

未紛失 一通

○再拜々々敬白天罰起請文

一 被奉对神代長良、為龍造寺隆信・鎮賢・江上種家、尽未来際不可有惡行・惡心之事、以下略之、但神文ヨリ未紛失 一通

○再拜々々敬白天罰起請文之事

一被奉対豊州、為龍造寺隆信、不可有別心之事、以下略之、但神文ヨリ未紛失
一通

○再拜々々敬白天罰起請文

一長良・了栄間、神裁之事、度々取替之旨者相守事、新雖不及申候、鎮
永任御裁判、弥対長良、向後不可有別儀事、以下略之、但神文ヨリ未紛失 一
通

○再拜々々敬白天罰起請文

一於御家内、雜務等取扱之儀、至日高弥介被仰付候、少茂諸道之物不御
耳二立取盜致間敷之事、以下略之、但神文ヨリ未紛失 一通

切レカ

○悪心邪儀、表裏有間敷事

口末紛失

以上、物数七

至千葉家ニ神代家并他家より出候誓紙・書状等、物数七ツ、千葉姉

様御持来候を、小柳源次兵衛預置申候、今度御改出覚

○再拜々々敬白申上起請文

奉対胤頼御屋形様、世上如何躰以下略之、 一通

○再拜々々敬白起請文

於千葉胤頼御屋形様、御一門以下略之、 一通

○就当家、幕之紋懇望之儀以下略之、 一通

此二通一包也

○再拜々々敬白起請文

五ヶ条以起請文、当之高仕候旨承候、得其心借銀申候以下略之、 一通

○追而令申候、仍請御上意倅以下略之、 一通

○肥前国佐嘉郡奈良田以下略之、 一通

○貴礼具令拜見候、何程以下略之、 一通

以上、物数七

惣物数拾四

元禄四年辛未

四月廿五日

右者、今度神代家伝御改之時、秀嶋九郎左衛門・小柳源次兵衛ハ被差
出候を、某請取置、只今相納申候、已上

元禄四辛未

卯月廿七日

中嶋二右衛門殿

陣内神兵衛印

六、「妙見太刀神代家ヨリ献上ニ付而之記」

一書致啓上候、仍貴殿様御手前ニ神代之系図御所持之由御前被聞召候被
御覽合儀御座候条、早飛脚を以此地可被差上由候、大事之物ニ可有御座
候条、常之飛脚にて者如何と被思召上候半者御陸之者ニ成共、又ハ貴殿
様御手前之者ニ成共、早使ニ被成御持せ可差上由候、御陸之者并常之飛
脚にて被差越儀候ハ、諸岡彦右衛門迄被仰聞可然候、右之段某共ハ可
申遣由依御意如此候、恐惶謹言

中野数馬佐

政利 判

五月十八日

出雲監物

伯州様
人々御中

貞恒 判

依御意五月十八日之御状六月三日夜子之刻終美作殿ハ愚宿江被相越拜見仕候、然者神代系図所持仕候段被聞召上可被御覽合儀御座候条、早飛脚ニ而差上可申由奉得其意候、諸岡彦右衛門より飛脚被申付候条則相渡申候、尤御急之由候間道中急之所も彦右衛門懇ニ被申聞候、随而系図なと二ハ古キ書物相副申物なと、承候得共手前之系図ニハさ様な物無御座候故、今度差上不申候、右系図千葉胤誠より神代長良江被相渡候砌より書物無之段家中年寄共此間申様ニ候、為御存候、恐惶謹言

神代伯耆守

寛永十八年六月四日申ノ刻終

出雲監物様

中野数馬様 御報

猶以右系図同前ニ胤誠より長良江被相渡候妙見大菩薩之絵像并太刀一振御座候、此太刀妙見太刀と申伝候、右者俗家ニ召置候事如何と存所縁之儀とも候而小城岩藏寺江預ケ召置候、是をも可差上候得共早飛脚なとにてハ難成も可有御座哉、又差立当分御用ニも相立間敷物ニ候条、先以無其儀候、若ケ様なる物も御座候而可被仰越候、尤妙見大菩薩并太刀なとニ付而之書物と有儀無御座候為御存候、以上
追而申遣候、右差上申候系図千葉胤誠より某祖父長良付属之儀、聊其紛無御座候、右胤誠牢々被成候付而長良を被相頼大炊助代迄河久保在任被成彼地ニ而死去御座候、胤誠姫一人御座候つるを大炊助養子仕召置候、

此姫日峰様御意を以、佐野右京方江合宿仕居候得共、煩差出候付而離別被仕、其後手前之様ニ召寄河久保江某母一所ニ居申候、即拙者姉分ニ仕召置候、右京方江居申候内ニ男女ニよらす子共無御座候、即佐野右衛門方内儀ニ被相成姫ハ下腹ニ而候、彼姫右京方江縁便之儀定而侍従様も被聞召上たる儀ニも候ハんかと奉存候、其砌者拙者幼少之時分ニて心得不申候、為御存候、此系図のおくに胤誠より神代勝利長良大炊助拙者名実名を書載仕候義者拙者代ニ罷成十ヶ年以前ニ致書載仕候、若拙者名を書載仕候義系図御上覽可被成由被仰下候而より書載仕候なと、被思召候而ハと奉存一書如此御座候、恐惶謹言

神代伯耆守

寛永十八年六月四日申ノ刻終

出雲監物様

中野数馬佐様

人々御中

猶以右之太刀并絵像差上候義、其元ニ而御沙汰被成間敷候、被持上候衆江も口外無之様ニと堅可被仰渡由ニ候、尤此方ニ而も御隠密候条、可被成其心得候、将又先日之御両通銘々具ニ申上候、細ニ不及御点合申上候、以上
先日四日之御報同御状乍両通到着具被成御上覽候
一 貴様御系図早々被差上被成御祝着候、追而可被成御返進由候事
一 右系図之奥ニ貴所様御先祖之名有御座候義十ヶ年已前ニ遊付候通懇ニ申上被成御合点候事
一 先書ニ被仰越候妙見太刀并妙見大菩薩之絵像被成御覽度由御意候条、岩藏寺之坊主か又山伏ニ而も貴様御存之衆江御もたせ俗一人被相副早々可被差上由候、此段美作殿諸彦右衛門江申遣候条、其御心得ニ而

可被成御相談候、此飛脚いそぎ差立申候故、有増申入候、恐惶謹言

七月二日

中野数馬佐

政利 判

出雲監物

貞恒 判

神代伯耆様 人々御中

七月二日之御状同月十八日到着致拜見候

一先月手前之系図差上申候処被成御上覧候段被仰聞、幸ニ奉存候、其節書状両通相越申候書面之趣懇被仰上候由別而承致存候

一先書ニ右系図ニ前々相副申候、妙見大菩薩之絵像并妙見太刀御座候由申上候処可被成御上覧候条、差上可申之由御意之通被仰聞奉得其意候、今度野副藤左衛門ニ而差上申候条可然様ニ御披露頼入申候、右兩種岩藏寺之坊主か山伏ニ而も拙者存候衆江もたせ俗一人相副可差上由候、此段美作殿諸岡彦右衛門方江相談仕候様ニと被仰越候条申談候処美作殿彦右衛門被申候者折節別御用ニ付而野副藤左衛門被差登儀ニ候、幸之時分ニ候間、藤左衛門江相渡可然由候、直家山伏間ニ而相付候儀者心持など御座候条、其儀ニ及申間敷由被申候間、是又兩人任校量其儀無御座候、此段者兩人手前より被申越由ニ候為御存候

一右兩種被召寄候段、於其御地御隱密被成候条、此地ニ而も取沙汰仕間敷候由慥に得其意申候、美作殿諸彦右衛門江者相談申様ニと御書面ニ御座候条、様子申談候、尤野副藤左衛門江も口外不被仕様ニと堅申渡候、為御存候、恐惶謹言

寛永十八年七月廿日

出雲堅物様

中野数馬様

追而右は太刀誘など前々無之候間、其分ニ而差上候、先書ニ申越候ことく此中岩藏寺江預ケ召置さひ申故ニ候哉、岩藏寺手前にてうるしなど被付置候、当分見苦敷御座候条さひなとおとし差上申度候得共、当時手前ニ而あらため候様など御座候てハ却而如何と奉存岩藏寺ノ請取申候俣差上申候、為御存候、以上

千葉家之系図其御方有之由及承候、改見申所御座候条、明日御本丸可被差出候、尤御用ニ付而之儀御座候故、其段可被仰上候、又妙見太刀出所相知不申候、是其御方ニ由緒相知居申由承及候付左様之證文御写させ同前ニ可被差出候、尤いつ比被差上候と有儀まで御書付可被遺候、為其如此候、以上

五月廿三日

中島ニ右衛門様

竹田傳藏

千葉生出

下総国ニ父母ト云事も不相知候て小篠の上ニミやうけん太刀とミやうけんの絵像と一所ニ御座候、然をくわんむ天皇聞召付養育せられ候て下総の国主ニ被相成候、おさ、のはの上ニ御座候付而せんのはと書て千葉と申之由承伝候由ニ候事

一幕之紋ハ家之内ニ而産生なき人にて外にて生を受たまう人にて月星をいた、き被成候故、月ニ星之紋にて候由承伝候事

一妙見太刀ハ関東にてミやうけん堂を作納被召置候を雷神望をかけ取て出たまう時ミやうけん童中ニ身を尽しうはひ取ち被成候、其印者太

刀ニ爪形今にも可有之由ニ候、左候而よりハ太刀の名をなるかミ太刀
と申候由ニ候段ニて候事

一鎮西ニ御下り候てハ肥前にて西目ニ少ク軍を剋おさめ藤津加島まで御
越之剋、佐嘉ニ火烟見へ申候間、跡ニ軍出来候と候て其俣御帰被成
候、其時白石之内さ、島の沖にて御召船損し申太刀も海に沈申候、左
候而三年経けるより夢想ニさ、島の沖ニ沈有之間取候様ニと御座候、
其告ニまかせ海中をさかし取上候て今まで御座候よし承伝候由候事
右之段相右衛門大方覚へニ而御座候、年老之儀ニ候間実正者無、心元
致存候へとも申上候様ニと御座候ま、如斯

二月十一日

小田安兵衛様参

平田三右衛門

千葉殿御下り初者千葉胤貞公
年号ハけんきう五年月日ハ覚へ無之候事
御供之衆

原殿
圓城寺殿
中村殿
かきあま殿
平田
白井殿
岡崎殿
船岡殿
山崎殿
矢作殿

此外ニも御座候得共失念申候由相右衛門被申由ニ候ツ

岩部殿
相原殿
平山殿
篠原殿
飯篠殿
山口殿
福島殿
ひ口殿
二戸田殿

一書物数七ツ

御状奉得貴意候、此中御前江被成上覽候状数七ツ此外相右衛門凡覚へ
之儀書付ニ差上申候、此外可申上儀無御座候条可然様ニ御取成奉頼
候、已上

二月十一日

小田安兵衛様 御報

平田三右衛門 判

松尾山光勝寺由来之事
人皇九十五代後醍醐院御宇源尊氏征夷大將軍夷敵対治之砌關東下総之
国主平朝臣千葉胤貞公為將軍代九州御下向候、然者胤貞公者仁王五十
代垣武天皇之第五王子葛原親王之御苗裔ニ而御座候、蒙將軍之仰筑前
国江有下向対治夷敵令安泰天下候、其時下総国中山之貫首日祐聖人胤
貞公為御師範遂下向夷国対治之励御祈祷被蹟其驗候、然間千葉介殿ハ
依此忠節肥前国被成御知行、又日祐聖人者天下之御祈祷被御申付故、

胤貞公松尾山光勝寺御建立候而御帰依候九州之法花宗此時始也

一開山日祐聖人之時代之事

永仁六年戊戌誕生

應安七年甲寅遷化

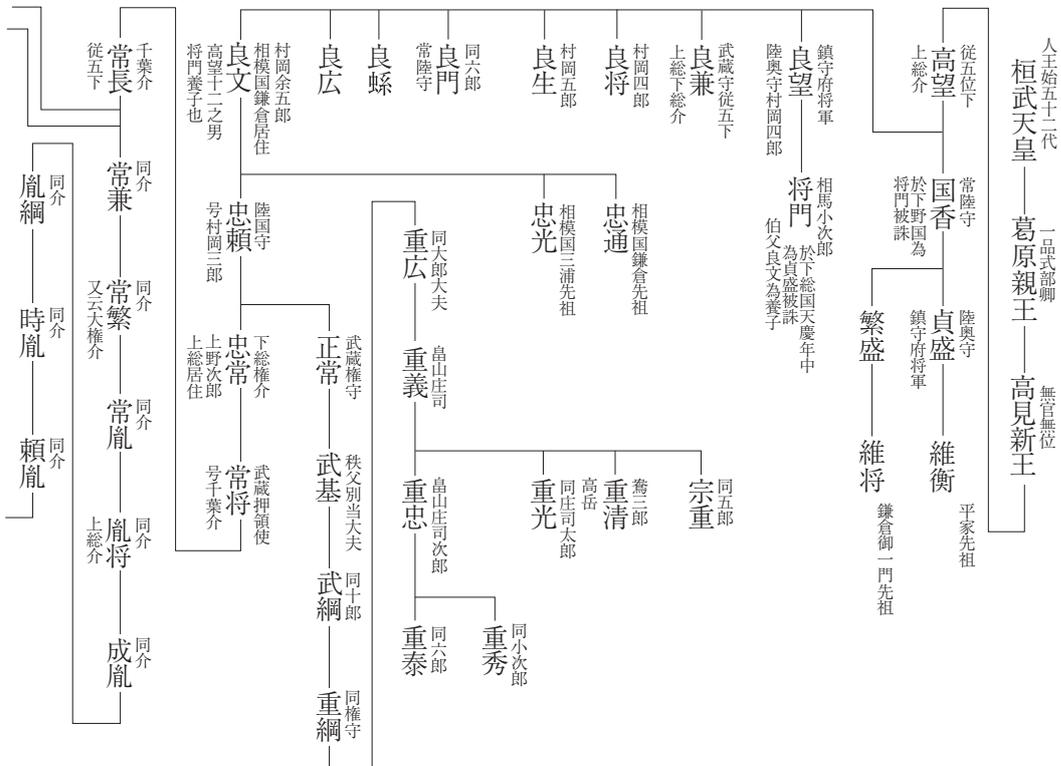
一当山建立之時代之事

仁王九十五代後醍醐院御宇元徳年中と申也

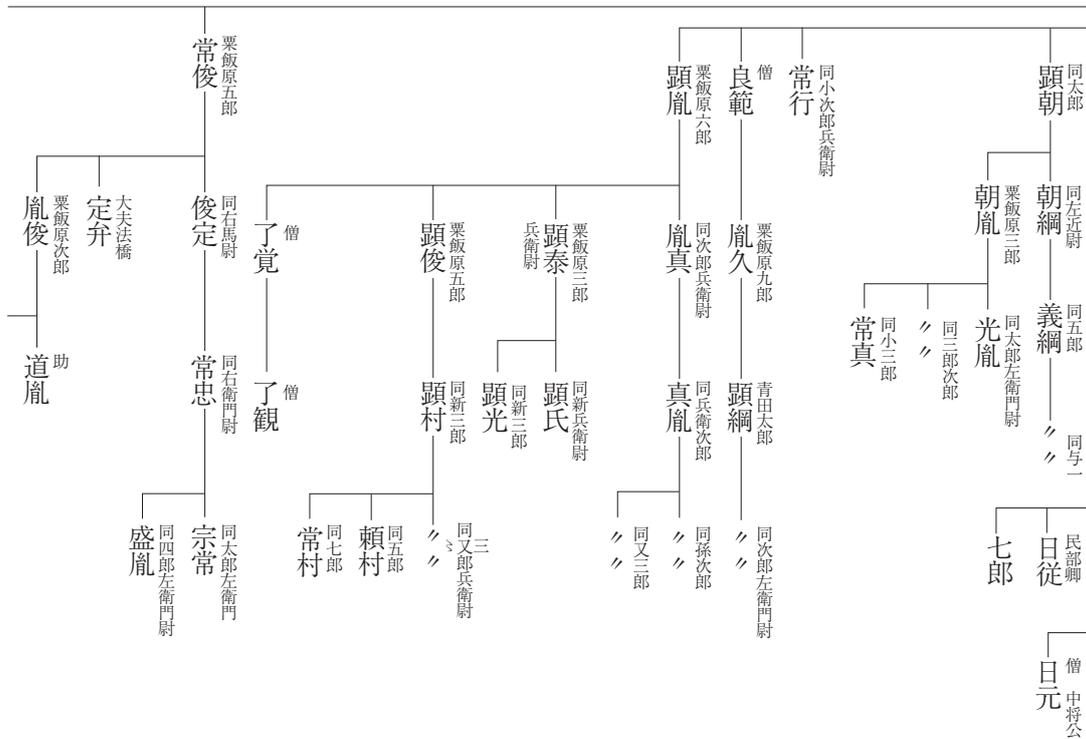
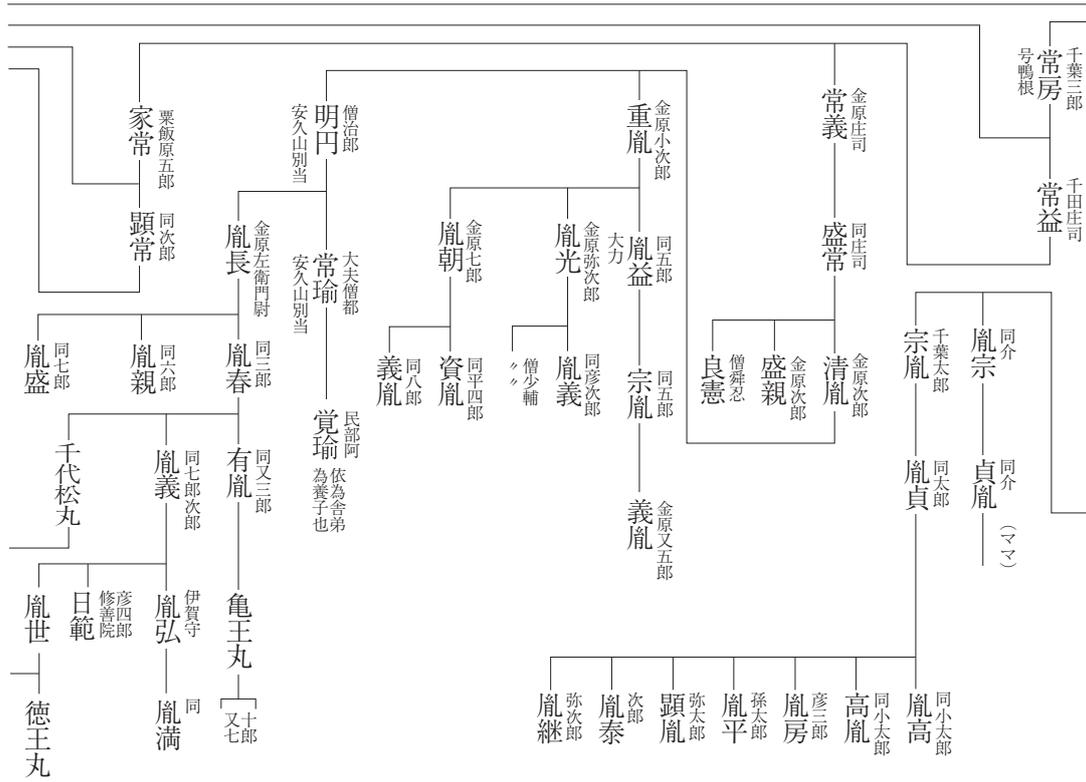
一松尾山御建立之大檀那千葉胤貞公

建武三年丙子十一月廿九日御遠行

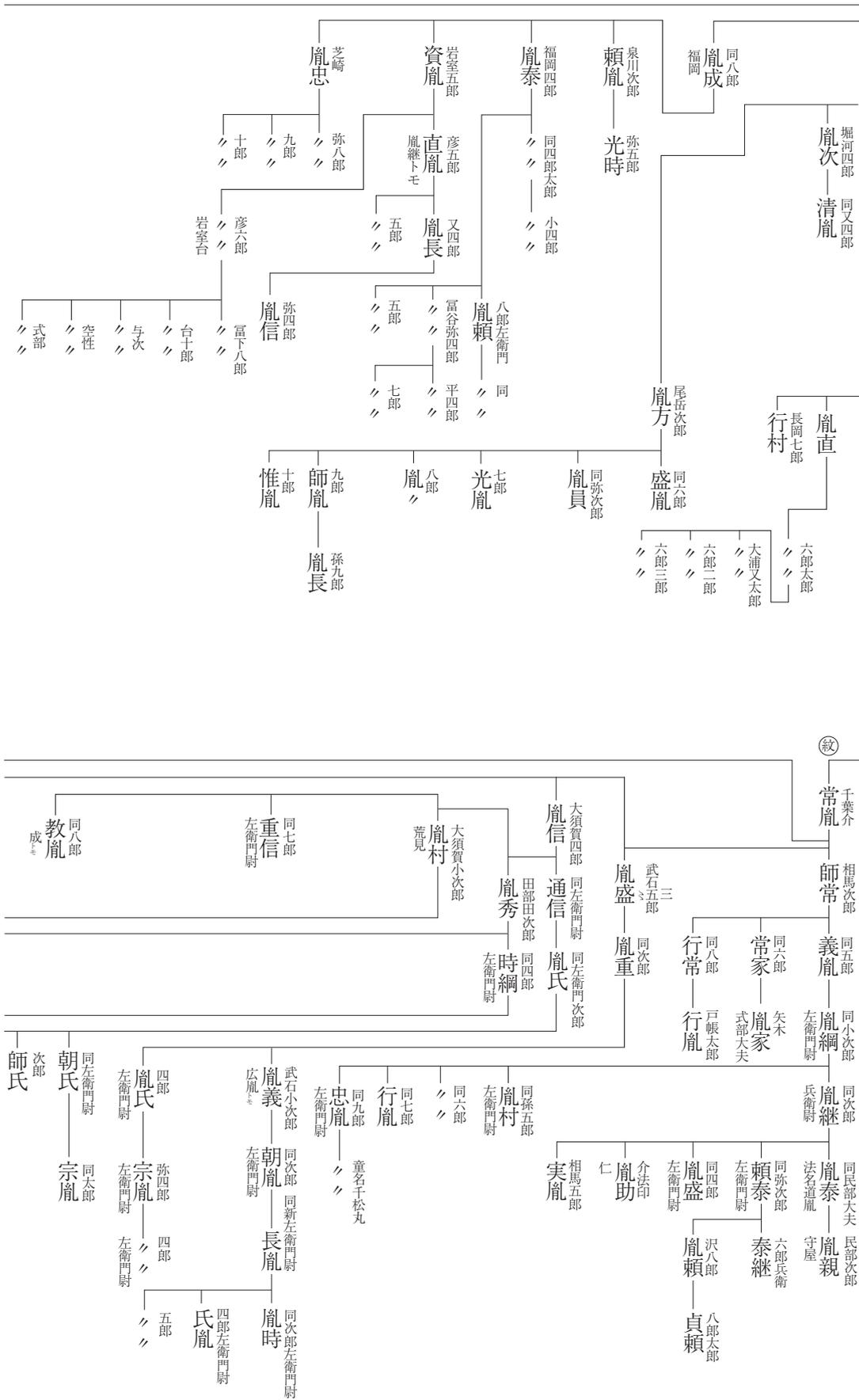
七、千葉氏系図

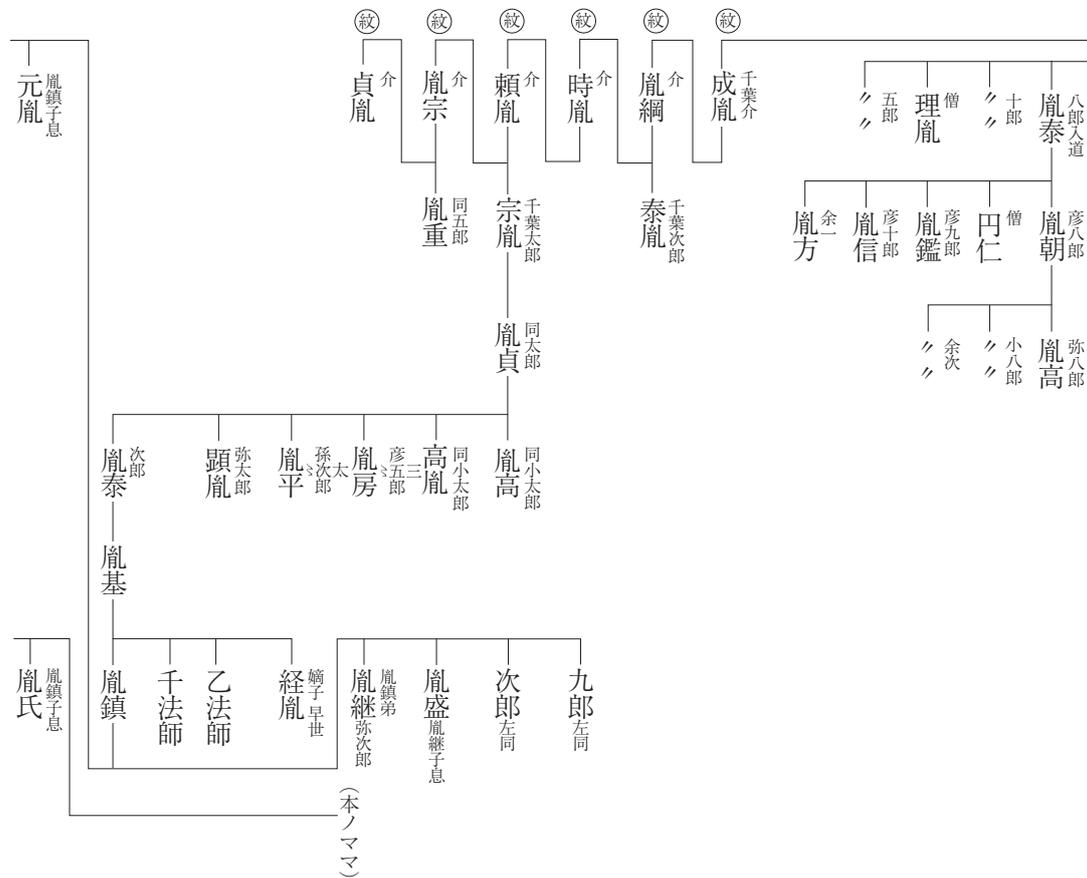
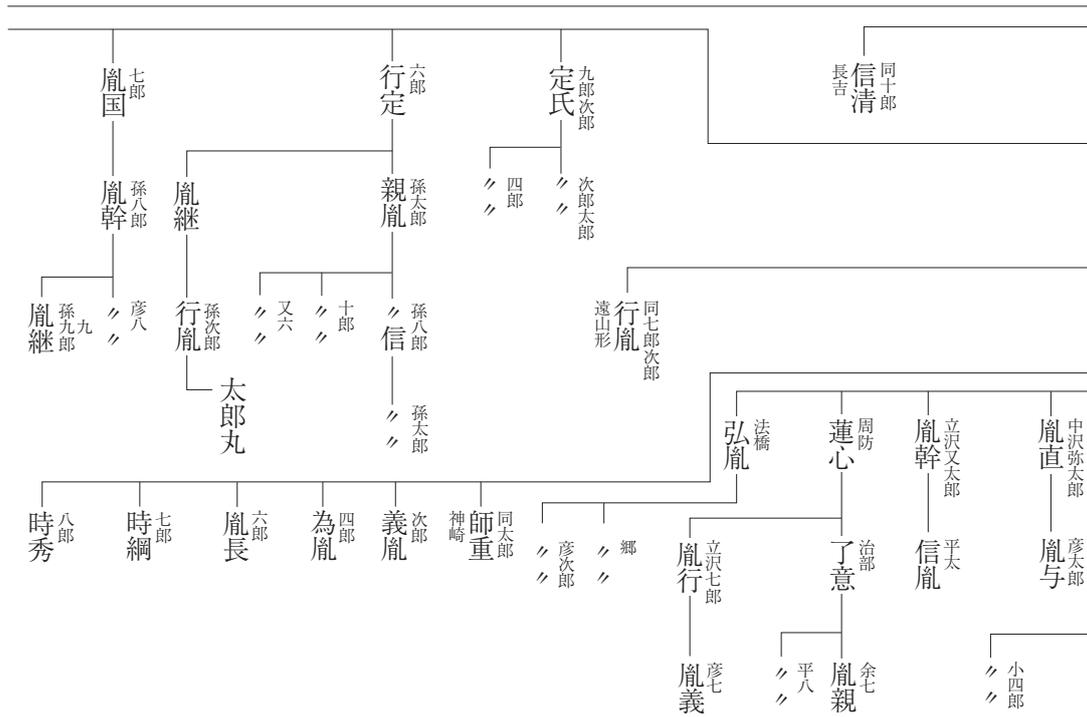


七、千葉氏系図



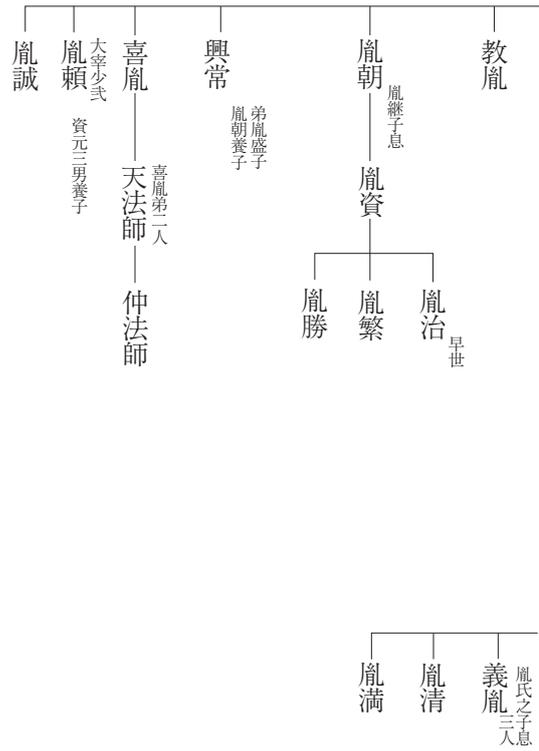
七、千葉氏系図



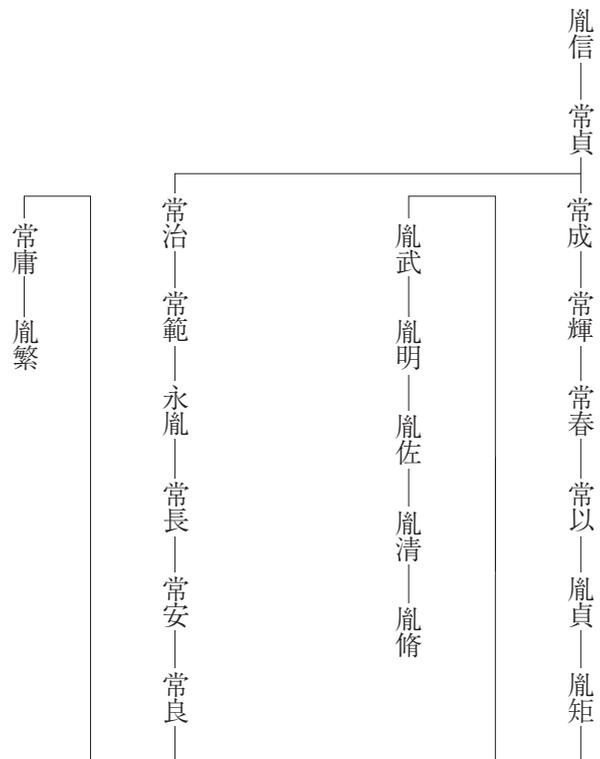


八、近世千葉氏系図

注
 ・『千葉市立郷土博物館研究紀要』第七号（二〇〇一年）に翻刻掲載された徳島威雄氏所蔵千葉氏系図を転載した。



八、近世千葉氏系図



肥前千葉氏発給文書目録

No	文書名	年月日	西暦	差出	充所	内容	出典	刊本	備考
1	千葉宗胤書下	弘安六年二月二八日	一八二三	平朝臣(花押)	(三間寺)	七条仁新郷山田里三坪一町の田畠を安堵する。	円通寺文書	佐賀五・二二五頁 鎌二〇・一五〇四二頁	
2	千葉宗胤書下写	正応五年三月三日	一二九二	平(花押影) 宗胤ト 有リ	肥前国小城市郡刑部阿闍梨所	牛尾院主琳海を、小城市内甲乙人等が熊野山・彦山に参詣する時の先達とする。	武雄鍋島家文書 「感状写」	「彦山編年史料古代中世篇」二二七頁 佐賀五・二二六頁	要検討
3	千葉胤貞カ書下	徳治二年二月四日	一三〇七	平(花押)	(三間寺)	免田二町一段三丈と内記兵衛尉宗重給分内との相博を安堵する。	円通寺文書	鎌三〇・三三三〇三三〇号 佐賀五・二二三三頁	要検討
4	千葉胤貞置文案	正中元年一〇月一三日	一三三四	胤貞	(光勝寺)	胤貞の子孫に三カ条を申し置き、誹法を禁ずる。	光勝寺文書	鎌三七・二八二二四号	
5	千葉胤貞讓状	元徳三年九月四日	一三三一	平胤貞(花押)	(大輔阿闍梨日祐)	下総国千田庄原郷阿弥陀堂職(中略)・肥前国小城市郡光勝寺職・同妙見座主職・同乙大名等を永代に譲与する。	中山法華経寺文書	鎌四〇・三一一一〇六号 千葉二・一一二二頁	
6	千葉胤貞讓状	元徳三年九月四日	一三三一	平胤貞(花押)	(大輔阿闍梨日祐)	下総国千田庄原(中略)・肥前国小城市郡光勝寺職・妙見座主職・乙大名田一町、在家一字を譲与する。	中山法華経寺文書	鎌四〇・三一五〇七号 佐賀五・二三三三頁	
7	千葉胤貞讓状	元徳三年九月四日	一三三一	平胤貞(花押)	(大輔阿闍梨日祐)	下総国八幡庄内中山□□免を譲与する。	光勝寺文書	鎌四〇・三一五〇八号	
8	千葉胤貞讓状案	建武元年二月一日	一三三四	胤貞判	(嫡子孫太郎胤平)	肥前国小城市郡・下総国千田・八幡両庄内知行分の惣領職を永代に譲与する。	中山法華経寺文書	千葉二・一一一三頁 南九一・一七六号	
9	千葉胤貞書状	二月一日		平胤貞上(花押)	進上 中山殿御返事	鞘巻を贈られたのを謝し、この代田地五丁を平吉四郎太郎に申し付ける旨を伝える。	頂妙寺文書	千葉五・二六六頁	
10	千葉高胤書状	八月二三日		平高胤上(花押)	進上 中山殿	小城市郡東方内高胤手所内田地五町・在家を寄進する。	中山法華経寺文書	千葉二・一一三三頁	
11	(田中行祐申状) 千葉胤泰安堵外題	建武四年四月日	一三三七	(袖)平(花押)	田中彦七入道行祐	小城市郡河内得久名田地一町五段余・屋敷・畠地小頭職、太郎九四郎畠地四段を安堵する。	実相院文書	佐賀一・二七二頁 南九一・九二四号	
12	千葉胤泰・某連署書下	建武四年五月七日	一三三七	平朝臣(花押)・平朝臣(花押)	(河上社座主増恵)	河上社座主増恵と宮所定範の相論につき、小城市郡田地二町を増恵が領掌するよう裁許する。	河上神社文書	佐賀一・二三三〇号 南九一・九三三〇号	
13	千葉胤泰書下	建武四年七月二日	一三三七	平(花押)	(田中彦七入道)	小城市郡内田地五町地頭職を充行う。	実相院文書	佐賀一・二七四頁 南九一・九三三〇号	
14	千葉胤泰書下	暦応三年正月一八日	一三四〇	平胤泰(花押)	(河上社)	法華経料免小城市郡内田地四町を寄進する。	河上神社文書	佐賀一・二四二頁 南九二・一四七二二号	
15	千葉胤泰書下	暦応四年正月一〇日	一三四一	胤泰(花押)	河上座主御房	祈祷料として小城市郡田地五町を寄進する。	河上神社文書	佐賀一・二四二頁 南九二・一四七二二号	
16	千葉胤泰請文	暦応四年五月一日	一三四一	平胤泰(裏花押)	(幕府)	(小城市)晴氣保地頭職につき、宗像氏重の当知行と、それを妨げる者は存じない旨を報告する。	宗像大社文書	『宗像大社文書』一・二七五頁 南九二・一六六六号	
17	千葉胤朝書下	暦応五年三月一七日	一三四二	平胤朝(花押)	(河上社)	(小城市)船田里三〇坪一町・高楊里八坪一町一丈の免田を返付する。	河上神社文書	佐賀一・二四二頁 南九二・一七五五号	
18	千葉胤朝書下	康永二年二月二日	一三四三	平(花押)	田中彦七入道殿	小城市郡河内東方築弘苑畠地の半分を充行い、半分は御手所として年貢以下を無沙汰しないよう命じる。	実相院文書	佐賀一・二七四頁 南九二・一八九六号	奥に沙弥某安堵外題
19	(今村利広軍忠状) 千葉胤泰承判	観応二年□月三日	一三五二	(奥)承了(花押)	今村孫三郎利広	今年八月の所々における今村利広の軍忠を承認する。	南里今村文書	南九三・三三三九〇号	
20	千葉胤泰書下	正平二〇年八月二二日	一三六五	平胤泰(花押)	益田大夫殿	小城市郡砥川保内乙大名田地(三間寺智運東堂跡)を光勝院料所として定め置く。	頂妙寺文書	千葉五・二六六頁 南九四・四五八三三〇号	

肥前千葉氏発給文書目録

46	千葉胤朝書下案	文明一〇年十一月一日	一四七八	平胤朝御判	(武雄社)	筑前国宗像東郷内曲村地頭職・公文職を譲与する。	出光佐三氏奉納文書	宗像大社文書二・九〇頁
45	千葉胤盛書下	文明八年二月三日	一四七六	平胤盛(花押)	河上山座主御坊	兵部少輔、(佐嘉郡)神野弘性料田に違乱を致すにより、末代まで高木名字の使用を禁じる。	河上神社文書	佐賀一・二三三頁
44	千葉胤盛書状	(文明七年)九月十八日		胤盛(花押)	波江藤摩守殿	(杵島郡)北方の事につき、本知行を安堵する旨を伝える。	小鹿島文書	佐賀一七・二六二頁
43	千葉某書下写	文明七年五月二七日	一四七五	平判	庄若狭守殿	小城郡晴氣庄屋敷分二町・同所下地七段三丈・同堺畠二の内一町三段・同園屋分一町を充行う。	御家中古書佐嘉指出覚	佐賀二六・一一七頁
42	千葉元胤書状	八月一日		元胤(花押)	(橋中村氏)	愁訴につき、本知行分を安堵する。	橋中村文書	佐賀一八・一一〇頁
41	千葉元胤書下	長祿三年一月六日	一四五九	平元胤(花押)	橋家中村播磨守殿	杵島郡長島庄橋家領の内本知行分所々を安堵する。	橋中村文書	佐賀一八・七九頁
40	千葉胤紹書下	文安元年四月一四日	一四四四	平胤紹(花押)	(河上社)	佐嘉郡の内平尾村二〇町・中河村六町を重ねて寄進する。	河上神社文書	佐賀一・三三二頁
39	千葉胤紹書下	嘉吉三年二月一日	一四四三	平(花押)	河上山座主坊	佐嘉郡高木内神野村弘性田三〇町を安堵する。	河上神社文書	佐賀一・三三二頁
38	千葉胤紹書下	永享一年三月二七日	一四三九	平(花押)	於保因幡守殿	佐嘉郡の内本領知行を安堵する。	多家家文書	佐賀一〇・一五頁
37	千葉胤紹書状写	(永享八)一〇年十一月七日		胤紹(花押影)	有浦殿	肥前への出陣を知らせ、奔走を求める。	有浦家文書	佐賀二〇・二五頁
36	千葉某書下案	永享五年八月六日	一四三三	平御判	(武雄社)	(前欠)一〇町を安堵する。	武雄神社文書	佐賀二・一八七頁
35	千葉某書下	永享五年八月六日	一四三三	平(花押)	(河上社)	佐嘉郡の免田高木の内神野村三〇町・国分寺の内平尾一〇町を安堵する。	河上神社文書	佐賀一・三二二頁
34	千葉某書袖判伊予介某書下	永享五年閏七月四日	一四三三	(袖)(花押) (日下)伊与介(花押)	(河上社)	佐嘉郡国分寺の内田地一〇町を寄進する。	河上神社文書	佐賀一・三二二頁
33	千葉某書下	永享四年四月二〇日	一四三二	平(花押)	於保因幡守殿	佐嘉郡の内於保因幡守本領を安堵する。	多家家文書	佐賀一〇・一八頁
32	千葉胤繁書状	七月二五日		胤繁(花押)	於保因幡守殿	某所の事につき、本領であるが人に与えた旨を伝える。	多家家文書	佐賀一〇・一六頁
31	千葉胤繁書下	応永三四年三月一〇日	一四二七	平(花押)	於保因幡守殿	佐嘉郡於保の地頭分を安堵する。	多家家文書	佐賀一〇・一九頁
30	千葉胤基書下写	応永三年九月一八日	一四一六	平判 千葉胤基	(河上社)	佐嘉郡の免田所を安堵する。	鍋島家文庫 〔河上宮古文書〕	佐賀二・三四二頁
29	千葉某書下写	応永二年二月一九日	一四〇五	平判	(河上社)	佐嘉郡神野弘性田三〇町を安堵する。	鍋島家文庫 〔河上宮古文書〕	佐賀二・三四二頁
28	(田中季秀申状)	応永一年二月二日	一四〇四	(袖)(花押)	田中孫八季秀	(小城郡)徳久名(同本給晴氣保の内)・納所八坪一町・畠地(宇大塚次屋敷等)を安堵する。	実相院文書	佐賀一・二九四頁
27	千葉某書下	応永一〇年一〇月二九日	一四〇三	平(花押)	(河上社)	鎌尼季高寄進の免田を安堵する。	河上神社文書	佐賀一・二四九頁
26	千葉某書下写	応永九年一〇月二八日	一四〇二	平朝臣判	玉林寺長老玉回和尚	鎌尼季高寄進の佐嘉郡朽井内当寺(玉林寺)敷地・高木庄内田地六町・巨勢庄小太郎九名内田地二町・香田内田地五町等を安堵する。	玉林寺文書	佐賀五・二六二頁
25	千葉胤泰書状	九月三日		平胤泰(花押)	進上 中山殿御坊	御時料として山崎郷内田地五丁(手所内)を寄進する。	中山法華経寺文書	千葉二・一三三頁
24	千葉胤泰書下写	応永八年七月八日	一四〇一	平胤泰判	当寺(玉林寺)長老	鎌尼季高寄進の肥前国内所々を安堵する。	玉林寺文書	佐賀五・二六一頁
23	千葉某書下写	応永六年六月一日	一三九九	平判	当寺(玉林寺)長老	鎌尼季高寄進の(佐嘉郡)国分村内田地二町を安堵する。	玉林寺文書	佐賀五・二六一頁
22	千葉胤泰書状写	(嘉慶二年)四月三日	一三八八	平胤泰	進上 御奉行所	肥前国段別銭につき、河上社社家の訴えにより幕府の沙汰を請う。	鍋島家文庫 〔河上宮古文書〕	佐賀四・三三六頁 南九六・六四二五号
21	千葉胤連讓状	応安二年八月一八日	一三六九	千葉前常陸介平胤連(花押)	(吉弟宗泉上座)		出光佐三氏奉納文書	宗像大社文書二・九〇頁

71	千葉胤勝書下写	大永六年九月二四日	一五二六	胤勝	三浦右衛門大夫殿	佐嘉郡の内寄人七五町・豊益二九町を安堵する。	小城鍋島家文庫 〔御家中古書佐嘉指出覧〕	佐賀二六・一〇七頁	
70	千葉興常書下写	大永五年三月二日	一五二五	平興常在判	南陽院進覽	小城郡内清水西谷三六町・同塔中免九町五段を新寄進し、本御寺領安藤分五町・五ヶ所を安堵する。	光勝寺文書	佐賀五・二二七頁	
69	千葉興常書下	大永四年三月二八日	一五二四	平(花押)	龍造寺民部太輔殿	別府一〇町(岩部分二〇町を除く)・佐嘉郡大宝四〇町・□(千カ)住一二町・諸富一二町を安堵する。	龍造寺家文書	佐賀三・六四頁	
68	千葉胤勝官途察状	永正一八年正月一日	一五二二	平胤勝(花押)	南陽院進覽	民部太輔の官途を推挙する。	光勝寺家文書	佐賀三・六三頁	
67	千葉胤勝官途察状	永正一八年正月一日	一五二二	平胤勝(花押)	龍造寺新次郎殿	杵島郡の内水尻分二四町を寄進する。	龍造寺家文書	佐賀三・六三頁	
66	千葉興常書下	永正一一年一月二日	一五二四	平興常(花押)	中村三河守殿	杵島郡樋口分一八町・大村分の内二町を安堵する。	橋中村文書	佐賀一八・九六頁	
65	千葉興常書下写	永正一一年一〇月二日	一五二四	平興常判	河上山座主大納言殿	河上山座主職・神領を安堵し、大鳥居の内における狼藉を禁じる。	鍋島家文庫 〔河上宮古文書〕	佐賀二・三四七頁	
64	千葉興常書下	永正一一年八月一〇日	一五二四	平興常(花押)	中村三河守殿	杵島郡小田の内樋口分一三町・同小田の内七町を安堵する。	橋中村文書	佐賀一八・九六頁	
63	千葉胤勝名字状	永正一一年三月一五日	一五二四	平胤勝(花押)	龍造寺新次郎殿	胤久の実名を与える。	龍造寺家文書	佐賀三・六三頁	
62	千葉興常書下	永正一〇年二月一五日	一五二三	平興常(花押)	中村主馬允殿	杵島郡山口八〇町の内浪打今里二五町を安堵する。	橋中村文書	佐賀一八・九五頁	
61	千葉胤繁書状写	八月二日		胤繁(花押影)	龍造寺刑部左衛門殿	鯛を贈られたのを謝す。	武雄鍋島家文書 〔感状写〕		
60	千葉胤繁書状	六月六日		胤繁(花押)	龍造寺右衛門大夫殿	祇園会社役につき、大草野弥六左衛門尉の申す旨を承知した由を受け、これを賞す。	龍造寺家文書 指出覧	佐賀三・六一頁	
59	千葉胤繁書下写	永正四年六月一四日	一五〇七	平胤繁	持永大藏丞殿進之候	旧今河領の小城郡大楊・乙牟礼二四町を返付する。	小城鍋島家文庫 〔御家中古書佐嘉指出覧〕	佐賀二六・四七頁	
58	千葉某書下写	永正三年一月二八日	一五〇六	平判	副嶋彦十郎殿	佐嘉郡の内宰院・坪上・妙善元地三ヶ所を安堵する。	武雄鍋島家文書 〔感状写〕		
57	千葉興常書下	永正二年三月一六日	一五〇五	平(花押)	龍造寺隠岐入道殿	佐嘉郡川副下庄袋の内瑞応寺一所を安堵する。	龍造寺家文書	佐賀三・六一頁	
56	千葉興常書下写	明応一〇年九月一日	一五〇一	平(花押影)	吉積因幡守とのへ	佐嘉郡の内惣座の山口を安堵する。	筑前町村書上帳 〔筑前町村書上帳〕一五二頁		
55	千葉興常禁制	明応六年三月二七日	一四九七	平興常(花押)	(河上社)	当手軍勢甲乙人等の濫妨狼藉を禁じる。	河上神社文書	佐賀一・二〇三頁	
54	千葉胤盛書下	明応六年正月三日	一四九七	平胤盛(花押)	河上山唯真坊律師	河上社座主職・往古神領(佐嘉郡)神野三〇余町・中河一二町・平尾二〇町・其外国中社領・増与律師当知行分を安堵する。	河上神社文書	佐賀一・二三五頁	
53	千葉胤資書状	七月一七日		胤資(花押)	河上山実相院	松浦での弓矢につき、祈祷の目録を謝し、いよいよの祈念を頼む。	河上神社文書 〔川上古文書〕	佐賀一・二三五頁	
52	千葉胤盛書下写	文明一八年四月五日	一四八六	平胤盛(花押影)	河上山実相院	佐嘉郡の内神野三〇町・平尾二〇町・中河一所を安堵する。	鍋島家文庫	佐賀二・三四五頁	
51	千葉胤朝書状	九月二日		千葉介胤朝(花押)	謹上大友殿	祝儀の使者を謝し、太刀一腰・馬一疋を贈る。	大友家文書 〔六分県史料〕二六・四八八号		
50	千葉胤朝書状	六月二三日		胤朝(花押)	実相院進覽之候	(佐嘉郡)中河の事につき、判形を与える旨を伝える。	河上神社文書	佐賀一・二三四頁	
49	千葉胤朝書下	文明一二年六月一九日	一四八〇	胤朝(花押)	河上山後座主宰持公殿	佐嘉郡の内山田三〇町を安堵する。	河上神社文書	佐賀一・二三四頁	
48	千葉胤盛書下	文明一二年六月一九日	一四八〇	胤盛(花押)	河上山後座主宰持公殿	佐嘉郡の内山田三〇町を安堵する。	河上神社文書	佐賀一・二三四頁	
47	千葉某書下写	文明一二年四月二三日	一四七九	平(花押影)	今河新二郎殿	名字(今河)の使用を認める。	小城鍋島家文庫 〔御家中古書佐嘉指出覧〕	佐賀二六・四八頁	花押影から 発給者比定 できず。

肥前千葉氏発給文書目録

94	千葉胤勝書状写	二月一六日	胤勝(花押影)	竹崎山平井坊	入郡祝儀の舟の到来、および五明・抹茶・紙を贈られたのを謝し、扇一本を与える。	江藤正澄所蔵 「平井坊文書」			
93	千葉興常書状	二月七日	興常(花押)	鎰尼与三兵衛尉殿	三河守の事につき、求春早々に出現して相談するよう命じる。	橘中村文書	佐賀一八・一二頁		
92	千葉興常書状	一〇月一七日	興常(花押)	実相院尊報	祈禱の目録を謝し、相手の進発を伝え、寺家に疎意を存じない旨を約す。	実相院文書	佐賀一・三〇〇頁		
91	千葉興常書状	八月二七日	興常(花押)	座主御坊御同宿中	大内方近日下向により、肥前国の鉢が替われば本意に任すであらうと伝える。	実相院文書	佐賀一・三〇〇頁		
90	千葉興常書状	七月二〇日	興常(花押)	唯心院尊報	興常当介(千葉介)につき、河上山の事は当座主の心に任せる旨を伝える。	実相院文書	佐賀一・二九九頁		
89	千葉興常書状写	四月一日	興常判	龍造寺右衛門大夫殿	佐嘉郡内西山田・切目・鍋島・中何(阿カ)分・上平野分・小刀武・瀬戸分・奈良田分・今山・大願寺・成道寺分・常陸給・飯篠分・妙法院分の一四箇所は、於保の内であるが去り渡すとの由を伝える。	「肥陽旧章録」 多久家文書	佐賀一・二九八頁		
88	千葉興常書状	四月三日	興常(花押)	河上まいる御報	音信を謝し、こちらは勝利眼前である旨を伝える。	実相院文書	佐賀一・二九八頁		
87	千葉興常・胤勝連署書下写	天文二二年一〇月一七日	平興常判・平胤勝判	河上山実相院	佐嘉郡河上山座主職・社領を安堵する。	鍋島家文庫 「河上宮古文書」	佐賀二・三五二頁		
86	平(千葉カ)大若丸施行状写	天文二二年九月二六日	平大若丸判	玉林寺侍者禪師	玉林寺を勧願所とする繪旨を施行する。	玉林寺文書	佐賀五・二六三頁		
85	千葉興常書下写	天文六 二月一九日	平(花押影)	平井坊	小城郡内晴氣保報恩寺住持職・寺領三町を安堵する。	江藤正澄所蔵 「平井坊文書」			No.80の誤写か。
84	千葉興常書下写	天文六年正月二三日	平興常(花押影)	平井坊	佐嘉郡内来迎寺住持職・同寺領一六町を安堵する。	江藤正澄所蔵 「平井坊文書」	佐賀二・一八九頁		
83	千葉興常書下	天文五年六月二日	平(花押)	武雄式部少輔殿	小城郡内名相分七町を安堵する。	武雄神社文書	佐賀六・八頁		
82	千葉興常書下	天文五年三月五日	平興常(花押)	後藤殿	杵島郡内山口八〇町・小城郡内原分二四町を安堵する。	武雄鍋島家文書	佐賀二・一〇七頁		
81	千葉興常・胤勝連署禁制	天文三年二月一五日	勝(花押)	川上山実相院	当手軍勢甲乙人等の濫妨狼藉を禁じる。	河上神社文書	佐賀一・二〇六頁		
80	千葉興常・胤勝連署書下	天文二年一〇月一七日	勝(花押)	河上山実相院	佐嘉郡河上山座主職・社領を安堵する。	河上神社文書	佐賀一・二〇六頁		
79	千葉胤勝書下写	天文二年七月一〇日	胤勝(花押影)	竹崎山平井坊	佐嘉郡の内来迎寺家分八町を安堵する。	江藤正澄所蔵 「平井坊文書」			
78	千葉胤勝書状	(天文二年) 四月二五日	胤勝(花押)	南里但馬守殿	(小城郡カ) 宇佐分を、社家衆と和合して知行するよう命じる。	南里今村文書			
77	千葉胤勝書下	享祿五年二月二五日	胤勝(花押)	南里但馬守殿	小城郡の内垂井分一九町・金原分一五町・友田二二丁・長門分一〇町を安堵する。	南里今村文書			
76	千葉胤勝書状	(享祿五年) 二月二五日	胤勝(花押)	南里但馬守殿	(小城郡) 荻野五五町(大聖寺十年分三町を副え)の内三分の一を安堵する。	南里今村文書			
75	千葉胤勝書下	享祿五年二月二五日	胤勝(花押)	南里但馬守殿	小城郡の内福田分一町五段・江口分二町五段を安堵する。	南里今村文書	佐賀三・六二頁		
74	千葉興常書状	(享祿四年) 閏五月一〇日	興常(花押)	龍造寺民部太輔殿	走りなどの覚悟を賞す。	龍造寺家文書	佐賀三・六四頁		
73	千葉胤勝書下	享祿三年七月一五日	胤勝(花押)	龍造寺民部太輔殿	佐嘉郡の内与賀庄一〇〇町六郷を安堵する。	龍造寺家文書	佐賀三・六四頁		
72	千葉興常書下	永龜二年正月一六日	平興常(花押)	龍造寺民部太輔殿	小城郡内光武分一八町・佐嘉郡内下嘉世一〇〇町・有重一二町・法成寺一六町・永田左馬允下地領知を安堵する。	龍造寺家文書	佐賀三・六二頁		永龜二年は大永七年にあたる。

116	千葉胤頼書状	九月四日	胤頼(花押)	日秀まいる	脚気の病状を尋ね、快気を望む。	杠家文書	佐賀一七・一一八頁
115	千葉胤頼書状写	五月二日	胤頼(花押影)	竹崎山平井坊	今年の祝儀音問、ならびに一種を贈られたのを謝す。	江藤正澄所蔵 〔平井坊文書〕	
114	千葉胤頼書状写	四月一日	胤頼判	(河上社)	神領の段銭を免除するとの上意を伝える。	鍋島家文庫 〔河上宮古文書〕	佐賀二・三三三頁
113	千葉胤頼書状写	三月二四日	胤頼(花押影)	(神通院)	祈祷の目録を贈られたのを謝す。	武雄の鍋島家文書 〔感状写〕	
112	千葉胤頼書状写	(永禄元年)正月二七日	胤頼判	福満寺	今春の慶詞を謝し、増元へのいよいよの心寄せを頼む。	福満寺所蔵 〔長尾山年譜〕	大園隆二郎「長尾山年譜一・二二」(肥前史研究)五六九頁
111	千葉胤連書状	二月二四日	胤連(花押)	横岳殿	歳暮の慶詞を謝す。	横岳家文書	佐賀六・二六二頁 『西国武士関係史料集』一三三・八九頁
110	千葉胤連書状	八月一日	胤連(花押)	河上山実相院	南呂の慶詞として太刀一腰・馬一匹を給わたったのを謝し、太刀一帯・馬一疋を贈る。	河上神社文書 〔感状写〕	佐賀一・二三七頁
109	千葉胤連書状写	五月一六日	胤連判	佐尾藤太兵衛尉とのへ	発足につき忠節を命じる。	武雄鍋島家文書	
108	千葉胤連(袖判)岩部常久奉書	天文二三年一〇月二八日	〈袖〉(花押) 〈日下〉岩部兵部太輔 常久(花押)	松尾山光勝寺御衆分中	小城郡内町神田ケ里三三坪木分免一町・同ケ里河窪分一町・佐保里ケ里一二坪宇佐分二町を久遠寿寺敷地として安堵する。	光勝寺文書	佐賀五・二三八頁
107	千葉胤頼書下	天文二三年一〇月一三日	平胤頼(花押)	(光勝寺)	小城郡久遠寿寺敷地一町を永代に守護不入とする旨を安堵する。	光勝寺文書 〔感状写〕	佐賀五・二三八頁
106	千葉胤頼書下写	天文一九年七月二二日	平判 胤頼之判也	副嶋彦十郎殿	佐賀郡の内副嶋弥七郎一跡を安堵する。	武雄鍋島家文書 〔感状写〕	佐賀五・二三八頁
105	千葉胤頼書下	天文一九年六月一日	平胤頼(花押)	武蔵殿	佐嘉郡奈良田の内実相寺五丁・繩手末五町・江口ケ里の内一町を安堵する。	杠家文書	佐賀一七・一一七頁
104	千葉胤連書下	天文一八年六月二日	胤連(花押)	杠主馬允殿	小城郡栗並山の内両門を安堵する。	杠家文書	佐賀一七・一一六頁
103	千葉胤連書下写	天文一六年五月九日	胤連(花押影)	竹崎山平井坊	佐嘉郡の内来迎寺一所一六町を安堵する。	江藤正澄所蔵 〔平井坊文書〕	
102	千葉胤頼書状写	天文二三年四月一六日	平胤頼判	太陽山玉林禪寺持者禪師	勸願所として毎度の口能につき、無沙汰しない旨を伝える。	玉林寺文書	佐賀五・二六二頁
101	千葉胤勝書状	一二月三日	胤勝(花押)	南里但馬守殿	(筑前国)早良郡入部村在留の旨を伝え、来春は弓矢必定につき、馳走を命じる。	南里今村文書	
100	千葉胤勝書状写	一二月二七日	胤勝	竹崎山平井坊	此面に在留につき、鑑山肥後守への懇札を謝す。	江藤正澄所蔵 〔平井坊文書〕	
99	千葉胤勝書状写	一二月二二日	胤勝(花押影)	竹崎山平井坊	筑後へ人を遣わすにつき、小船の手配を依頼する。	江藤正澄所蔵 〔平井坊文書〕	
98	千葉胤勝書状	一〇月二〇日	胤勝(花押)	深河主馬亮殿・音無新五郎殿・南里但馬守殿 寄合御中	防州衆渡海につき、馳走を命じる。	南里今村文書	佐賀一・三〇三頁
97	千葉胤勝書状	一〇月一七日	胤勝(花押)	河上山実相院	祈念の目録・鳥目一〇疋を謝す。	実相院文書	
96	千葉胤勝書状写	四月三日	胤勝(花押影)	竹崎山平井坊	境舟の到来、および茶二〇袋を贈られたのを謝す。	江藤正澄所蔵 〔平井坊文書〕	
95	千葉胤勝書状写	三月三日	胤勝(花押影)	竹崎山平井坊	鑑山肥後守への書札、および一〇袋(茶カ)を贈られたのを謝す。	江藤正澄所蔵 〔平井坊文書〕	

120	千葉胤政書状	九月二日	胤政(花押影)	佐保藤太左衛門尉殿・ 藤瀬神兵衛尉殿・松木 大隅守殿・安富山香中	此度の弓矢での心懸を賞し、いよいよの忠節を命じる。	武雄鍋島家文書 〔感状写〕	佐賀一七・二〇頁
119	千葉胤政書状	九月一日	胤政(花押)	杠左馬太夫殿	長良の内部につき、粉骨を求める。	杠家文書	佐賀一七・二〇頁
118	千葉胤政書状	六月三日	胤政(花押)	杠左衛門太夫殿	家良の名代に定められたことを祝す。	杠家文書	佐賀一七・二一八頁
117	千葉胤政書状	八月一日	胤政(花押)	杠左衛門太夫殿	岩屋城亡落の時など頼繁な出陣を慰勞し、無事の帰陣を祝す。	杠家文書	佐賀一七・二一九頁

〔凡例〕この目録は、作成者(大塚俊司)が現時点(平成二十二年八月末現在)までに蒐集し得た、肥前千葉氏の歴代当主(一部に当主以外も含む)の発給文書を、編年で一覧表化したものである。基本的には胤泰以降を対象としているが、それ以前の宗胤・胤貞らの文書についても、肥前国関係に限って採録した。なお、家臣の発給文書は採録していない。文書蒐集に際し、小城市立歴史資料館が蒐集した史料データを参考にさせていただいた。

文書名：原則として書下や書状など文書様式を元にしており、必要と思われるものに限って議状や禁制など、内容を元に名称を付けている。上中文書(申状や軍忠状など)に千葉氏が外題・承判・袖判などを書き込んでいる場合は、千葉氏を優先する形で名称を付け、()内に上中文書の名称を記した。

年月日：無年号文書のうち、年次を比定していないものは、便宜上それぞれの発給者の終見史料の後に、月日順に掲載した。表記には旧字体や異体字等を使用せず、「十」「拾」は「一〇」、「廿」は「二〇」とする。また「元年」「正月」以外は数字に改め、干支は省略した。(数字の表記は、他の項目でも同様に行う。)

差出：()内は、発給者の署名・花押の位置を示す。上中文書に千葉氏が外題・承判・袖判などを書き込んでいる場合、千葉氏の署名・花押を記した。

充所：文書に明確な充所がないものについては、本文の記述等から判明する(推定を含む)名称を()内に記載した。上中文書の場合、その発給者を記した。

刊本：刊本の名称・巻数・文書番号または頁数を示す。「佐賀」は『佐賀県史料集成 古文書編』、「千葉」は『千葉県の歴史 資料編中世』、「鎌」は『鎌倉遺文』、「南九」は『南北朝遺文 九州編』を略している。

謝 辞

本書作成にあたり、貴重な資料の閲覧、また貸借・提供いただいた方、論考をお寄せいただいた方、その他御協力いただいた関係各位に心よりお礼申し上げます。

ここに御芳名を記し深甚の謝意を表します。(敬称略、五十音順)

今川泰靖

宇佐美松鶴堂

栄福寺(千葉市)

円通寺

延命寺

小城市三日月町岡本地区

光勝寺

財団法人鍋島報效会

佐賀県教育庁社会教育・文化財課

佐賀県立図書館

佐賀県立博物館・美術館

佐賀大学附属図書館

三岳寺

勝妙寺

多久市郷土資料館

千葉市立郷土博物館

丸井敬司

妙勝寺

與止日女神社

中世小城の歴史・文化と肥前千葉氏

発行日 平成二十二年(二〇〇九)一〇月一五日

編集 千葉氏研究プロジェクト

(代表 宮島敬二)

発行 佐賀大学地域学歴史文化研究センター

〒八四〇―八五〇二

佐賀市本庄町一

電話 〇九五二―二八―八三七八

印刷 大同印刷株式会社

〒八四九―〇九〇二

佐賀市久保泉町大字上和泉一八四八―二〇

電話 〇九五二―七―一八五二〇(代)